

三重県議会議会改革の検証にかかる各種調査結果

(三重県議会議会改革諮問会議 第一次答申「資料編」)

平成22年5月14日

三重県議会議会改革諮問会議

<目次>

三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート	…	1
議会改革にかかる県議会議員の意向把握アンケート	…	9
議会改革にかかる議員ヒアリング	…	21
三重県議会及び議会改革にかかる職員アンケート	…	59
三重県議会との連携にかかる市町議会アンケート	…	77
県議会との連携にかかる市町議会ヒアリング	…	84
県議会にかかるNPO、大学等ヒアリング	…	112

三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート

三重県議会では、地方分権時代を先導する議会を目指して、これまで様々な議会改革の取組を行ってきました。

しかしながら、より県民に開かれた議会活動を進めていくためには、議会だけで改革を行うのではなく、県民の皆さまのご意見をお聞きし、活かしながら改革・改善していくことが重要となっています。

つきましては、今回、e-モニターに登録されている方を対象に、県議会の現状や議会改革の取組などについてお聞きするアンケートを実施し、その結果を次のとおり取りまとめましたので、報告します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県議会議会改革諮問会議会長 江藤俊昭

< アンケートの概要 >

- 1 実施期間 平成 21 年 11 月 9 日から 24 日
- 2 回答率 68.7%(対象者数1,503名、回答者数1,033名)
- 3 回答者属性(項目ごとの回答者数及び構成比)

性別

男性 559名(54.1%) 女性 474名(45.9%)

年齢層別

20歳代 125名(12.1%) 30歳代 244名(23.6%)
40歳代 251名(24.3%) 50歳代 220名(21.3%)
60歳代 146名(14.1%) 70歳以上 47名(4.6%)

地域別

北勢 478名(46.3%) 伊賀 98名(9.5%)
中南勢 280名(27.1%) 伊勢志摩 138名(13.3%)
東紀州 39名(3.8%)

【参考】「三重県IT広聴事業(e-モニター)」制度

インターネットを活用した県民の意識傾向を把握するしくみで、平成21年度は約1500人が登録されています。モニターは、選挙人名簿から候補者を性別、年齢別などの属性別に均等かつ無作為に約6000人を抽出して募集し、応募のあったものを登録しています。3年間は更新が可能で、全体の約半数が該当しています。

e-モニターには、希望者に対し月1回程度県からメールマガジンを発行し、県主催の行事などの情報を提供しています。

統計学上、一般的に許容できる標本誤差の範囲は3%程度の範囲までであり、県人口約185万人に対する標本数は約1067人です。

< アンケート結果 >

県議会に対する関心度について

【県議会への関心度】

問1 あなたは県議会に関心がありますか。(該当すると思われるもの1つに)

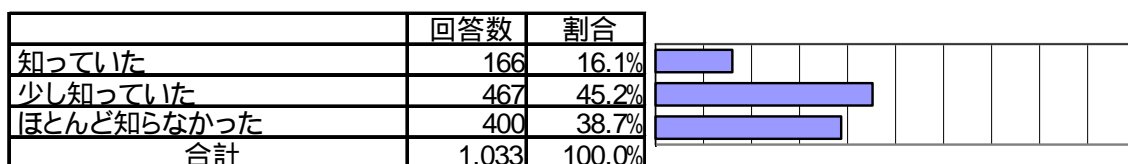
「大いにある」及び「少しある」を合わせて51.3%と、県議会へ関心を持っている県民は約半数となっています。



【議会の役割に対する認識度】

問2 あなたは県議会がどのような役割を担っているかご存知でしたか。(該当すると思われるもの1つに)

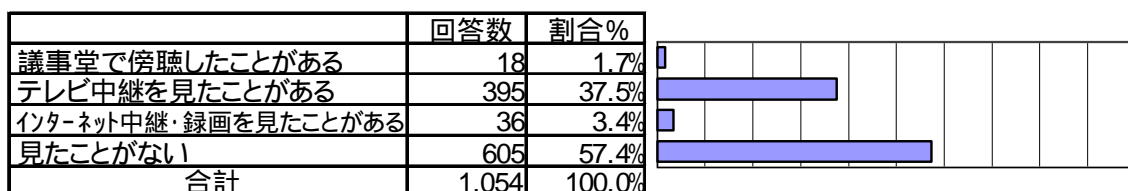
県議会の役割を知っている県民は、「知っていた」及び「少し知っていた」を合わせて61.3%となっています。



【議会傍聴・視聴の経験】

問3 あなたは県議会の会議(本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会など)を見たことがありますか。(該当するもの全てに)

県議会の会議を見たことがない県民が57.4%と半数を超えています。



【議会情報の入手方法】

問4 あなたは県議会の情報を主にどこから入手していますか。(最も該当すると思われるもの1つに)

県議会情報の主な入手先は、「県議会だより」が60.9%と、他の「新聞掲載の『広報みえ』」や「新聞・テレビ報道」に比べて、かなり多くなっています。

	回答数	割合%
県議会だより	627	60.9%
県議会ホームページ	19	1.8%
県議会提供のテレビ番組	15	1.5%
新聞に掲載の「広報みえ」	183	17.8%
新聞・テレビの報道	154	15.0%
その他	31	3.0%
合計	1,029	100.0%

<その他、主なご意見>
 議員からの情報提供(ダイレクトメール、後援会情報紙、直接等)
 ラジオ など 計 25 件

【議会情報の希望入手方法】

問5 あなたは今後、県議会の情報を主にどのように入手したいと思いますか。(最も該当すると思われるもの1つに)

今後の県議会情報の主な入手先でも、「県議会だより」が 52.0%と半数を超えていますが、現在の情報入手先と比べると、「新聞・テレビ報道」22.4%(+7.4ポイント)や「県議会ホームページ」13.0%(+11.2ポイント)での情報提供を希望する傾向があります。

	回答数	割合%
県議会だより	537	52.0%
県議会ホームページ	134	13.0%
県議会提供のテレビ番組	40	3.9%
新聞広告	52	5.0%
新聞・テレビの報道	231	22.4%
県議会主催の議会報告会	16	1.5%
その他	23	2.2%
合計	1,033	100.0%

<その他、主なご意見>
 インターネット(議員個人のホームページ、メール、直接等)
 ラジオ コミ など 計 17 件

県議会の議会改革に対する評価について

【県議会の議会改革の評価(1)(県民に開かれた議会運営)】

問6 あなたは県議会の議会改革の取組のうち、「県民に開かれた議会運営」(会議の公開、テレビやインターネットでの中継、県民の政策提案制度など)に関してどのように評価しますか。(該当すると思われるもの1つに)

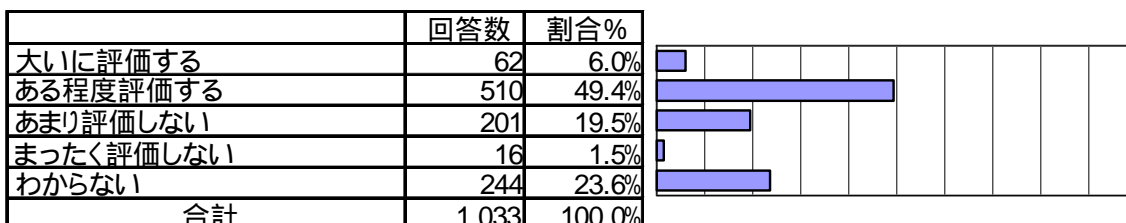
「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせると 64.5%と、約 2/3 の県民が開かれた県議会の運営を評価しています。

	回答数	割合%
大いに評価する	87	8.4%
ある程度評価する	579	56.1%
あまり評価しない	155	15.0%
まったく評価しない	17	1.6%
わからない	195	18.9%
合計	1,033	100.0%

【県議会の議会改革の評価（２）（政策決定と監視・評価）】

問7 あなたは県議会の議会改革の取組のうち、「住民本位の政策決定と政策監視・評価」（会期等の見直し、本会議の質問方式の改善、予算決算常任委員会の設置など）に関してどのように評価しますか。（該当すると思われるもの1つに）

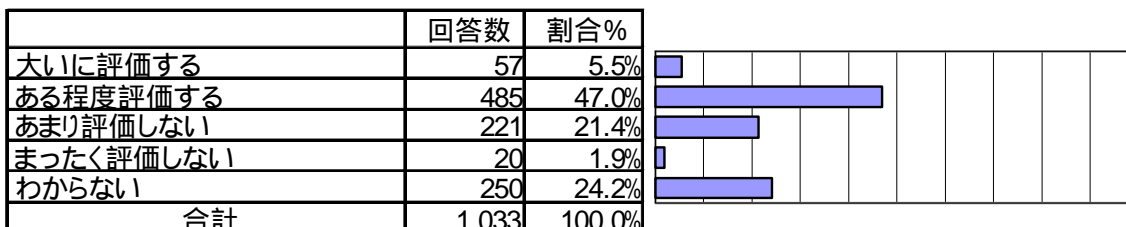
「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせると55.4%と、半数を超える県民が県議会の政策決定及び監視・評価の取組を評価しています。



【県議会の議会改革の評価（３）（政策提言や政策立案）】

問8 あなたは県議会の議会改革の取組のうち、「独自の政策提言と政策立案の強化」（調査機関や検討会の設置、議員間討議の充実、議員提出条例による政策立案など）に関してどのように評価しますか。（該当すると思われるもの1つに）

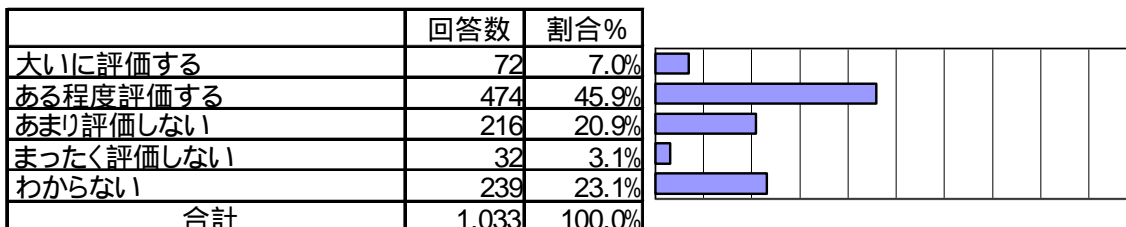
「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせると52.4%と、半数を超える県民が県議会の政策提言や政策立案の取組を評価しています。



【県議会の議会改革の評価（４）（交流・連携）】

問9 あなたは県議会の議会改革の取組のうち、「分権時代を切り開く交流・連携」（全国シンポジウムの開催、他府県議会との連携、市町議会との交流・連携など）に関してどのように評価しますか。（該当すると思われるもの1つに）

「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせると52.9%と、半数を超える県民が県議会の交流・連携の取組を評価しています。



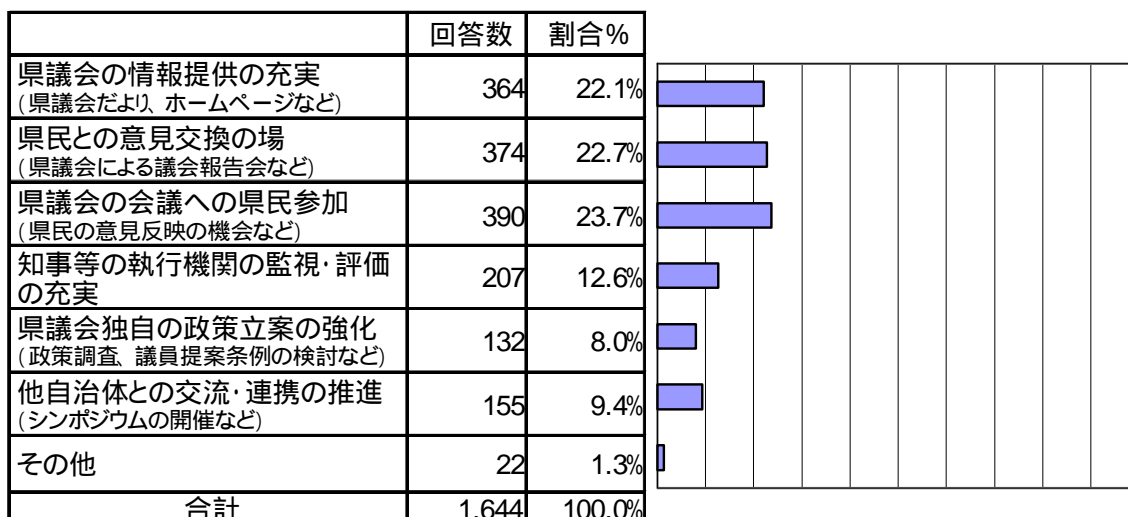
問7～10全体で見ると、県議会の4つの基本方針の全ての項目で、「大いに評価する」及び「ある程度評価する」の合計が半数を超えています。

一方、「わからない」とする人も2割程度あり、県議会への関心が低調（関心が「あまりない」及び「ほとんどない」の合計が48.7%）であることと合わせて、今後の課題と考えられます。

【今後の議会改革に対する意向】

問10 あなたは県議会が今後どのような議会改革に取り組むべきだと考えますか。(最も該当すると思われるもの2つまで)

「県議会の情報提供の充実」及び「県民との意見交換の場」「県議会の会議への県民参加」を合わせて68.6%と、約2/3の県民が開かれた議会運営にさらに取り組む必要があると考えています。



<その他、主なご意見>

議員定数の削減

議員報酬の削減

議員の資質向上、意識改革

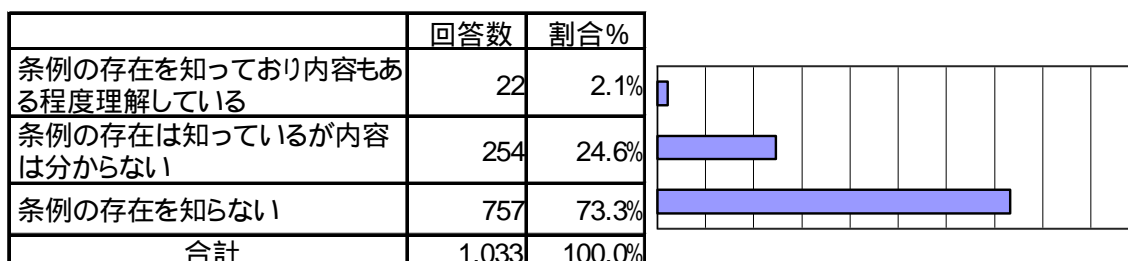
地元やいろんな世代の意見を聞いてほしい など 計18件

県議会に対する全体評価、その他について

【三重県議会基本条例の認知度】

問11 三重県議会では、これまでの議会改革の取組を後戻りさせないため、平成18年12月に「三重県議会基本条例」を制定していますが、あなたはこの条例を知っていますか。(該当すると思われるもの1つに)

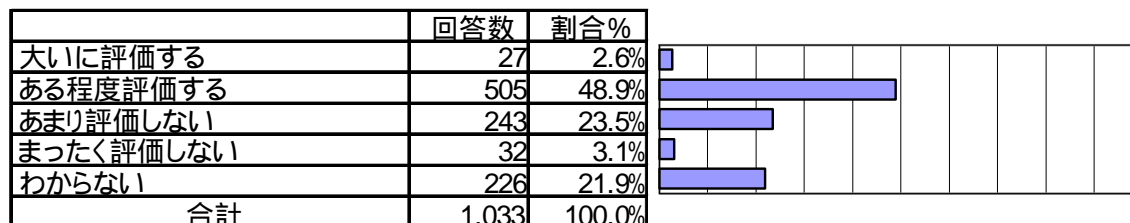
「条例の存在を知っており内容もある程度理解している」及び「条例の存在は知っているが内容は分からない」を合わせて26.7%と、議会基本条例を知っているとする県民は約1/4となっています。



【県議会の全体評価】

問12 あなたは県議会の活動をどのように評価しますか。(該当すると思われるもの1つに)

「大いに評価する」及び「ある程度評価する」の合計が 51.5%と半数を超えています。先の設問(Q7～10)で県議会の4つの基本方針ごとでも、「大いに評価する」及び「ある程度評価する」の合計は半数を超えており、4つの基本方針ごとに大きな差は見られません。なお、「わからない」とする人も2割程度あり、これは4つの基本方針においても同様の傾向が見られます。



【県民意見の反映の満足度】

問13 あなたは自分の意見や県民の声が県議会に反映されていると思いますか。(該当すると思われるもの1つに)

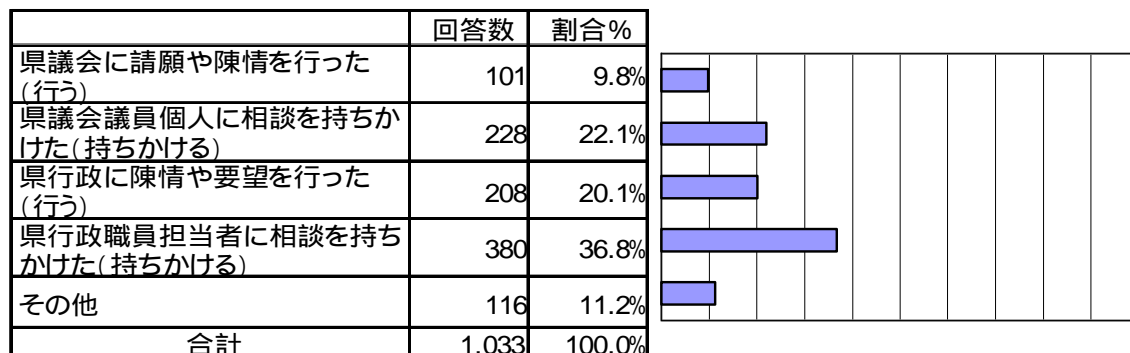
「思う」及び「やや思う」を合わせると 20.6%と、民意が反映されていると考えている県民は、約 1/5 となっています。



【陳情・要望・提案等の提出先】

問14 あなたは、県に対して政策・施策にかかる提言・要望・陳情をしようとする場合、主にどのように実施しましたか(実施しようとするか)。(最も該当すると思われるもの1つに)

「県行政職員に相談を持ちかけた(持ちかける)」とする人が 36.8%と一番多く、次いで「県議会議員個人に相談を持ちかけた(持ちかける)」が 22.1%、「県行政に陳情や要望を行った(行う)」が 20.1%と続いています。



<その他、主なご意見>

インターネットを通じて(ホームページ、メール) 手紙、ハガキ
 (役場や市民センターなど身近な場所での) 受付窓口の設置 など 計 71 件

【選出議員に対する認知度】

問15 あなたは自分の地域の選挙区から選出されている県議会議員の名前を1人でもご存知ですか。(該当すると思われるもの1つに)

自地域の選挙区から選出されている県議会議員の名前を一人でも知っているとは回答した人は、全体の71.1%となっています。

	回答数	割合%
知っている	734	71.1%
知らない	299	28.9%
合計	1,033	100.0%



【その他、県議会の役割や議会改革の取組などに関する主なご意見】

上記の設問のほか、計291件のご意見をいただきました。その主なものは次のとおりです。

1. 議会改革、議会の役割に関するもの(計23件)
 - (1) 議会改革の取組に対する前向きな評価(4件)
 - 資料を見て初めて議会改革の取組を知り理解できた
 - (2) 議会改革の取組に対する批判(12件)
 - 今さらと思う内容である
 - 改革と言っても身内だけの事のように
 - 結果が見えない
 - (3) 今後の議会改革の取組に対する期待(7件)
 - 今後も議会改革を推進してほしい

2. 県(県議会)の役割、位置付けに関するもの(計36件)
 - (1) 県(県議会)の役割が分からない(14件)
 - 国と県、市町の仕事の区分がよく分からない
 - 県議会の役割が理解できない
 - (2) 県(県議会)の存在が遠く関心がない(13件)
 - 県(県議会)のやっていることに興味がない
 - 県議会は身近に感じられない
 - (3) 今後は県(県議会)に関心を持っていきたい(9件)
 - 今回のアンケートを通じて県議会に無関心であることに気づき、今後は関心を持っていきたい

3. 「開かれた議会運営」に関するもの(計104件)
 - (1) 広報機能の充実(議会情報の発信・提供)(49件)
 - 新聞やテレビでもっと情報発信を
 - 分かりやすい情報提供を
 - (2) 広聴機能の強化(27件)
 - ネットを活用した意見提供の場を

身近な意見提供の場の設置を

(3) 議員活動を通じた広聴広報への期待 (20件)
選挙時以外でも議員による報告会をしてほしい

(4) その他、開かれた議会関係 (8 件)

4 . 「政策決定、監視・評価」に関するもの (計8件)

5 . 「政策立案・提案」に関するもの (計6件)

6 . 「他自治体との交流・連携」に関するもの (計2件)

7 . 「議員活動・議員の資質」に関するもの (計24件)

(1) 議員の資質向上 (11件)

政策能力の向上を

議員の意識改革を

(2) 政治倫理の確立 (6件)

(3) 県民全体の福利の視点に立った議員活動 (7件)

8 . 議員の定数・報酬に関するもの (計34件)

(1) 議員定数の削減 (25件)

(2) 議員報酬の削減 (7件)

(3) 多様な議員の選出など (2件)

9 . その他

徹底した行財政改革の推進を求める

その他、個別の行政施策等に対する要求・要望 など

議会改革にかかる県議会議員の意向把握アンケート

議会改革諮問会議では、三重県議会の議会改革の取組を検証するにあたって、議員の方々の議会改革に対する考えを把握するため、県議会議員を対象にしたアンケートを実施し、その結果を次のとおり取りまとめました。

平成 22 年 1 月 25 日

三重県議会議会改革諮問会議会長 江 藤 俊 昭

< アンケートの概要 >

1 実施期間

平成21年11月9日から20日

2 回答率

100%(対象者49名、回答者数49名)

3 回答者属性

会派別

新政みえ23名、自民みらい21名、日本共産党三重県議団2名、公明党2名、「想造」1名
当選回数別

1回14名、2回13名、3回11名、4回5名、5回以上6名

< アンケート結果 >

県議会改革の個々の取組に対する評価について

これまで三重県議会が実施してきた議会改革の具体的な取組に対する評価について、議員のお考えを次のとおりお聞きしました。(該当すると思われるもの1つに)

また、今後さらに取り組むべき内容や改善が必要と考えられる事項、あるいは評価の理由などについて回答いただいたご意見は、自由回答欄で整理しています。

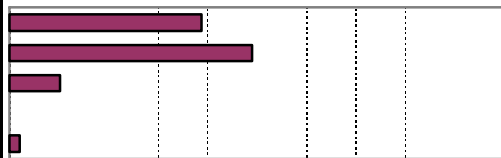
開かれた議会運営の実現

問1. 議会の会議の公開について

(例) 代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議、広聴広報会議など

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると87.8%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	19	38.8%
2. ある程度効果があった	24	49.0%
3. あまり効果がない	5	10.2%
4. 効果がない	0	0.0%
無回答	1	2.0%

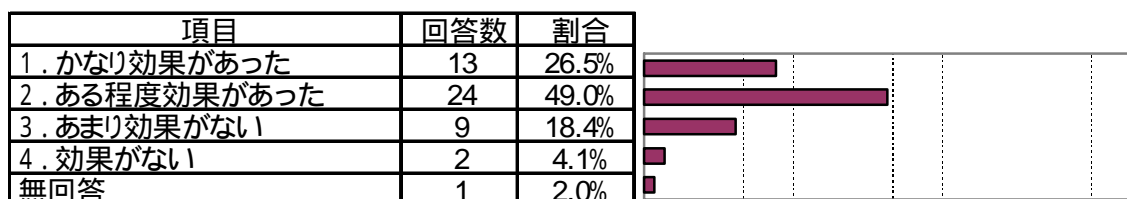


<自由回答>

特に代表者会議の公開は開かれた議会の象徴になっている。
代表者会議の公開は画期的であったと他議会から評価されることが多かったと思う。
少数会派の代表も含めて参加できるようになったことが、一つの大きな改善だったと思う。それが大前提。
議員2年程度では理解しがたい。
本音が隠れている。

問2．議案等に対する賛否状況の公表について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると75.5%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

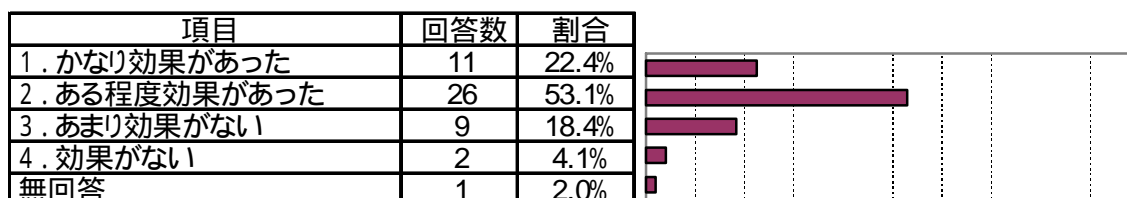


<自由回答>

インターネットでなく「議会だより」に公表すべきである。また議案や予算案についての一定の内容も公表が必要だと思う。何よりも議会最終日に三重テレビ放送を行うべきだ。
次期選挙後でもよいが、4年間の集計が一覧表で見れるようにすれば良いと思う。
わからない。
効果の検証にまで至っていない。

問3．正副議長の選出方法の改正について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると75.5%と、多くの議員が効果があったと認識しています。



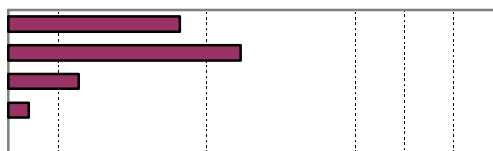
<自由回答>

四日市市議会や上野市議会など県内の市議会が選考実施していたが、全国的に注目度が高い三重県議会が実施したことで、三重県方式を参考にした正副議長選挙が広がりつつあり、かなり効果があったと思う。
選出方法は県民に理解されたと思うが、従来通り立候補前に数で決定している。
以前と実質的に変わっていない。
意見等に反対する少数会派が立候補できないのは問題。被選挙権がすべての議員にあるのに議長、副議長選に立候補できないのはおかしい。
以前どのような形であったかわからないので比較できない。

問4．議長定例記者会見の実施について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると81.6%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	17	34.7%
2. ある程度効果があった	23	46.9%
3. あまり効果がない	7	14.3%
4. 効果がない	2	4.1%
無回答	0	0.0%



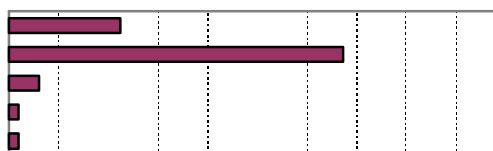
<自由回答>

地方政府は、二元代表性であることに県民が理解され、イメージできる仕組みとなっていると思う。事前に各会派の代表なり意見を聞いての会見にするといいそう効果があると思う。

問5. 「みえ県議会出前講座」の実施について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると89.8%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	11	22.4%
2. ある程度効果があった	33	67.3%
3. あまり効果がない	3	6.1%
4. 効果がない	1	2.0%
無回答	1	2.0%



<自由回答>

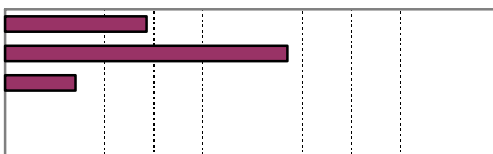
現在小、中学に限定しているが、今後、住民各層も対象にする事も可。もっとみんなが出席してやると一層効果があると思う。また議会のしくみなどこちらから一方的に話に行くだけでなく、広聴機能をもっと充実して、「県議会に議員にもの申す」ような全議や講座があってもいいと思う。子ども達の目線に立った講座を開催できればさらなる効果が期待される。回数がまだまだで、増すべきである。自分自身が関わったことがないため、よく分からない。

問6. 住民の議会への直接参加について

(例) 公聴会、政策提案制度、県議会だよりの意見ハガキ、県民ミーティングなど

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると85.7%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

項目	回答数	割合
1. かなり効果があった	14	28.6%
2. ある程度効果があった	28	57.1%
3. あまり効果がない	7	14.3%
4. 効果がない	0	0.0%
無回答	0	0.0%



<自由回答>

公聴会

公聴会はもっと実施された方が良く思う。

参加者が少ない。

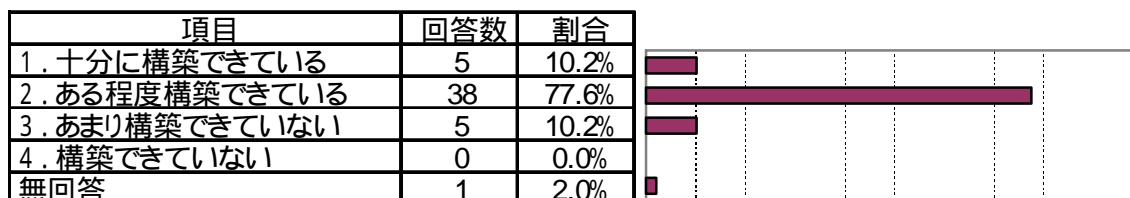
特に福祉医療の有料化に関する政策討論会議は、各市長、町長や各団体等の代表が入って意見を聴く機会があってよかったと思う。請願の採択などにあってもっと住民の意見を聞く場を広げるべきだ。県立病院改革についての公聴会をもっと時間をかけて広く聞くべきだ。

住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

問7．執行機関との緊張感ある関係の構築について

(例) 審議会等の議員充て職の辞退、二元代表制における議会の在り方検討会

「十分に構築できている」及び「ある程度構築できている」を合わせると87.8%と、多くの議員が構築できていると認識しています。



<自由回答>

以前に比べて「ある程度」の思い。もっと根本的に議会が全体として知事部局、執行当局に「野党」としてあたるべきだ。ほとんどすべての議案や予算になんでも賛成ではなめられる。知事与党、野党など呼び方は存在しなくなり二元代表制の言葉やその意味もかなり定着して来ている。

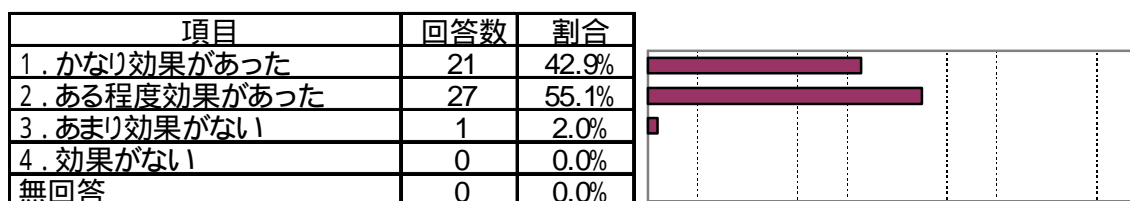
時として執行機関と同じ立場になろうとする取組も見受けられるが、本来はそれぞれの役割・機能があるべき。

予算決算常任委員会で、予算案の修正議論が議員間で活発に行われて、委員会提案として修正可決されるようになれば良いと思う。

問8．本会議での質疑質問方式の改善について

(例) 一問一答方式、対面演壇方式、分割質問方式

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると98.0%と、ほとんどの議員が効果があったと認識しています。



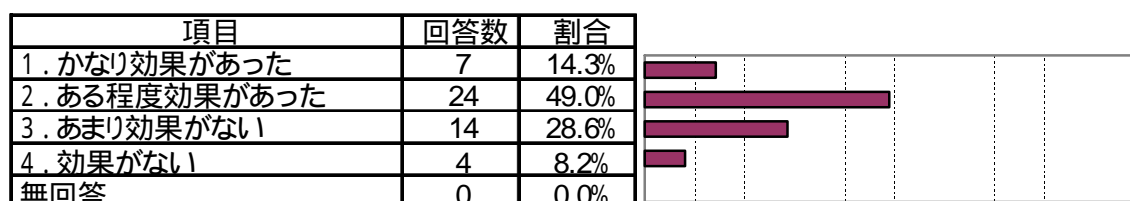
<自由回答>

答弁がまともでない点は大いに問題。相変わらず答弁書を部長らが読みあげるだけ。せっかく一問一答方式でもつっこんで議論が深まらない。

問9．会期等の見直しについて

(定例会の招集回数を年4回から2回へ変更)

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると63.3%と、多くの議員が効果があったと認識していますが、一方、「あまり効果がない」及び「効果がない」と認識している議員も36.7%います。

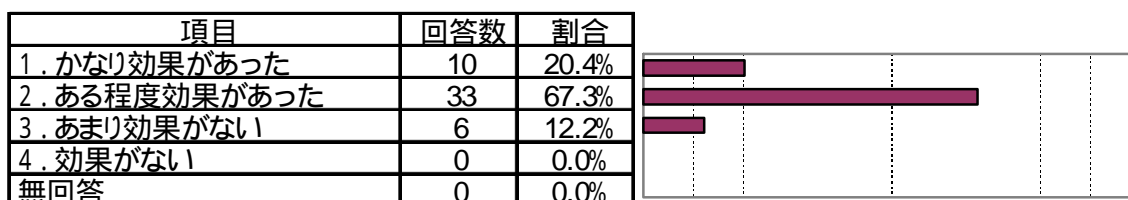


<自由回答>

通年制の検討時期では、
会期が長いのに質問や質疑が今までとあまり変わらない。また会議は確かに増えたが忙しくて充分な論議が深められないところもある。
1日に会議を重複して開催しすぎである。

問10. 予算決算常任委員会の設置、改革について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると87.8%と、多くの議員が効果があったと認識しています。



<自由回答>

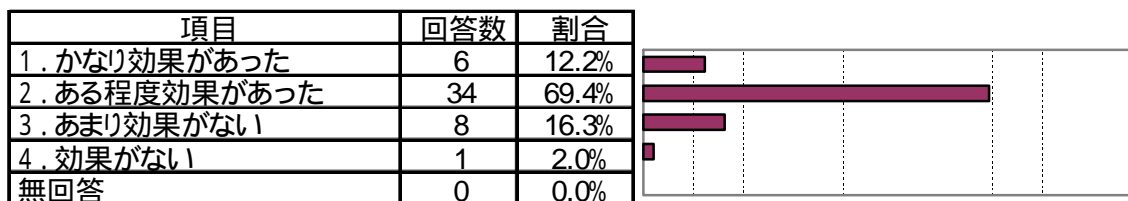
全議員が委員として参加しているので大変良い事。
通告制廃止があまり機能していないのが残念であるが、予算決算の常任委員会を設置したことは意義あることと考える。
(総括質疑について) 通告なしが徹底されていない。
十分な時間が確保されていない。特に知事に対する総括質疑が少数会派には6分とか10分では全く短い。また議員間討論をもっと活発にすべきだと思う。
予算委員会設置は評価、方法は要検討。
決算審議の結果が次年度の予算に十分反映出来ていない。

独自の政策提言と政策立案の強化

問11. 調査機関の設置について

(例) 財政問題調査会

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると81.6%と、多くの議員が効果があったと認識しています。



<自由回答>

博物館の成果指標の指摘など専門的見地から問題提起をしてもらい参考になった。
議会の議論が大事。例にある財政の調査会を行ったが効果が疑問。それを受けての議会の議論もなかった。
今、国で行っている予算編成にかかる「事業の見直し作業」のようなやり方を県議会でこそ大いにやるべきだと思う。(全国都道府県議員交流研究大会の大森彌氏の講演) 国のやり方の問題も大いにあると思うが、とにかく予算編成の過程などがもっと議会や議員、県民にも公開されるべきだと思う。

問 12 . 検討会の設置について

(例) 道州制・地方財政制度調査検討会

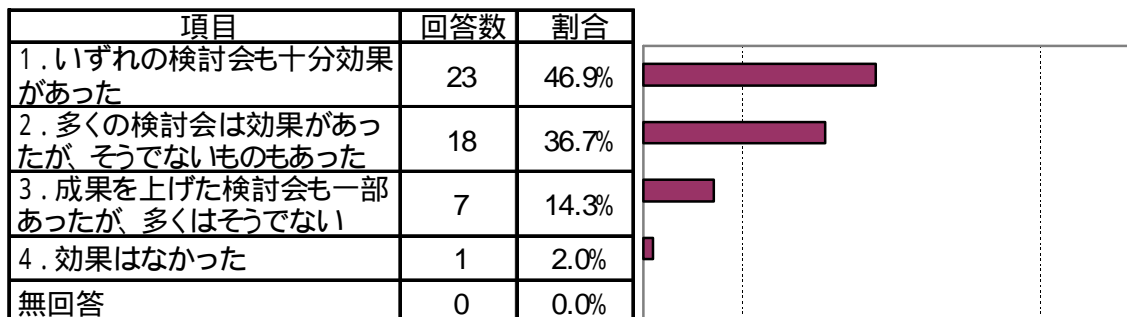
政策討論会議(新しい県立博物館整備のあり方、福祉医療費助成制度の見直し、財政健全化)

食の安全・安心の確保に関する条例検討会

水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議

議員提出条例に係る検証検討会

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 83.7%と、多くの議員が効果があったと認識しています。



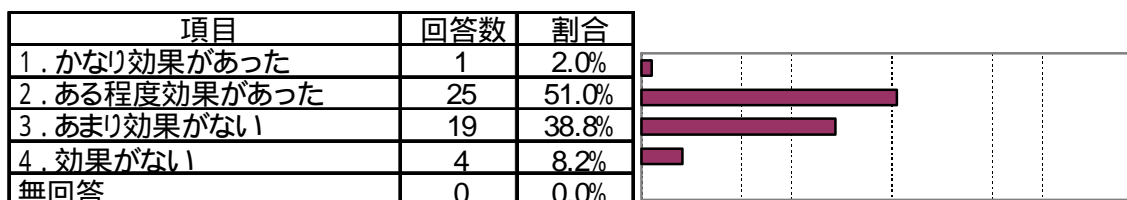
<自由回答>

福祉医療費助成制度や食の安全・安心の条例検討などは、大いに議論も重ねられ効果があったと思う。

福祉医療費、食の安全は、その後の政策決定に変化があったがその他はあまり分からない。政策討論会議や食の条例など具体的テーマでの検討会は大きな成果を生んだが、道州制等の問題では余り成果が上がっていない。具体的には控えますが課題もあるように感じる。

問 13 . 議員間討議の充実について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」が 53.0%と過半数を僅かに超えている一方、「あまり効果がない」及び「効果がない」が 47.0%と、評価が 2 つに分かれています。



<自由回答>

意識づけとしての効果はあった。

政策立案などでは一定の効果が出ているが、執行部提案については議員間討議が十分出来ていない。

ほとんど討議がない。特に知事や県当局から提案される予算案や議案について、もっと議員間で大いに議論しあうべきだ。

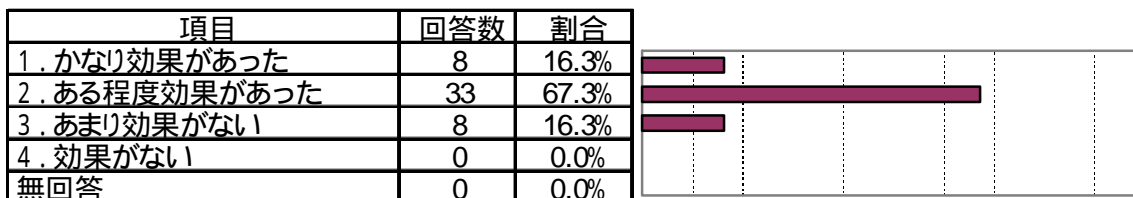
内容をもっと充実するため、各自努力が必要。

当初の目的どおりになっていない。

分権時代を切り開く交流・連携の推進

問 14 . 全国自治体議会改革推進シンポジウムの開催について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 83.7%と、多くの議員が効果があったと認識しています。

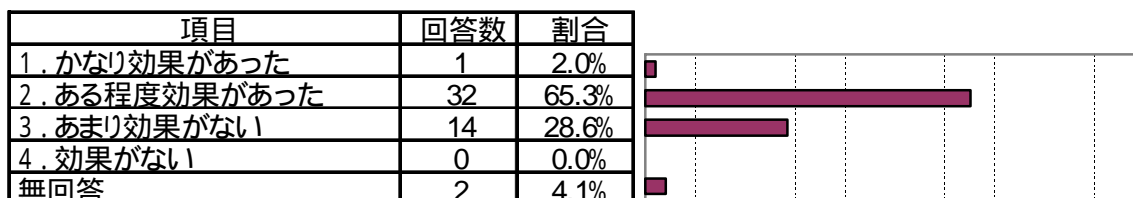


< 自由回答 >

先駆的議会改革の流れを創るための一定の役割を果たしたが、他への広がりには欠けている。三重が主導をとって行ってきたが、他県の参加呼びかけと同時に、主催県(場所)の持ち廻り方式の検討も必要。三重県だけが主導するのでは、あまり効果が上がらないと思う。他県開催の努力必要。

問 15 . 他府県議会との連携について (例) 紀伊半島三県議会交流会議

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 67.3%と、多くの議員が効果があったと認識していますが、「あまり効果がない」とする人も 28.6%います。



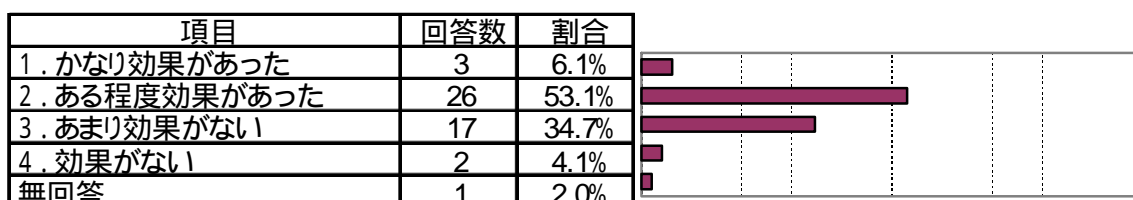
< 自由回答 >

紀伊半島交流は、三重と和歌山の連携は密であるが、奈良との温度差について南北道はもちろんだが東西道も将来視野に入れるべき。十分効果が見えないと思った。ただ愛知県や岐阜県など東海地区や伊勢湾、木曾三川の水などと関連して大いに他府県議会との交流、連携があってもいいと思う。具体的な成果品が見られない。関西広域連合についての情報収集など、知事部局並みの情報量やスピードが必要と思う。わからない。

問 16 . 市町議会との交流・連携について

(例) H20 - 三重県自治体議会交流連携会議を伊賀市・名張市の両議会と開催

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 59.2%と、多くの議員が効果があったと認識していますが、一方、「あまり効果がない」及び「効果がない」とする人も 38.8%います。



<自由回答>

議会基本条例を制度化している議会だけでなく、いくつかの市町議会との連携は大いにやるべきだ。各市町議会から県政、県議会に対する要求や意見、批判をいっぱい聞く。
 問題・課題意識の共有を相方が確認した中で必要。唯、市町から県への要望になっては意味がない。
 陳情のみの会議にどうしてもなってしまう。
 市町から県政への要望に終始した。
 陳情、要望の場になってしまった。
 一度しか開催していないため効果が分からない。

議会改革の個別取組は、いずれの項目も「かなり効果がある」及び「ある程度効果がある」の合計が過半数を超えていますが、全項目の中で、比較的评价が低かったのは、次のとおりです。

議員間討議	53.0%	市町議会との交流・連携	59.2%
会期等の見直し	63.3%	他府県議会との連携	67.3%

議会改革の全体評価について

議会改革全体にかかる評価について、三重県議会基本条例第3条で定める4つの基本方針ごとに議員の考えを次のとおりお聞きしました。(該当すると思われるもの1つに)

問 17. 開かれた議会運営の実現について

第3条第1号 - 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと
 「改革はかなり進んだ」及び「改革はある程度進んだ」を合わせると83.7%と、多くの議員が改革が進んだと認識しています。

一方、別途実施している「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」の結果では、同じ項目に対して「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせて64.5%と、約19ポイント低くなっています。

項目	回答数	割合
1. 改革はかなり進んだ	10	20.4%
2. 改革はある程度進んだ	31	63.3%
3. 改革はあまり進んでいない	6	12.2%
4. 改革はかなり遅れている	1	2.0%
無回答	1	2.0%

<自由回答>

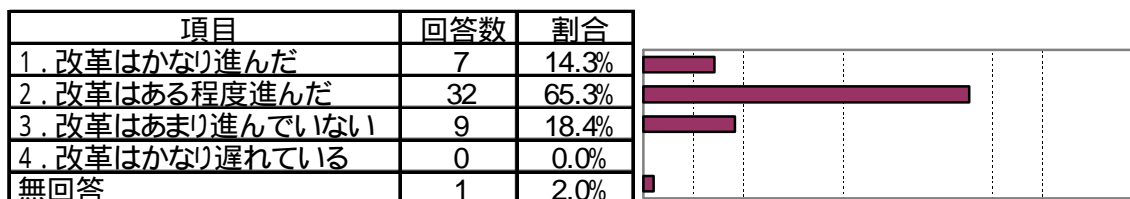
すべての会議、委員会などを公開。今後は一層の情報の公開と県民との共有を図っていく必要がある。
 県民に開かれた議会の環境(運営)は確実に進んだが、現実として県民にはなかなかその実感はない。一般の県民にはそのようなことに関心を示さない人の方が多い。自己満足になっているのでは？
 県議会の最終日にテレビ放映すべきだ。何故その議案等に各党派、議員が賛否を表明するのか。県民に説明責任を果たすべきだ。
 県民が求めていることと少し「かい離」しているのではないか。

問 18 . 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進について

第3条第2号 - 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について
監視及び評価を行うこと

「改革はかなり進んだ」及び「改革はある程度進んだ」を合わせると79.6%と、多くの議員が改革が進んだと認識しています。

一方、別途実施している「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」の結果では、同じ項目に対して「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせて55.4%と、約24ポイント低くなっています。



<自由回答>

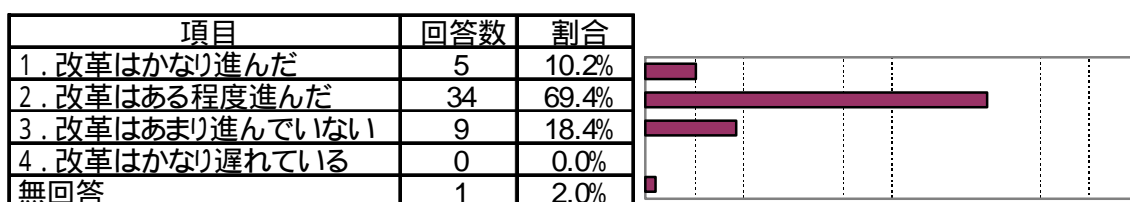
一定の進展があると思うが行政計画の議決問題など知事側の対応が課題として残っている。情報公開が議員に対しても不十分。なかなか全ての資料を出さない。知事はじめ県職員が政策決定に県民参加の姿勢を貫くべきだ。議会の監視も弱い。今、改めて長良川河口堰、木曾岬干拓事業、RDF発電所、廃棄物処理センターなどの議決責任が問われるべきだ。住民の確かな意志を代弁できているかがどうなのだろうか？住民に評価されているとは思えない。

問 19 . 独自の政策提言と政策立案の強化について

第3条第3号 - 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言
に取り組むこと

「改革はかなり進んだ」及び「改革はある程度進んだ」を合わせると79.6%と、多くの議員が改革が進んだと認識しています。

一方、別途実施している「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」の結果では、同じ項目に対して「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせて52.5%と、約27ポイント低くなっています。



<自由回答>

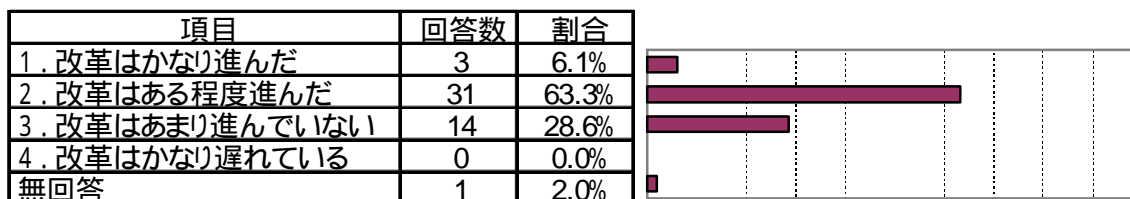
議員提出条例も15本提出し又時代の変化と共に今は見直の段階に入り2本を改正するに至っている。予算編成時、各会派が知事へ予算要求などを各々行っているが、各々の要求などを交流しあい、議会としてまとまるのがあれば大いに議会として提案。できれば議員提出議案として提出すべきだ。議案、質疑の新設など一定程度進んだが、政策立案はまだこれからの観もある。

問 20 . 分権時代を切り開く交流・連携の推進について

〔 第3条第4号 - 地方分権の進展を的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと 〕

「改革はかなり進んだ」及び「改革はある程度進んだ」を合わせると69.4%と、多くの議員が改革が進んだと認識しています。

一方、別途実施している「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」の結果では、同じ項目に対して「大いに評価する」及び「ある程度評価する」を合わせて52.9%と、約17ポイント低くなっています。



< 自由回答 >

分権時代とは言葉だけで、県行政そのものが結局は中央追随。新しい政権に変わっても、予算要求は民主党を通してという新たな中央集権、民主党集権になる危険性を痛感。この点でも大いに議会で論議したい。
わからない。

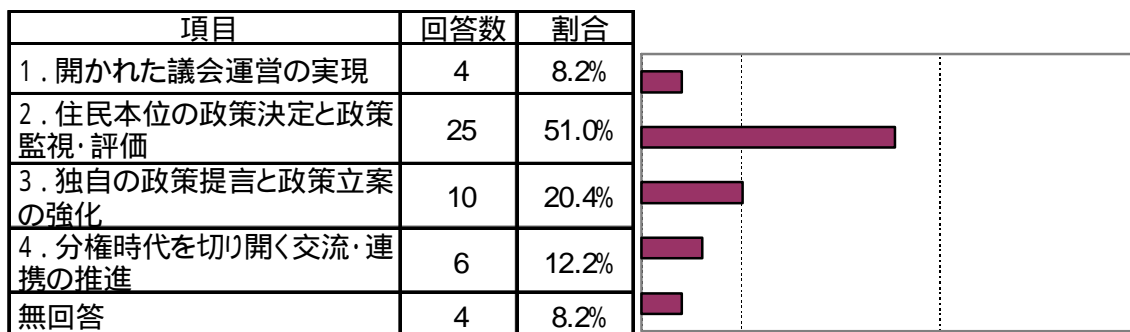
問 21 . 今後の議会改革の方向性について

(今後、さらに力を入れて取り組んでいく必要があると考える事項)

「住民本位の政策決定と政策監視・評価」が51.0%と過半数を占めています。次いで、「独自の政策提言と政策立案の強化」が20.4%、「分権時代を切り開く交流・連携の推進」が12.2%と続いています。

一方、別途実施している「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」の結果では、同じ項目に対して、「開かれた議会運営の実現」が64.5%と多くを占め、次いで「住民本位の政策決定と政策監視・評価」が12.6%、「分権時代を切り拓く交流・連携の推進」が9.4%、「独自の政策提言と政策立案の強化」が8.0%となっています。

2つの調査を比較すると、議会改革の方向性の力点について、議員と県民の意識には違いがあります。



<自由回答>

特に県民との対話、県民の参画。

一般県民からいかに目を向けてもらうかを考えなければならない。このままではどこまで改革しても県民から離れた場所での自己満足でしかない。

二元代表が標ぼうされる中、議員も住民の目線で政策決定・監視・評価をすべきで、議会だけが一人歩きしてはならない。

予算編成時の室長、部長、知事など三役の各段階の「査定」の場を公開すべきではないか。何が「集中と選択」されたのか、どんな優先順位をつけたのか全く分からない。

具体的に自治法改正を実現しようと思うと、他の議会との意識レベルの共有が重要であると考え

る。
住民の代表としての機関である議会の権能の強化を推進する必要がある。

すべて

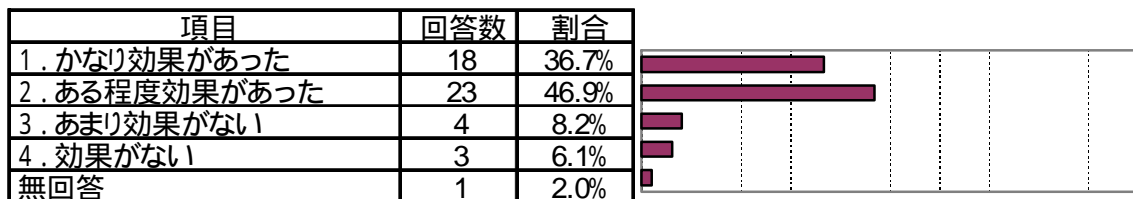
特になし。

三重県議会基本条例について

これまでの議会改革の取組を後戻りさせることなく、さらなる議会改革に取り組むことを決意し制定された議会基本条例について、議員のお考えを次のとおりお聞きしました。（該当すると思われるものの1つに）

問 22．議会基本条例の制定について

「かなり効果があった」及び「ある程度効果があった」を合わせると 83.7%と、多くの議員が効果があったと認識しています。



<自由回答>

評価しづらい。

この条例制定の効果について普通の県民には全く実感はない。

地方議会といえども国や各政党、各会派の違いは鮮明だと思う。大いにその意見の違いを鮮明にして議論しあうことが大事と思う。

その他、議会改革の評価について

以上の設問のほか、三重県議会の議会改革に関し回答のあったご意見は、次のとおりです。

議会改革の検証会議には、議会改革を行うことが県民にとってどのようなプラス面があるのか？を検証してもらいたい。

改革は必要であるが、じっくり立ち止まって検証することも必要。取り組んだ改革の初期のねらいや議論の経過が分からないことも多く感じるため、情報を全議員が共有する仕組みが必要ではないか。

議会改革の検証する必要もあるのではないか。

議会の改革とともに、議員自身の意識や活動の改善、改革が大切だと思う。この点でも議員間での論議が大切だと思う。また議会の改革の評価は、県民にとってどうなのかの評価が必要。諮問委員の中に県民の代表や最も切実な願いをもっている市町関係職員、教師や福祉施設の職員、高齢者、主婦など多く人の目線から評価してもらいたいと思う。

改革を進めることは当然大切だが、それよりも大切なのは県民の日々の実感をいかに的確につかむかを考えることである。

改革は不断の努力、厳しくても継続する以外に、議会として県民の負託に応える道はない。それなくして議会の存在意義すら危うい。今後議員の身分の問題、事務局の充実などにも、積極的に全国と一緒にとりくむこと。

本来のチェック機能の充実、形式的に終わりがちな審議をもっと実質的にすること。

広域自治体の議会として、基礎自治体の議会及び執行機関との調整機能(意見聴取が中心になると考えられる)を強化すべきだと思う。

議員一人につき、一人ずつの政策秘書を雇用できるようにすべきだと思う。

議会改革にかかる議員ヒアリング

議会改革諮問会議では、三重県議会の議会改革の取組を検証するにあたって、議員の方々の議会改革に対する考えを把握するため、県議会議員を対象にしたアンケート（平成 21 年 11 月 9～20 日、全 49 議員を対象）を実施していますが、さらにこれを補足し、より掘り下げた議員の意向を具体的に把握するため、諮問会議委員によりヒアリングを行い、その結果を次のとおり取りまとめました。

平成 22 年 1 月 25 日

三重県議会議会改革諮問会議会長 江 藤 俊 昭

<ヒアリングの概要>

1. 日時・場所

平成 21 年 12 月 8 日（火）10:00～17:00

12月22日（火）10:00～16:00

三重県議会議事堂 4 階 401 会議室、402 会議室

2. 聴取委員・対象議員数

実施日	聴取委員	時間	会派・人数
12月8日 （火）	江藤俊昭 駒林良則	10:00～11:00	新政みえ 2
		11:00～12:00	新政みえ 2
		13:00～14:00	新政みえ 3
		14:00～15:00	自民みらい 16
		15:00～16:00	新政みえ 3、自民みらい 14
		16:00～17:00	自民みらい 12
12月22日 （火）	江藤俊昭 駒林良則 相川康子	10:00～11:00	日本共産党三重県議団 2
		10:00～11:00	公明党 2
		11:00～12:00	自民みらい 3
		13:00～14:00	新政みえ 2、自民みらい 1
		13:00～14:00	新政みえ 3
		14:00～15:00	新政みえ 3
		14:00～15:00	新政みえ 3
		15:00～16:00	「 ^{そうぞう} 想造」 1

合計 42 名

新政みえ 21 名、自民みらい 16 名、日本共産党三重県議団 2 名、公明党 2 名、^{そうぞう}「想造」 1 名

参加議員への提供情報と質問項目

予め、全議員に以下のアンケート結果概要（単純集計したもの）を配付し、次のような解説を加えながら、ヒアリングを実施しました。

配付したアンケート

「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」の結果概要（案）

「議会改革にかかる県議会議員の意向把握アンケート」結果概要（案）

アンケートの主な解説内容

1. 「県議会への民意反映」に対する評価は半数程度

県民意識アンケート調査（Q13）

県議会への関心は「大いにある」及び「少しある」を合わせて 51.3%とかなり過半数を超えている程度です。

2. 県議会への関心や評価は半数程度

県民意識アンケート調査

議会基本条例を知らない県民は 73.3%（Q11）

県議会に関心がある県民は 51.3%（大いにある 9.9% + 少しある 41.4%）（Q1）

県議会改革への全体評価は 51.5%（大いに評価 2.6% + ある程度評価 48.9%）と過半数を超え（Q12）、4 基本方針ごとでも同様の傾向にあります。（Q6～9）

議会改革の取組をまとめた冊子を見て回答しているため、好印象もあると推察されます。

開かれた議会運営	64.5%	政策決定と監視・評価	55.4%
----------	-------	------------	-------

政策提言や政策立案	52.5%	交流・連携	52.9%	* 平均 56.3%
-----------	-------	-------	-------	------------

3. 「開かれた議会運営」への取組に対する県民の意向が強い

県民意識アンケート調査

今後の議会改革の方向は開かれた議会運営関係が 68.6%と最多（Q10）

（例）議会情報の充実、県民との意見交換の場、議会会議への県民参加

開かれた議会運営	68.6%	執行機関の監視・評価	12.6%
----------	-------	------------	-------

政策立案の強化	8.0%	交流・連携	9.4%
---------	------	-------	------

議員意向アンケート調査

今後の議会改革の方向は政策決定と政策監視・評価が 51.0%と最多（Q21）

開かれた議会運営	8.2%	執行機関の監視・評価	51.0%
----------	------	------------	-------

政策立案の強化	20.4%	交流・連携	12.2%
---------	-------	-------	-------

県民意識調査と比較すると、改革の力点の方向性にズレがあります。

4. 「議員間討議」「市町議会との交流・連携」「会期等の見直し」への評価が比較的低い

議員意向アンケート調査

議会改革の個別取組のうち評価が比較的低かったのは、「議員間討議」、「市町議会との交流・連携」、「会期等の見直し」となっています。

* 以下の数値は「かなり」及び「ある程度」効果があった割合の計で、70%未満のものを掲載

議員間討議	53.0%	市町議会との交流・連携	59.2%
-------	-------	-------------	-------

会期等の見直し	63.3%	他府県議会との連携	67.3%
---------	-------	-----------	-------

5. 県民の主な要望・提案先は行政（職員）

県民意識アンケート調査

要望・提案の提出先は県議会が僅かに31.8%で、執行機関へは56.9%を占めています。
議員は、議会への住民参加は85.7%が効果があると評価しており、大きなギャップがあります。

ヒアリング項目例

1. 「県議会への民意反映」に対する県民の評価がかなり低いですが、どう思いますか？
2. 「開かれた議会運営」への取組に対する県民の意向が強いですが、どう思いますか？
また、どのような対応が必要と考えますか？
3. 「会期等の見直し」について、現状をどう考えますか？また、今後どうすべきと考えますか？
4. 「議員間討議」に対する議員評価が拮抗していますが、どう思いますか？
 - ・自由討議にあたり会派との関係をどのように考えますか？討議拘束などはありますか？
 - ・政策討論会議での評価は高いと聞きますが、各委員会では課題はありませんか？
 - ・討議を充実させるにはどうすればよいと考えますか？
5. 知事は「戦略計画が知事と県民との約束であるマニフェストの実現に向けて策定する計画であることから、知事自らが決定した計画こそが団体意思となる」と表明していますが、こうした発想について、どのように考えますか？
6. 県民の要望・提案先は、県議会よりも行政側が多くなっていますが、どう考えますか？
7. より県民のニーズに合った政策立案を強化するには、どうしたらよいと思いますか？
8. 「市町議会との連携」に対する議員の評価が低く、市町議会からは、地元から遠ざかっているとの声もあることに対してどう思いますか？（背景・原因、今後の対応策は？）
9. 議会活性化の条件整備として、議員報酬や政務調査費についてどう思いますか？また、議会事務局への評価や要望はどうですか？
10. 議員活動と会派活動、議会活動との関わりはどうあるべきと考えますか？
（役割分担や連携）
11. 議員・議長の資質についてどう考えますか？
12. 議会改革は県民のためにつながっていると思いますか？

ヒアリング結果の概要（議員意見の整理）

42名の議員の方々からいただいた多くのご意見を整理し、次の項目ごとにまとめました。

- 1．開かれた議会運営について
- 2．政策決定と評価・監視について
 - (1) 会期等の見直しについて
 - (2) 議員間討議の充実について
 - (3) 執行機関との対峙について
 - (4) 知事マニフェストと総合計画の議決に関して
- 3．政策提言・政策立案について
- 4．他自治体との交流・連携について
- 5．議会活性化の条件整備について
 - (1) 報酬、政務調査費等について
 - (2) 議会事務局への評価や要望について
- 6．その他
 - (1) 議員活動と会派活動、議会活動との関わりについて
 - (2) 議員の資質、議長の資質について
 - (3) 議会改革が県民のためにつながったのかの判断は難しい
 - (4) その他、議会活性化方策など

1. 開かれた議会運営について

県議会は全て公開され情報発信もしており、既に制度面では開かれている

と認識している議員は議員アンケート結果から多くいるが、
県民はそうは感じておらず、現実には

県（議会）は県民にとって関心がなく遠い存在であり、役割も知られていない
行政には関心はあるが、議会にはさほどない

と認識している議員もいる。

そして、今後の方向としては

開かれた議会運営を重視して進めていくべきであり、議員による発信も重要

との考えが多くあり、

具体的な方策として、県民と身近にふれ合える機会となる

地域での「県議会報告会」
一般県民向けの「出前講座」

を実施していくべきとの意見がある。

ただし、次のような課題がある。

県内各地でやるとなると日程が厳しい
客観性を持たせるための工夫がいる（チーム編成、会派調整など）
住民の関心が得られ、意見交換できるようなテーマ設定が必要
（地域課題、生活に身近な課題）

さらに県民が関心を持ってもらえるよう、

県議会だよりの改善
テレビ・インターネット、新聞の活用

などの情報発信の工夫が必要としている。

<十分に開かれている>

(1) 県議会は全て公開され情報発信もしており、既に制度面では開かれている

議員は、開かれた議会になっていると思っている。

制度としては県民に開かれている。

会議はすべて公開で行っているなど、制度としては整っている。

議員はかなり開かれた議会だと認識しているが、広報の充実が必要。

議員は開かれた議会だと思っているが、県民はそうは見えていない。

制度上は開かれたものができたが、本格的には稼動していないかもしれない。

それなりのメニューは用意されており、参考人、公聴会など参画への努力はしているが、現実はまだ進んでいないという評価だろう。

議員の大多数は情報公開などをかなりやっている自負があるので、次のステージ（政策決定と監視・評価）にという認識ではないか。

議員としては、開かれた議会より政策づくりに力を入れたいということ。

開かれた議会を目指しているが、県民との距離が縮まっていないのが現実。

県議会は平成7年からの議会改革の歴史に自負心があるので、こういう結果なのだろう。開かれていることと、知らせることとは違う。

情報は公開しているが、県民には入手されていない。住民が議会に期待していることと、議会で議論している中身が一致していないのでは。

会議の公開など情報発信はしてきていると思うが、県民にきちんと伝わっているか齟齬がある。興味がないならやらなくていいということではなく、時間がかかるが大きなテーマや地域の課題があるときになど、何かのきっかけで気づいてもらえるのでは。

議員は開いていると思っているが、県民が興味、関心を持っていないと、開いたと認識されていない。県民は身近なところについては関心がある。

県民と議会が身近になったのは、インターネットで委員会も見れるようになったことがある。対面演壇を導入したのも、緊張感があってよかった。

議会の公開は、制度的にはいろいろできたが、政策としてはこれから。

対面演壇方式や一問一答方式の採用、傍聴規則の見直し、手話通訳の導入、会議の公開やインターネット・テレビ中継など、受け手の関心を高める努力はしてきている。

ほとんどの会議は公開で、インターネット配信や議会だよりの発行など、県民に情報発信はしている。

開かれた議会運営のための議会改革はいろいろやってきており、その筋の方々には評価してもらっている。これ以上何をするのか。

他県に比べたらオープンであり、執行機関と対峙しているので、他自治体と比較して良ければ、それが成果であると思う。

情報公開や情報発信はしている。計画、決定、執行、評価が、地方議会でたすきがけになっているという仕組みが、地方分権や地域主権の流れの中で県民に理解されたときに、意識の乖離がないことにつながるのではないか。

県議会の会議公開は、県民から大きく理解してもらえるところ。

情報公開で言えば、代表者会議の公開が最もすごいことだと思う。これまでは閉めるのが当然とされていたので、それで議員の意識は相当変わった。しかし、県民には分か

らないであろう。

(2) 議会の役割として開かれた議会運営以外のものも進めていく必要がある

県民の意向として監視評価に対するものが低いのは、議会としては当然のことという認識だからではないか。

議会としては、優先順位として監視評価、政策立案、議員間討議を深めていくことがあり、残りの限られた時間では難しい。

本来の活動が疎かになって、監視、評価との軋轢が出てこないのか。

(3) 県民アンケート調査の方法（e - コメント制度）に問題がある

今回のアンケート調査結果が、県政に関心を持った人の回答だというのは信じられない。アンケート調査のやり方に問題がある。

アンケートの結果に偏りがあるのでは。

<開かれていない>

開かれた議会といっても、議事堂内だけでやっているとしか見えない。首長を経験していた目線の両方で見ると、県議会は開かれていない。

議会情報が県民と共有されているか、県民の意識の部分に届いているかについては疑問がある。

(4) 県(議会)は県民にとって関心がなく遠い存在であり、役割も知られていない

県議会が遠いのは事実。市は議員が身近にいるし、国はメディアの情報が入るが、県は中間的であり遠い存在。

県は中二階なので、県が何をしているか、県の位置づけや役割が分かりづらいことが、県政への関心と結びついている。

県は中二階であり、直接、住民と接していないので、県への興味もなくギャップが生じる。住民本位の政策決定がどういうことか理解はされていない。

市町議会では、やっと改革に向けて動き出したところで、県民も追いついてきていない。もっと県民への情報提供がいる。県民には、市町と県との違いが分からない。

国政はテレビで取り上げられ、市町は身近だが、県は遠い存在。広報でお知らせしているが、県の役割が知られていない。議員は役割を伝えて、声を聞くことが大切だがまだまだ不十分。要望を上げたけど反映されていないというより、県政が見えにくいということでは。これは執行機関側も同様。

選挙区の中でも市議会議員だと思われる。県議会議員は無投票のところもあり、遠い存在となる。だから日頃から余計に住民との接点を多くする努力が必要。

市議会はケーブルテレビで放映され、市民の関心が高いが、県議会は三重テレビであり、見る機会が少ないのではないか。

住民の期待は、県政も同じだが直接自分の生活に関わること。例えば、県全体の医療政策より、自地域の病院がなくなったらどうするんだというようなこと。

情報公開しているというものの、身近な議題がないと住民には見てもらえない。これは執行部でも同じで、そこをどう進めるのが課題。紙、電子ベースでの広報活動しかで

きていない。

県民からすると議員って何かという思いだろう。この理解不足が、議員の存在が無駄だと思われ、議会不要論にもなっている。

県議会議員と住民とは距離がある。市議会議員のときには、市民と密着して情報交換もできたが、県議会議員が何をやっているかは、あまり県民に理解されていない。

国政には関心が高いし、市政も身近だが、県政は中間的な存在。分かりやすい形での情報発信ができればよい。

県議会議員選挙では投票率が低く、県民から遠いことを感じた。県民は県議会に関心を持っていない。

直接住民から県議会に頼むことは少ない。

市町村合併をしたので、県の役割が少なくなってきた。基礎自治体が大きくなって人材が豊富になったら、県には行かない。

数字の背景には、県議会に対する県民の関心度合いが大きく影響している。県・県議会は何をやっているのかと思っているのでは。国は政権交代で情報提供されており、県は市と国との中間的な位置付けのため、これがハンディとなっている。

機関委任事務がなくなったが、国の交付金頼みなのが現状で、県は国の実施機関となっている。県は国と市町の間であり、ジレンマがある。

これからの県・県議会のあり方を考えると、県は国の実施機能的な存在でオリジナリティが少ないという課題を突きつけていくことが大事。

県は住民から遠い存在で、国、県、市をまとめて行政だと思っている。県の施設がない地域では、県が何をしているのかも分からず、県議会が進んでいるとの認識も持ってもらえていない。

住民からは、県議会との距離があると思われている。

地域で活動していても、県民は議会改革への関心がなかなかない。

遠隔地のため移動時間がかかり、地元にいることも少ないため、土日のイベントにだけ顔を出していると、県議会議員は普段何をしているのかと言われる人がほとんど。

国のことは教科書にも出ているし、市町のことは自分たちに身近な事業でわかりやすいのだと思う。傍聴に来て初めて、県議会のことがわかったという話も聞いた。

県民からすると、県道の整備をやる程度という認識である。

自分の選挙区には、県の出先機関がないので、余計つながりがない。昔は保健所もあったが、今は県民にとって県は遠い印象。

何かあった時には議会の権能が理解されるが、普段は国、県、市町の三層構造の中で、県議会の情報は少ないし、二元代表制の意義が住民には理解されていない。

議員の仕事が何か知らされていないから、分からないという部分もある。

(5) 県民は行政には関心があるが議会にはあまりない

県民は県行政に対しては関心があると思う。市町からも執行部には興味があるし、県民からもそうではないか。

首長の経験からは、直接、行政だけへ行き、県議会議員に頼んだことはなかった。

県民は、身近な県事業としての道路・河川・信号などには関心があるが、議会改革には

興味がない。

(6) 議会にふれられる人は関心を持つ

関心はやっと半分を超えてきたなという感想。津で議会を見れる環境にある人や、インターネットで見られる人は開かれたという感想を持つと思うが、そうでない環境の人には関心がない。

県議会は既に開かれつつあるが、県民に傍聴に来てもらうか、テレビやインターネット中継を見ないと、中身がわからない状況にある。

(7) 県民意識調査の結果を踏まえた検証が必要

県議会へ関心がある人の割合が51%であるのは高いと思うが、開かれた議会運営についての結果はショック。何をもって開かれた議会というのか、勉強しないといけない。

何をもって開かれた議会かを見極めていかないといけない。

県民と議員とでは、開かれた議会の定義が違うのか、わかりやすい議会運営を求めているのか、昔からの慣例がわからないと、議会改革を進めてもわかりにくい。

<今後の対応方向>

(8) 開かれた議会運営を重視して進めていくべき。

議会としての組織の広報、広聴のしくみが不十分。

県民は開かれた議会を希望しており、今後は大切だと思う。効率が上がる方法を考えなくてはならない。

議員の意識と県民の意識のズレを埋める努力が必要。いろいろな手立てで伝える努力をしているが、努力不足。

もっと努力しないといけない。自分の暮らしが政治に結びついているという気づきは少ないもの。議員があまり重要視していないのは問題。

個人で議会報告紙を作って郵送するにはお金がかかるので、政務調査費は必要だとしても理解が得られにくい。かと言って、ボランティアで配ってくれるわけでもない。お金のかからないインターネットなどはもっと必要。

自分たちが選んだ県議会であるので、どのような活動を行っているか、知ってもらうことは必要。そのための場をいかに大きく作っていくかが課題。特に、関心のない人に対していかに(関心を起こさせるよう)作っていけるかが問題。

議会で議論していることを、住民にフィードバックしない我々の努力不足もあると思う。

(9) 議員個人としては地元で報告会をしたり要望等に対応している

議員個人の県政報告会はやっているが、その度合いが少ないのではないかと。

議員は地元で説明している。関心のある人は、出された情報を見ているが、そうでないと見ない。個別事案に関心があっても、県議会全体となると薄くなってしまふ。

それぞれの議員が報告会をやっているが、もっとやっていく必要がある。直接の対話が大事で、その中で政治と暮らしの関わりの理解が深まる。

自分たちを支持してくれている団体や身近な地域の要望の反映に努力しているが、1万

人アンケートなどの結果が反映しているかということ、それを反映させる努力がやや足りないのでは。

議員の県政報告会は市民全体にはできないので、後援会や自治会の協力が得られたところでやっているが、年間を通じて住民に発信する機会が少ないのかと反省している。地域要望への対応などは水面下である。気になることにヒットした方が取り上げられたと感じる。議会改革といっても、県民から見れば勝手にやっていることとなってしまう。

県政報告会を年間 30 回くらいやっているが、いつも同じ人しか集まらない。議会の開催日数が増えて、忙しくて地元を足運べない。

議員として県政報告を新聞折込しているが、約 4 万部入れても回答が 10~20 件しかない。市議会議員の時は、はるかに反響が大きかった。

個々の議員は県政報告会などをやっているが、それが議会の活動と映っておらず、選挙運動と捉えられている。

地域の意見を吸い上げる努力はしているが、陳情・要望となれば、それが議員活動かというとなかなか難しい。

議員として、議会報告書の配布や座談会を行うなどの努力はしている。

議員個人の活動を有効に使うべき。

(10) 身近にふれ合える機会の場の提供をすべき

県議会だよりなどで広報しているのは、活動の微々たるものであり少ない。県民に情報をダイレクトに伝えるしくみがいる。

住民は、体温の伝わるような直に接することを望んでいるのではないか。

住民との討論や議論が進んだかということ、議論が進んでいない。

情報提供をし、意見を聞くことが大切。議員も地域の特色を理解し、住民との接触をより多くすることが大切。

議会新聞や議会だよりを作っているが、情報が堅苦しくなるので読んでも面白くない。顔と顔を合わせて県民とやりとりをする必要がある。

議会としても地域へ出て行く必要がある。

議会基本条例を作っただけでは県民には通じず、もっと住民の前に出て行って、説明しないといけない。

今までの一方的な情報提供では開かれた議会ではないということなら、個々の議員としてはしているが、議会が地域へ出て行って、直接、情報提供や対話をするということが必要なのか。

議員個人としてではなく、グループとして県民のところへ出て行くことも考えなければならない。

選挙区や地域へ出向いた広報活動によって、県議会の存在を知って、感じてもらうことが大事。

議会報告会

テーマを地域に設定して、地域に入っていくことが関心を持ってもらいやすいが、それが議会としてできるのか不安や課題がある。会派や個人では取り組んでいる。

開かれた県議会については、われわれは自己満足の世界に陥っているのではないか。地域で県民の声を聞くのが原点。

報告会は議員が基本だが、テーマによっては議会としても必要。会派としてやってもよい。

県政報告会になると演説会になることが多く、議論をする手法が足りない。住民に問いかけてもなかなか意見が出ず、課題意識を持って出てくる人は少ない。身近な関心事で話すと意見が出るが、県政だと出ない。

報告会は後援会がないので、「私は」ではなく「議会は」として話している。自分のたより（広報紙）で国や県の流れを説明している。

医療費助成に関して会派意見との相違で悩んだ経過を報告会で話したことはある。

ミニ集会をずっとやってきているが、「もう選挙か」と言われる。話をしてもあまり身近に捉えられていない。会派で県政報告会もしているが、選挙前が多いので、常時やったほうがよい。県立病院問題について会派でパブリックコメントをしたが、反応は多かったので、課題テーマごとにやる方がよい。

議会報告会を議会として取り組むとなると、会派の調整も必要になるのでは。

住民本位なら報告会などをすべきだと考える。県民は生活しているうえで、市町、県、国などいろんなことに関心があり、県民に限定していない。地道に接する機会が必要だが、議会での拘束時間が長く、自由な時間が少ない。

広域での議会報告は日程が厳しいし、チームを組まないと客観性に欠けてしまう。そのため、情報発信を工夫しているが、県民の反応がない。

会派の県政報告会は超満員で、議員個人の報告会も満員になっている。選挙運動をしているといえばそうだが、その積み重ねが大事。

地域では後援会活動が中心だが、地元だけでなく、会派報告会の全県版みたいなものがあるかもしれない。

議会出前講座

県民が求めている改革と現実とにズレがあって、県民のための改革になっていない。

直接出向いて情報提供し、意見を吸い上げる方法が必要。議会出前講座の取組は学校対象など、ごく一部でやっているだけ。

出前講座をもっと充実させる必要があるということか。

出前講座では県議会をわかりやすく紹介しているが、子どもが対象。老人クラブや女性の集まりで実施しても効果があるのではないか。

開かれた議会については、やっている方法と県民が求めていることがズレているのではないか。出前講座のやり方を変えることも可能。

出前講座をやる中で、意見を聞くことも大事。

出前講座をやっているが、子どもしか対象としていない。知事の本音でトークのように、外へ出て行かないと、マスコミも取り上げてくれない。

出前講座は効果がある。今は学校のみが対象だが、県民版を議会としてやる必要があるのではないか。こうした取組は会派や議会としても必要。

出前講座に行くと、そこでの反応、感想は良好なものがある。

出前講座に行くと、関心を持ってもらえ、身近に感じてもらい、そこから傍聴につな

がることもある。
出前講座もいいと思う。

(11) 県民が関心を持ってもらえるよう情報発信の工夫が必要

県議会だよりやテレビがあるが、議会として県民と同じ気持ちを共有しているつもりが、情報発信や結果が伝達できていない。議会改革は好きでやっていると思われるところもあるので、もう少しわかりやすく出すということか。

県民の方が、県議会に対して関心を持っているかについては疑問。関心を強く持っている者にとっては、県議会は開かれているが、関心がない者に持ってもらうようにすることが必要。

情報提供を受けて側に立って考えることも必要。コンテンツが面白くないと、県民は関心を持たない。今議論している情報を提供しているだけではだめで、県民に役立つ方法を提供することが大切。

県議会だより

議会だよりも、最近工夫をして写真をつけたり、県民の意識を高めようとしており、評価できる。関心は妥当な数字ではないか。

議会だよりは、議員が県民に知ってほしいことを詰め込むだけで、一方的に情報を流している。県民からの視点で議論する編集委員を作って対応したほうがよい。

テレビ・インターネット放映・中継

本会議のテレビ中継は、一般質問だけでなく、採決をする最終日にも必要で、ここでの議員が賛成・反対をしたのかがわかる。質問を事前に作って読み上げるのでは論戦にならず、学芸会の延長になってしまう。

県議会のことは新聞や昼間の三重テレビ中継ではわかるが、昼間に仕事している人は見ることができない。三重テレビで夜にダイジェスト版でもやれば効果的だと思う。三重テレビはUHFのため映りの悪い地域もあり、三重テレビのニュースを見ない地域の人も多いのでは。

三重テレビは、ネット局としては課題もある。県はケーブルテレビや地域のフリーペーパーへのアプローチが弱いので、これらを使っていくと効果上がるのではないか。市町ではケーブルテレビで一般質問を何回も放映しており、住民の関心も高い。開かれた議会を目指すならやってみる価値はある。

新聞報道

議会だよりは知られているが、伊勢新聞の折り込みは、見たことがないという人が多い。

伊勢新聞の1面には県議会の動きなどが掲載されているが、今後、他紙にも取り上げられることが大事である。

マスコミの報道では、伊勢新聞の他は取り上げるところが少ない。委員会の状況も伊勢新聞が詳しいが、他紙ではほとんど触れられていないときが多い。発信しているつもりだが、受ける側にうまく伝わっていない恐れがあるので、工夫が必要。

新聞で本会議について掲載されていても、結論のみで議論内容までは書かれない。分かりやすい情報発信を新聞などにより行っていくことが必要。

(12) 県民に関心を持ってもらえるような政策やテーマ設定が必要

県民の興味関心と議会のやっていることが一致せず、ギャップがあるのではないか。

県民の関心があって、ニーズに合ったものを取り上げることが大切。

直接県民に作用を与えるものを、話題とする必要がある。

県議会も発信はしているが、県民に興味がないため頭に残らない。まず興味を持ってもらうことからやるべき。

県民の関心のあるところについて様々な議論を進めていることを、広報で伝えていく必要がある。

議会改革など自己満足的な話題についての論点が多いが、本当に県民の関心がある部分、県民の意思が高い話題を論点とすることが大事。

議会で議論している新博物館や県立病院問題について、関係のない地域の住民には関心がない。

県立病院問題など地域が関心を持つものならいいが。

関西広域連合については、議会では関心が低いが、伊賀地域では高い。議会として取り上げ、地域にも出るべき。エリアの課題を発掘することも一つの考え。

税源移譲でひも付きでない財源が県に確保されれば、県民の関心も増えてくると思う。

地方分権が進めば県議会にも関心が向くだろう。

市町は、住民と身近だが、県民全体にかかる話題となると、関心の持たれるテーマは難しい。政策討論会議では、福祉医療費について議論された。

(13) その他

県民からは、身近なことから市町、県のことなど、いろんな相談が来るので、仕分けをしながら、ニーズをつかもうとしている。まずは、行政職員が親切に対応してくれることが大事ではないか。

県民意見の把握には、それなりの人数も必要。執行部には何千人も職員がおり、同じようにはいかない。

有権者も意識を変えてもらわないと、地元の橋や道路の整備を求めるといった意識が強い。

2. 政策決定と評価・監視について

(1) 会期等の見直しについて

「会期年2回制」は効果がある

議論の場の充実につながった

緊急時の対応（専決処分対応）が可能となった

議会独自の議会招集が可能となった

と当初の見直しの目的が果たしているとする肯定的な意見が多くある。

一方で、

会議が多くて忙しすぎる

議員活動に制約が生じている

議員が勉強できる時間がない

議員間討議や会派内調整などに制約が出ている

メリハリがなく集中した議論にならない

定例会年2回制に見直した目的の効果が表れていない

と様々な課題を感じている議員も多くいる。

そこで、今後の検討に際しては

県民の意向を踏まえた検証が必要

執行部へ与える影響を考慮する必要

現在の定例会年2回制のまま様子を見るべき

通年制を基本とすべき

会議開催のメリハリが必要（会議全体の工程を管理）

といった様々な意見があることを踏まえていく必要がある。

「定例会年2回制」は効果がある

ア．議論の場の充実につながった

会期見直しにより、委員会の数も増えてより決め細やかに議論している。検討会なども増え、議論の場が増えていることを評価している。

会期制があると議論が打ち切られてしまうことが、余裕を持って議論し対応できるようになった。

会期見直しの効果はあったと思う。議論の時間が保証されたし、継続的にできたのはプラス。

会期を長くしたことで、参考人招致などが臨機応変にできるようになった。

会期の見直しにより、参考人招致や議会での議論などがしやすくなった。

以前は会期が短くて呼べなかった参考人も招聘できるようになったし、公聴会も開催できるようになった。審議のレベルが上がったのは間違いないが、それが効果と言えるのかはわからない。

常任委員会は、定例会2回制になって、各部ごとに開催するようになったため、確認したいこと、チェックしたいことについて、時間をとれるようになった。

常任委員会は、以前は1日でやっていたが、今は2日間に分けた。予算決算常任委員会も定例会年2回制のメリット。

委員会が多くなったり、執行部と対峙することも多くなり、会期見直しの効果はあったと思う。

定例会年4回制では、議案の質疑と一般質問とが分けられ、少数会派としては出られないときもあったが、定例会2回制となって議案質疑が保障されたのは大きい。

イ．緊急時の対応（専決処分対応等）が可能となった

前よりは有効。会期の幅が広くなり、国の動きに迅速に対応できる。事件や事象が起こった時にすぐに動ける。議会としての力が増えてくればもっと生きてくる。専決したことが何なんだと県民に言われないようにしなければいけない。

緊急案件に対して、柔軟に対応できている。

通年制をめざすという中で定例会年2回制になったが、緊急経済対策や政権交代への対応などが臨機応変にできた。

専決処分への対応は評価できる。

会期の見直しにより、専決処分をすることなく議決できた。

専決処分がなくなったことは大きい。

知事の専決に委ねるのではなく、表決する意味は大きい。議会が、手続きを踏んでいくことは重いと思う。例えば、暫定税率の問題があがったとき、揮発油税の取り扱いについて三重県議会だけが議会で議決をした。

迅速な対応をするためには、定例会年2回制は良い。執行部側もうまく使って、追加議案を上程してくる。

ウ．議会独自の議会招集が可能となった

議会招集を議会独自にできるようになったのは良い。

会期の見直しは、議会の招集権の問題から始まったもの。

効果は出てきている。改選すれば定着した人が当選してくる。
会議日数の多さに最初は驚いたが、今では議員として自主的な活動ができることを誇りに思っている。

「定例会年2回制」には課題がある

会期延長という有効なアイテムをきちんと使えていない。
議会日程はこんなに要らず定例会年4回制でいい。執行部は議会へのサービスをしすぎであり、議会日程を広げるのがいいことでは決していない。人件費等の無駄である。
定例会年2回制になって、議事堂へ来る機会が多くなったが、中身は変わっていない。
特別委員会も本当にこんなに多く必要なのかと疑問に感じる。委員長ポストを確保するためとしか考えられない。

ア．会議等が多くて忙しすぎる

整理しないといけないのは、三重県議会は忙しくなってきた時間がない。
定例会年2回制になっても、執行部はスピーディーな対応をしてくれている。しかし、休会中でも調査や行事が多く、時間に余裕がなくなったので、通年制はどうかと思う。
定例会年2回制になって余計に忙しくなって時間が取れない。会議が多すぎる。
当初、会期の間はしっかりやって、7月8月に休みという話だったが、そうではなく、休会中に県内外調査などが入ってきている。
体力と報酬の限界にきている。事務局も努力して旅費が出る日に会議が集中している。
議員としては忙しくて、落ち着いてしっかり1つのことに取り組む時間がない。
会期中か外とかいう意識はなく、年中忙しい。
予算決算常任委員会を夏から冬までずっと連続してやっていたので、現実に合わせて変えた。議員の常勤化と直結しており、休みなくずっと仕事している。
会期見直しの効果はあったが、一方、会議が多く、拘束時間が長くなったので、それを負担に感じている人もいる。
プロジェクト会議も増えたが、旅費が出ないので、予算増にならないよう、別の会議があるときに、1日にいくつも会議を入れてしまうので大変。もっと時間的にゆったりした会議の開催できればよいが。
1日の日程の中にいろんな会議を無理矢理詰め込んでいるのを疑問に感じる。
1日にいくつも会議をしていると、最後の方には思考能力が低下してくる。
会議については、費用弁償の対象の関係で、旅費の出る会議に出ない会議をくっつけて開催しているため、1日の会議が多く、議論しようというのは難しい。
会議を1日にいくつもいっぺんにやると、議員は大変。
大きい会派の役職などにつくと、調整ごとが多くて忙しい。
1日に会議を詰め込むのはどうか。翌日に1日として開催してもいいし、その方が議員間討議も活発になる。
本当に必要な会議なのか、精査すべきと思うときはある。
結論を出すために工夫してきたが、本会議、予算決算常任委員会など議員皆が集まる時にいろんな会議を入れ過ぎている。
体力と報酬の限界にきている。事務局も努力して旅費が出る日に会議が集中している。

議員としては忙しくて、落ち着いてしっかり1つのことに取り組む時間がない。

)議員活動(地元とのつながり、政務調査活動等)に制約が生じている

議員個人の時間がなくなり、地元軽視だと言われてしまう。

議員は事務職員ではない。会議がばらけて毎日、議会へ来るのもどうか。地元の声を聞く活動をするべき。

定例会は年4回の切れ目があったほうがいい。通年によって、議会事務局や執行部が大変で、議員は地域へ目を向けるべきである。

議員は議事堂で話し合うことは当然だが、地域での活動や、県内外調査へ行きたくても、日程調整が難しい。

定例会年2回制にした必要性はあまり感じなかった。メリハリがなく、地域での調査時間もあまりない。

忙しくて地元での会議の予定が立てられず、特に地元住民と話す時間がない。

少数会派なので、ほぼ毎日、委員会や検討会があり忙しく、選挙区にいる時間が少なくなってしまう。

政治活動を含めて議員として忙しく、地元に行く時間が減ったが、その分は内容を濃くするなど工夫している。

回数をとって議論するのは大切だが、地元にいる時間が少なくなる。今の議会での取組が有権者に評価されないと、地元から離れてしまうようにとられる。今のスケジュールは限界にきているのかもしれない。

忙しくなって、地元へ行けなくなったとは感じていない。

会議等の日数は、実質1割増えたくらいなので、地元に行く時間がないというわけではない。

)議員が勉強できる時間が確保できない

議員が勉強できる時間が全体的に不足しており、特に、1~2期生は財政などを広く勉強する必要がある。

遠隔地のため津までの行き来にかなりの時間を要し、会期が長くなったことにより、勉強できる時間がなくなった。

)議員間討議や会派内調整などに制約が出ている

1日にいくつもの会議があり、会議の時間に制約がある。

会議前に会派で議論するには、時間が確保できない。

委員会の前に会派で議論しているものもあるが、なかなかできていない。議論するための日程調整も苦しい。

議員間討議がゆったりできるかと思っていたが、返ってやりにくくなった。

会派で議論したいが、時間があまりない。

委員会の時間が1日間から2日間と長くなったが、執行部からの提出事項が増加して、議員間で討議する時間はあまりない。

委員会は、今まで1日間だったのを定例会年2回制により2日間に増やしたが、議論は深まっていない。

会期の見直しの目的は、議員間討議の充実と専決処分を止めることがあったが、議員間討議を充実する時間は取れていない。

定例会年2回制は良いが、皆が出て来られる日が限られて会議が1日に集中するので、十分な議員間討議をする時間が取れないのが実情。

イ．メリハリがなく集中した議論にならない

長期間拘束されるのはダラダラして無駄だと思う。定例会年4回制の方が集中して濃い議論ができるし、その方が県民と関わる時間も増える。

ウ．定例会年2回制に見直した目的の効果（議員間討議の充実等）が表れていない

討議するために会期を延ばしたはずだが、不十分である。

会期見直しの目的の一つでもある議員間討議の充実など、形として出していくことが求められ、そのためには議員の資質向上が必要。

会派では討議しているが、定例会年2回制になって活発になったとは思わない。

会期日数は延びたが、委員会は以前と同様3つ同時に開催しているため、他の議員は傍聴もできない。

実際のスケジュールが前回とあまり変わらないので、実効性が出ていないと思っている人もいるのではないか。

会期の見直しは一定の効果はあるが、会期中でなかったから専決処分をやられて大変だったということはない。

エ．その他

福祉医療費負担の問題は、参考人も招致して、議会で議論できたので評価しているが、会期を見直さなくてもできたこと。

定例会年2回制の検証について、1年では明確な結果は出せない。

県議会は、範ちゅうが広いので委員会制をとっているが、予算決算常任委員会は全議員で構成され、分科会でも同様の審議しているため、時間の無駄である。

「会期通年制」も含めた今後の検討について

ア．県民の意向を踏まえた検証が必要

県民の理解を得て、会期の見直しがある。議員が余裕を持って県民と接したり、議員間討議ができるよう検討が必要。通年制になっても同じことになるので、きちんと検証しないと前に行けない。

通年制でさらに忙しくなるという懸念に対し、県民の意向を反映させるのは大事。

イ．執行部へ与える影響を考慮する必要

通年制にするかについては、中身の議論をするべきである。制度変更は、知事部局に影響を大きく与え、議会の解散権を（事実上）議会が握ることにもなるため、こうしたことを検証した上で議論するべき。

定例会年2回制になって執行部のどのような事務量が増えたのか、一度執行部にも聞いて検証しなくてはいけない。議会が要求した資料を作るのは当たり前だが、それが必要かどうか。また、執行部は、議会だけで忙しいわけではない。

議員が根掘り葉掘り資料を求めるのはよくない。議員が部長を呼びつければ、担当者は資料作成が大変だと思う。

ウ．現在の定例会年2回制のまま様子を見るべき

今の定例会年2回制で当面様子を見て、県民の思いを基にして制度を作っていく必要

がある。議会に在るだけでなく地域を見る期間とのバランスが大事。
定例会年2回制のまましばらく様子を見るべき。

エ．通年制を基本とすべき

報酬という観点からは、通年制にするほうが、県民の理解を得やすいのではないかと。会期を通年制にするなら、今の議員の身分を生業として扱い、それに見合った報酬と一緒に議論しないと行かない。

休会の夏や冬に調査等が集中しており、一層のこと通年制の方が良いのではないかと。会期の見直しは、通年制にしても同じで、セレモニーを4～5回もする必要はない。執行部側の提案をいつでも受けられるようにしておくべき。拘束はずっとされているので、メリハリがないとかいうのはどうか。

通年制でも、実質4回に分けてできる仕事量に減らさないと、いろんなことに対応できない。

オ．会議全体の工程管理により会議開催のメリハリをつけるべき

議会全体の工程管理をきちりとしないと、会期の見直しは前に進んで行かない。会期を延ばしただけでは対応できない。

議員本来の役割でもある、現場を把握した上で議論するというバランスがなくなると、職員のように魅力がなくなるので、それも含めて工程管理をやる必要がある。

会期の見直しには、専決処分への対応などのメリットもあるので、議員間討議や時間がタイトになっていることについて工程管理すればいい。

三重県は縦に長いので、会議もそんなに早くからできないし、1日にいくつも会議があるので、全体のマネジメントがいる。

通年制と定例会年2回制の間で会議をやることも考えられ、オンとオフをはっきりすべきである。今、通年制にする必要があるのかは分からない。

議会の活動はメリハリが必要で、会議が何も無い日を設ける必要がある。

会期は、今より少し長くしたほうが良いが、休会と閉会の定義は明確にすべき。閉会日なら海外視察が許されるなど、閉会と休会でどう議員が拘束されるのか、明確に決まっていな部分がある。

今の定例会年2回制でいい。1日に会議が集中しすぎており、もう少し会議をばらけないと時間の余裕がない。

議会は長く開かず集中審議をすべきであり、2月から6月末までは長すぎる。行政職員も9ヶ月間緊張しっぱなし。緊急の場合は、臨時議会を開けばいい。

(2) 議員間討議の充実について

テーマを設定した政策討論会議では成果がある
意見書や請願では会派間で活発な議論が行われる

など討議充実を評価する意見がある。

一方で、

議員が討議に慣れていない
論点が明確になっていない
委員会（執行機関による提案）での議論は不十分
会派の制約があり議員個人では発言しにくい
関心がないと討論は不十分
議論しまとめる時間的余裕がない
少数会派では議論を牽引するのに限界がある

など討議が不十分という意見も多数ある。

そして、今後の方向性は、

???（明確な意見は今のところ出ていない）

< 討議は充実した >

テーマを設定した政策討論会議や請願などでは成果がある

政策討論会議ですべての会派と議論して勉強になったし、討議を経て議会としての意思を作れた。議会としてまとめられたから、執行部と意見が対立したときに、政策を通すことができた。

テーマごとの課題については、参考人や現地調査もやっているのだから、議論の中身は深まったと思う。

委員会での討議は、あまり充実していない。しかし、政策討論会議など、テーマがあるものについては相当大きな議会としてのステップになったし、効果があった。

請願などは、会派で意向を決めるものもあるが、各議員からの意見が出やすい。

検討会や政策討論会議などは、議会として議論が必要だと意識するテーマで行われている。

政策討論会議や検討会では、意見を出し合って議論ができており、今後は、常任委員会でも意見を出していく必要がある。特別委員会も意見が出やすい傾向にある。

委員会では、議案に対する個人の意見は出やすいと思う。

課題テーマがあるとしっかり議員間討議はできる。議員それぞれが考えていることは違うが、最後は対執行部で議員はまとまってくる。

県立病院改革などは意見が分かれる。選挙母体がある人は反対できないが、本音では議論できない。

政策討論会議やプロジェクト会議では、かなり議論ができています。

会派内や政策討論会議では、活発に議論している。

プロジェクトでの検討では、地域利害もあり、そういう時はエキサイトしたものになる。新博物館については、討議はかなりできた。課題があれば討議はしやすいと思う。ただし、他の議員の意見をつぶすようなことはできない。

宮川流域課題解決プロジェクトの検討では、かなりのエネルギーを要した。現場へも行かなければいけないし、議員間討議もかなりした。いろんなことをすることによって、議員のクオリティが高まる。机上の議論をしてはいけない。

意見書では会派間で活発な議論が行われる

予算案とか議案には会派では違いはないが、意見書案では、一部が退場したり、一部が反対したり、意見が分かれることがある。国政の政党で意見対立があるものは、影響を受ける。

意見書の採決には、会派の意向が出やすい傾向がある。

その他

最近の委員会では、執行部に質問した後、議員間討議を行っている。採決に対してどうしていくのかという議論などを行う場面が多少出始めていると感じている。

前は会派のトップの顔を見ながら遠慮がちに言っていたが、それはなくなった。本音で言うから皆も意見を聞く。

議員間討議では、本音でモノを言わないといけなくなった。前は会派長の言うとおりにしていく拘束があったが、今はない。

< 討議は不十分 >

議員間討議が消化不良だというのはそうだと思う。

議員間討議は、ほとんどやられていないというのが正直なところ。

必ず議員間討議を入れているが、まだ議員の意識には差があり、決して充実したものになっていない。

県民の目の前でむきだしでやるような、議員間討議が必要。

議員間討議が効果的に行われていないのは、議論する必要がないからではないか。

議会基本条例の前文で、「本県議会は、…国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し…」とあるが、理解できない。そういうところが議員間討議が深められないということではないか。

議員が討論に慣れていない

議員間討議が今後の大きな課題。討議の場の時間は用意されたが、活用はこれからで、皆が慣れていない。

議員が議論する癖をつけていく必要がある。

議員が議論に馴染んでいない。

公開の場だから、議員が議論に馴染んでいないということはない。熱中してきたらインターネット中継されていることも忘れていない。

議員間討議に慣れていないということもある。

議員間討議に慣れていないこともある。

議員間討議に慣れていない。

論点が明確になっていない

8割くらいは同じ方向を向いており、対立する意見がないと議論しない。

問題点がはっきりしてこないということもある。

賛否がそれほど分かれていないことも原因。

賛否が分かれることなく、流れている感じ。

委員会（執行機関による提案）での議論は不十分

委員会では、当初意図した議論になっていない。

委員会では、議員間討議はなく、議員の資質を上げていかなければならないと思う。

執行部に対しての質疑はあっても、議題についての議員間討議はない。

委員会では、執行部から提出された議案に対してであって、テーマに対する各議員の意識の違いが大きい。

評価が低いのは、委員会のことだと思う。委員会では、地元についての発言があり、議員のそんな思いもあるのかと感じて終わってしまう。

本当の討議はできておらず、セレモニー的。視察先の夜では、自由活発に議員間討議ができており、公開の場でもできるのが理想だが。

常任委員会の議員間討議が足りないのは、委員長が1、2期生なので、話題提供など、議論しやすい進行ができていない。

委員会の年間テーマを決めて、グループに別れて調査し、議論していくことも大事。

委員会の運営方法が問題。議員だけでまず自由闊達な議論をして、その整理をもとに理事者呼んでやればいい。執行部から提案された議案を中心にやったらこうなってしまう。

自分自身の反省も踏まえて、今一步。対執行部とのやりとりが中心で、議員間討議が必要な案件があまりなかった。

予算案については、執行部に対してのやりとりはあっても、議員間での議論はない。いろいろなベクトルがあるからではないか。

討議という字面からするとディベートだと思う。現実的には委員会での議員間討議はほとんどない。議論しやすい仕組みづくりを考えるべき。

討議の時間設定はしているが、あまり討議がない。委員会は執行部が提出した議案を議論する場なので、それでほぼ終わる。もっと議論できる雰囲気づくりが必要。

議員間討議は、時間は作ってもらっているが消化試合的になっている。時間があるのだからもっと討議していかなければならないが、今まではやれていない。

効果がないと感じる議員は、委員会などの議員間討議が充実していないというではないか。

討論に到達するような、自分の意見や意見の違いがないといけない。民意を持ち寄ってやればいいが、執行部の提案説明だけでは、そんなに議論の違いは出てこない。

会派の制約があり議員個人では発言しにくい？

討議にあたって政党のしほりもある。会派を代表して議論してきたことが、会派に帰って議論されていないものもある。

会派内でもいろいろな意見があり、まとめるのが難しいこともある。会派内での討議

充実も必要で、会派で意見集約しておかないと最終的な結論は出せない。一方、それにより議員個人が縛られる面もありえる。

議員間討議が充実しないのは、一議員でありながら会派の立場も引っ掛かるから。ルール作りが必要。

会派を背負って委員会に行き、どこに自分の身を置けばよいのか。議員間討議といっても参加の仕方、発言の仕方に引っ掛かるところがある。

会派や政党のこともあり、議員個人でどこまで言っているのか難しい。会派の縛りはないが、政党の推薦や公認があるので、どこかで意識している。

会派拘束がかかる前に、本音で議論する必要がある。

ア．先に会派で議論し結論を出してしまう

委員会や本会議の場合、先に会派で議論してから会議に臨むため、議員個人では発言できない。

テーマに対して、できるだけ事前に会派内で議論して会議に臨んでいる。

会派で議論されたものを委員会に持っていき、また会派へ持ち帰って議論をする。個人意見は会派では言うが、委員会では賛否の表明だけ。

意見はいろいろあるが、バラバラではだめなので、会派で議論して方向性は出す。

個人的な意見は会派では言うが、委員会では と決めたら と言う。

重要なものは会派内で調整して、それを会派間で調整してしまう。

委員会でも事前に会派で議論をやるが、委員会前に話が終わってしまい、本音の討議はしにくい。

会議で結論を出さずに、継続して持ち帰ることもある。

委員会に入る前に意思統一するが、修正はある。

どうしても妥協できない場合は、退席することもある。委員会では、政策委員長などが決めた方針に従うのが筋として妥協している。

全議員が一同に会しての議員間討議というのはできない。会派では十分討議して委員会に臨み、委員会に反映している。

会派マニフェストに方向性は縛られている。

イ．採決・賛否の会派拘束がある

賛否を問う時の方向性は会派で定めている。

議案に対する賛否が会派で縛られていることも課題ではないか。議員個人としての考えがあっても、言えない面がある。

予算は一本なので本会議でバラバラではだめ。

基本的に最終採決では会派拘束をかけるべき。しかし、それまでの議論は一議員として自由に発言している。

請願については、会派できちんと意見統一される。

最終採決では会派拘束をかける。

ウ．会派の方向性があっても議員を拘束するわけではない

委員会での委員会討議は、採決までは議員それぞれの思いで討議する。

会派で先に議論をするが、議員の討議を拘束するわけではない。委員会が終わってから会議の報告をもらい、その後の対応を議論するが、発言の拘束はかけていない。

会派を代表して会議に参加したときに、発言すべき内容を決めているわけではない。委員会に臨むにあたっては、会派で意見交換するが、党議拘束のルールは十分確立されていない。

エ．1期生では発言しづらい

1期生では、思っても言えない目に見えない雰囲気がある。

普通の1年生は、本音では言えない。

議員の関心がないと討論は不十分（全てについて討議充実とまではいかない）

関心のあることには意見があるが、全部の課題に対して、目的、目標意識を持って、議員間討議に望んでいない。共通の県政の課題として深めていくことが課題。

今後は、議会側から提案する課題テーマや執行部側のものを絞り込んでやっていく方が盛り上がっていく。例えば、近々の課題で、意見がわかる「県立病院改革」がある。

議論しまとめる時間的余裕がない

ア．じっくりと議論する時間がない

1日にいくつもの会議があり、会議の時間に制約がある。会期を延ばしたけど、プロジェクトなどの議員間討議は広がっている。

じっくり腰をすえて議論する時間がない。いろんな仕組を有効に使おうと思っている人は半分強で、意味がわかっていない人もいる。

議員間討議がゆったりできるかと思っていたが、返ってやりにくくなった。

委員会の時間が1日間から2日間と長くなったが、執行部からの提出事項が増加して、議員間で討議する時間はあまりない。

イ．会派で情報共有し議論してまとめる時間がない

会議前に会派で議論するには、時間が確保できない。

委員会の前に会派で議論しているものもあるが、なかなかできていない。議論するための日程調整も苦しい。

会派で議論したいが、時間があまりない。

少数会派では議論を牽引するのに限界がある

問題提起をしても、少数会派だと多数決で負けてしまう。

意見の違いがあっても普通だと思うが、これがない。反対討論は5分にしろと言われるが、文句があるなら討論すればよい。

<今後の方向性>

前段で全議員が集まる全員協議会みたいな形で議員間討議をやってはどうか。

今までは、執行部に質問するだけだったが、それを止めて自ら現場に足を運んだり、専門家と勉強したりしたものを持ち寄って、ひとつのコンセンサスを得て、執行部の提案に対峙するのが本来である。そういうことをする十分な時間が取れなかった。

議員による地元調査や県民ニーズの把握、それを持ち寄っての議員間討議、そして執行部との対峙という流れの中で、それぞれのバランスが取れていないのではないかと思う。これからは、議員間討議のウェイトを高める必要がある。

議員間討議が足りなければ、議長がリーダーシップを発揮して、フィードバック、フォローアップしてもらった必要がある。

議会基本条例をふり返りながら、議員が議員間討議について意識していく必要がある。

(3) 執行機関との対峙について

知事部局が提案したことを、住民の声を反映させながら、一定の歯止めをかけられるようになったのは大きい。新博物館や県立病院改革の議論など、絶えず住民の意見を聞いている議員がブレーキをかけている。

福祉医療費助成について、知事からの提案が県民の理解が得られないものとして、議会で提案をやり直し、修正させることができた。

公開で議論を戦わせることが原則。県民に正論と思えるようにすることが大事であり、議論のうえ修正してまとめものは、知事に対しても影響力を持つことになる。

県民の暮らしに関わる日々の議案に対し、チェックすべきと考える。

まず監視に特化していく必要があると思う。安易に二元代表制と言ってはいけない。

知事ときちんに対決しているのか、監視、チェックができているのかが気になるところ。

地元の人の声を聞くことは大事だが、執行機関への監視・評価も必要で、ここが充実してきたので、バランスがとれてきたのではないかと。

知事部局には執行責任があるが議会は議決責任を問われない、という知事の発言に対して腹が立たった。議決責任をどう取るのか突き詰めていかないと、選挙の時だけいい顔をしてということになる。議員も厳しい目にさらされないといけない。

(4) 知事マニフェストと総合計画の議決に関して

知事マニフェスト(戦略計画) = 団体(三重県)の意思 とは言えない

団体意識の決定は議会の議決によることが基本
県民の100%支持というのはいり得ない
状況により事業・予算の優先順位づけが必要となる
具体化には毎年の予算議論が必要となる

と認識している議員が多い。

一方で

知事マニフェスト(戦略計画)は議決すべきではない

きめ細かな計画策定のプロセスを経て、県民や議会の意見を
反映させることが重要

と考えている議員もおり

もしも

戦略計画を議決対象とするときは、議会の役割や議決責任というものを
しっかり議論する必要がある

知事マニフェスト(戦略計画) = 団体(三重県)の意思とは言えず、議決すべき

団体に議会も入るといことなら、それは二代表制に対する挑戦ではないか。自分の考えていることが団体の意思というのは横暴であり、団体の意思にするには議会の議決が必要。

知事は県民の代表であるが100%支持されたわけではなく、反対する県民もいる。

自治法96条第2項により、県政の重要な計画は議決事項とし、議決責任を取るべき。

知事マニフェスト=戦略計画ではないし、県民は100%賛成ではないから。

知事は、議会をまったく無視していることになる。

マニフェストはイコール団体の意思ではない。その時の状況で、優先順位づけが必要となる。

知事は県民から具体的なロジックまで付託されたわけではない。場合によって議会が意見を言うのは当然である。

議員が計画にしっかり関わることは当然。県が事業を進める中で、身動きが取れない段階に来てからでは、議員は意思表示ができない。議会が計画策定の段階でもっと入れないものか。

知事の執行権と議会の審議権の違いだと思っている。

知事が、予算編成過程を公開することが問題であると同様に、政策形成過程の公開を考えていたら問題である。国は、予算議論の過程を公開して国民を巻き込んで議論しているのに、流れに逆行している。

知事とは二元代表制についての考えが異なっている。議会は、知事の予算編成権を犯していないし、知事マニフェストに介入するわけではない。マニフェストを全ての県民が認めたわけではない。

知事マニフェスト(戦略計画)を議決することは難しい

基本理念は議決対象にするが、重点的事業や数値目標の入った施策は、執行権の範囲であり、議決対象にするのはどうかと思う。

二元代表制で議会と知事是对等な立場であり、お互いの任務を超えていくのはどうか。「知事のマニフェストに基づく行政計画が団体の意思」とまでは理解していない。予算権や人事権が入ってくるから、議決することに対してはどうかと知事が言っているとしたら、それは由々しきこと。執行部は、行政の執行計画を議決するのは予算権の侵害だが、長期的な構想、理念は団体の意思にはならないから、議決してもらう必要があると思っているのではないか。

執行部は、知事の下に1つの課題についてたくさんの人が動いているが、議員はそこまでは不可能。県民の本当の願いについて、県民に密着している議員が、具体的な提案をして実現する努力が必要。執行部がやろうとしていることと、県民の考えていることとの違いを見出していかななくてはいけない。

議会や県民の意見を反映するプロセスを経て計画を策定すべき

今の知事が言っているのは、財政的な裏づけがなく戦略計画はマニフェストじゃない。だが、行政計画を手順を踏んで民意を反映させて作り上げれば団体の意思だと思う。よって、知事が一方的に出したのなら、団体の意思ではない。

住民にとって何がベストかを微調整しながら一致させるプロセスが大切。きめ細かい話し合いを避けるのは、真の民主主義にはつながらない。

知事マニフェストは、知事と県民との約束なので、それを議決をしていくことは難しいが、予算の段階では、議会が認めるか認めないかということになるので、知事は、議会や県民の意見をしっかり聞いて計画を作ればよい。

議会の役割を踏まえた判断が必要

議会が議決するということは、議会にも責任があるということをしっかり議論しなければならない。議決にどういう意味があるのか、議会の役割の議論がもっと必要。

3 . 政策提言・政策立案について

量の改革から政策を打ち出す質の改革をすることによって、県民からももっと理解されると思う。

県民ニーズや地域課題を踏まえた政策立案が重要

できる限り現場へ出向いて、県民ニーズや地域課題を聞き、整理しながら、一般質問や常任委員会で、政策的な提案をしているつもり。

議員として県民の中へ入っていき、政策課題を掘起している。議会が統一してやっていくべきものは、政策討論会議や、検討会、特別委員会で対応することになると思う。地域の願いや思いがあり、県民全体の利益の最大化を目指さない限り、選択と集中ができない。現場の声を聞いて、議員間討議して学習しながら三重県のグランドデザインを住民から作るべき。

県議会で自分たちの意見を反映させていくには、いかに県民の声を聞き、議会で発言していくかにかかっており、自分の発言が他の議員の発言にもつながっていく。

議員提案条例の現状・課題

目新しい議員提案条例ばかり目指すのはどうか。

県民からの請願があっても、少数会派だと不採択になってしまい、条例づくりには結びつかない。

県議会に県民の不特定多数の意見が反映されているかは難しい部分もあり、県全体として、大きな問題があって、それに対して条例立案などで対応していくものが、政策立案なのか？しかし、議員提出条例は理念条例ばかりで、議会は予算を持っていないため、手続き条例はできない。

議会は予算を持っていないので、理念条例くらいしかできない。議会在予算を持ったら責任を取る必要が生じる。

理念条例を作って、向こうが枝葉として手続きを設けるとというのが政策提案かもしれない。

議員個人の立場で提言していくことも大事であるが、会派として意見をまとめていき、オーソライズされていく中で、条例となっていくものもある。

その他

議会が一枚岩になっていないと、二元にはならない。執行部への要望が提案に変わっていく必要がある。

請願、意見書は結構出していて、丁寧に行っていると思うが、力量が足りない。

どこまでが地元要望で、どこまでが政策提案なのか、その線引きがよくわからない。

4. 他自治体との交流・連携について

市町議会との連携は、現状では難しい
県への陳情・要望の場になってしまう

と感じている議員が多くいる。

一方で、

議員個人としてのつながりはある

今後の方向性としては、

市町議会との連携は必要
研修会の共同開催
二元代表制の意義を広めていく など

<現状認識>

地元とは遠ざかっていないが、住民と接する機会が少ないということ。
地方分権で市町に権限がいくと、ますます県の役割がわかりにくい。
交流が足りないということでは。

市町議会との連携は、現状では難しい

何のためにやるかという目標、例えば財源のあり方など、テーマを持っている必要があり、漠然としていては単なる交流に終わってしまう。
政策決定にあたり、市町議会・県議会がつながることは少ない。共同して政策立案・政策提言をするのは難しい。それぞれが切磋琢磨していく方が重要。
他自治体との連携は難しい。市政に対しても言えない。
県議会と市町議会との関係は薄いと思う。市町としては、県議会との連携は必要としながら、できていない。自分が四日市市の市議会議員であったときにも、そのように感じた。

ア．県への陳情・要望の場になる

伊賀で交流会をやったら、医療問題にかかる県への要望になり、市と県と一緒に県政と市政を良くしていこうということにつながらなかった。旧来の上下構造が低い評価につながったのではないか。

津では年1回交流があるが、県議会への陳情の場になってしまっている。

昨年度に実施した市町議会との交流では、陳情・要望に終わってしまった。

イ．議員個人ではつながりがある

議員個人の付き合いで市議会と仲間のような連携はある。議会としてはできていない。議員個人のレベルでは連携がされているが、制度的にないのは事実であり残念なこと。意見交換するシステムもない。県民目線になったときにあった方がいいのではないかと。津市では、市長や市議会議員、県議会議員などが集まって意見や要望を聞く場が、年何回かあるが個人や会派としてはできているが、議会としてはない。

鈴鹿市議会とは個人的に意見交換会をやっている。

鈴鹿市は4人いるが、情報共有にはならない。選挙があるから、個人的なつながりがあるところの問題点しかわからない。

選挙区が関係する国会議員や市町議会とは連携している。

それぞれの地域では、個人レベルでつながっている。

市の担当部局から予算要望があれば、それを県議会に反映する努力はしている。

<今後の方向>

市町議会との連携は必要

住民に体感できるようにするには、市町議会が変われば目に見えて変わるはずであり、市町議会との連携を深める必要がある。

出身地域の課題を取り上げてもらうためにも、市議会と緻密に連携をとりながらやっていきたいが、なかなかできていない。

市町議会が県議会に何を望んでいるのかを探る時期であり、全般的に見直しをすべき。

ア．議員個人のつながりがあればよい

各地域の議員がそれぞれ連携すればいい。

イ．研修会などの共同開催をしてはどうか

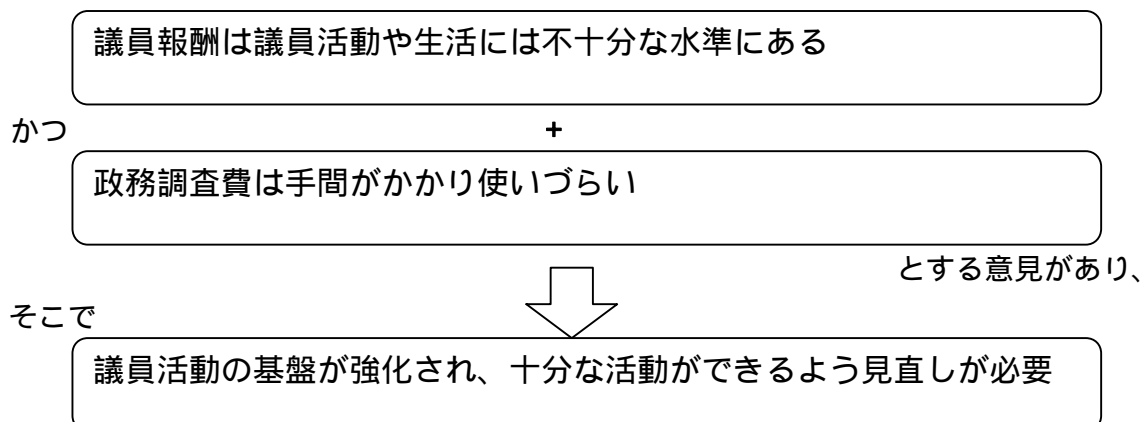
温度差・意識が違うので、セミナーや研修会などを共同でやるなどしたらどうか。

ウ．二元代表制の意義を広めていく必要がある

議会改革の本当の意味を他の地方議会も勉強していくことが大切。二元代表制の意義を議論していく、首長と対峙していくようなものが醸成されていけば。議会基本条例も広がっていくのではないか。

5 . 議会活性化の条件整備について

(1) 報酬、政務調査費等について



議員報酬は少ない

報酬は 83 万円あるが諸経費等が引かれて 55 ～ 56 万円。慶弔のつきあいなどもいろいろと掛かり、子どもが小さい人だと大変。年中家にいることがない。

議会に来て帰って行くだけならこのままでいいが、事務所を設けて維持するには報酬から充てる必要が生じ、生活に困っている状態。

政務調査費は手間がかかり使いづらい

政務調査費は税金なのできちんとしなければならぬが、手間がかかる。

政務調査費は手間が掛かり、議員活動に影響が出ている。今の状況なら政務調査費を報酬に載せるとか、旅費化するなどしないと事務処理が煩雑。

政務調査費が使いづらい。本来の目的で使えるようなものにしてほしい。報酬も議員の地位の確立を求めるなら、その審議をしてほしい。

政務調査費は、活動基盤強化のために設けられたはずなのに、充実していない。報告義務は当然だが、用途の話ばかりになって、特定の調査研究にしか使えないなど、どんどん狭くなっている。議員活動の足場がものすごく狭くなっており、これでは時代の要請に応えられないし、民意の汲み上げもできない。議員の身分をきちんと位置づけてもらって、ダイナミックな活動ができる基盤強化が必要。また、日常の議員活動がフォローできるような支援がいる。

政務調査費の縛りがかかりすぎる。公務だと交通費以外に公務雑費 3000 円が出るが、東京の地下鉄など市内移動の交通費は支給されない。去年、福岡に行ったが、目的地に行くのにバスがなくタクシーを使ったら、3000 円以上かかった。こうした経費も認めてもらいたい。

(2) 議会事務局への評価や要望について

事務局は頑張っているが、忙し過ぎるため、これ以上対応が難しい。

と感じている議員は多くいる。

そこで

事務局を増員すべき
専門職（政策立案関係）
議会独自の採用

かつ

+

議員秘書を個々に配置すべき

とする意見がある。

事務局はよく頑張っているが人員不足（増員すべき）

事務局機能はすばらしい。

市議会より事務局は充実している。

事務局は忙しそうで大変そうだと思う。

昨年度まで執行部にいたのに、議会に来たら議会の立場に立てることがすごい。

事務局にはしっかりやってもらっているが、人員を増やしてほしい。

よくやっているが、時間外が多い。議員が動けば動くほどサポートが増える。アウトソーシングなど工夫はしているが、議会がもっと充実してきたら回っていかない。

スタッフの充実で、1人の兼務が少なくなれば。

事務局は優秀である。政務調査費など議員も事務処理に時間がとられるが、事務局もかなりとられているのではないか。

事務局には大変な思いをさせており、相当忙しいのでは。もう少し効率的にやっけていなくてはならない。

事務局は人員、予算規模から言って少なすぎる。議会の責任や度合いが広がっているのに、これから責任を果たすうえで現実離れしている。せめて現在の倍の体制でやらないと回っていかない。

さらなる議会活動強化に向け専門職が必要

事務局の組織、人員をもっと強化すべき。特に、政策立案関係の職員。

二元代表制で知事と対峙するには議会専属の職員が必要

事務局は執行部へ戻るから全力でやりにくいのではないか。

専属のスタッフを増やすことが必要。今は目いっぱいやっていると思うので、議員の質も高まってよくやっていると言ってもらえるようになれば、政務調査費もこれなら必要ということになる。今はそれに足りる状況にない。

事務局はしっかりサポートしてもらっているが、二元代表制で知事と対峙していくに

は、事務局職員の身分を改善し、議員ともっと密接になれるような仕組みがいる。
例えば、議会独自の職員採用までは無理でも、議会への異動希望者を募ったり、最低
10年間は議会で勤務させるなど。

議会事務局より知事部局の方が強いからだめ。議会が人事を決めていく必要がある。

議員秘書の配置が個々に必要

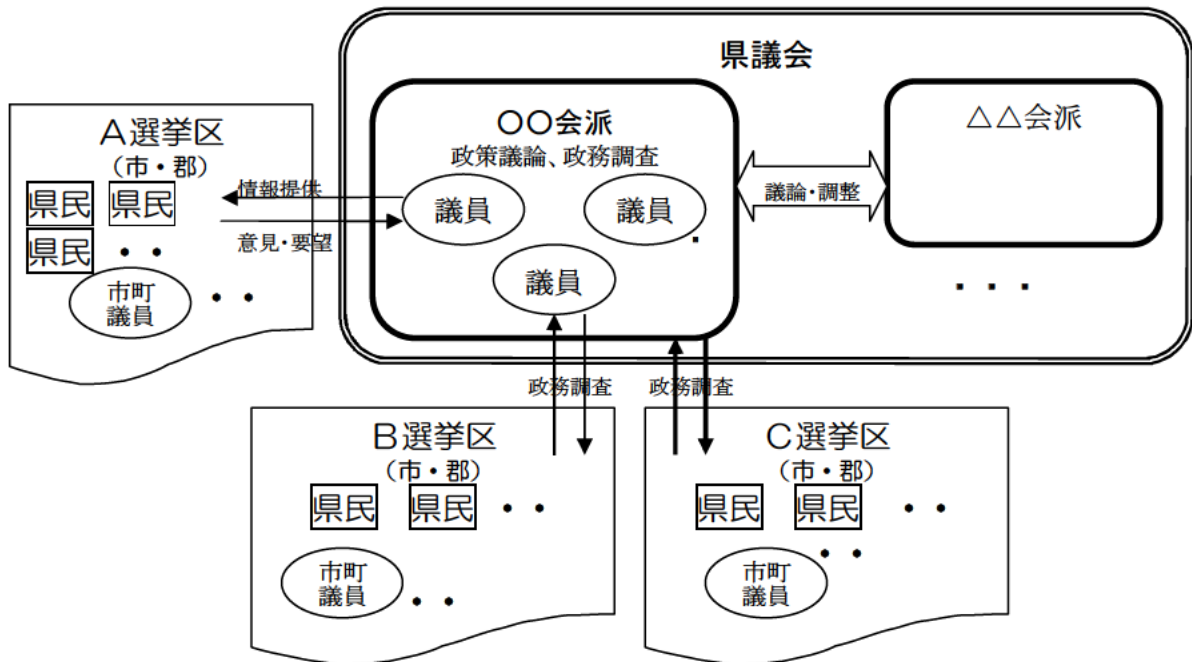
個々の議員が自分で対応できるような秘書が必要。

議員秘書がほしい。

政策秘書を1人置くのが良い。

6. その他

(1) 議員活動と会派活動、議会活動との関わりについて



① 3つの顔の整理はできていない

○会派の議員としての顔、議会としての顔、地元としての顔を持っているが、3つの顔をきちんと調整して結びつけていくにはどうしたらいいのか、いつも考えているが、なかなか難しい。だが、これを意識するのは大切なこと。

○会派としては、目指すべき三重県のビジョンを共有しながらやっているが、出身地域が異なるため、地域の議員としての活動には違うものがある。

② 会派の役割は大きい

○会派活動は議会活動の延長という感じ。

ア. 議員活動の補完

○会派内の横のつながりで教えてもらい、会派での議論を踏まえて委員会での議論に入れる。現地に行くにも分からないことは会派で確認できる。

○議会活動が活発化すれば、個人としても知識を得られる。会派活動があったからこそ、今の議会になった。

○会派では1期目の議員同士で行動できるメリットもある。

○議会活動は公務であり、議会運営を充実させるために議員個人の活動をする。

○議員活動でできないことをサポートしたり意見を聞いたりするのが会派ではないか。

イ. 政策立案をまとめる

○県政の課題は、会派の意見を総合的な見地から判断して出していく。

○議員と会派の活動それぞれを連携して行われなければならないと思う。会派と議員とは、調整してオーソライズすることが必要。

○議会活動につなげるために会派が政策立案に関わっており、地元と政策立案するのは難しく機能していない。

議員個人と議会が直結しておらず、間にある会派が政策立案機能を高めないといけない。

会派の意見がベースとなり、地域ごとになると議員としての活動、提案となる。議員活動があって、会派活動が充実していくもの。

議員間討議よりも、むしろ会派の中で議論を深めている。

二元代表制を機能させるためには議会としてまとまる必要がある

3つの顔を積み上げて、最終的に議会の顔になる必要がある。政策立案になると地域としての顔は切らなくてはならないこともあり、そこをどう考えていくのか、議員が議論しなくてはならない。

二元代表制では一つのベクトルがいる。会派の調整機能は従前より強くなっており、会派で揉んで、他の会派へ調整に行く。バラバラでは二元代表制ではない。

その他

会期等の見直しの中でも議論が必要になると思う。二元代表制ではなく、議員内閣制であるべきという学者の意見もあり、そこも視野に入れつつ議論していくべきと思っている。

大きな会派には大きな団体が陳情などに来る。少数会派はそこには入れてもらえないので、議会として受けてはどうか。陳情は紹介議員が必要だが、少数会派がない時期には取り上げられずに、集めた署名が生かされないこともあった。

小さな会派は、まとめるもの難しい。

地域での議員活動が会派活動に結びつくのは難しい。要望があっても、日程調整が難しいし、会派活動も会議日程の合間でやっている。会派全体での活動も難しい。

議員個人の活動は、地域での要望を聞いたり、地元と協議したりしており、議員活動は、議会活動とは直接の関わりはない。

(2) 議員の資質、議長の資質について

議会で一生懸命やっても、地元と密着し県民に見えないと評価されない。議会で一生懸命やっているのが評価されるべきだが、選挙前になると、本会議を休んで葬式に行ってしまう、当選するという矛盾がある。

議員個人、会派、議会の調査能力をどうつけていくか。政策提言や条例に結び付けようと思ったら、専門性を持った議員を育てていく必要がある。

議員は予算を理解していない。つかみの議論ではなく、議員にも分かりやすい資料を提示していく必要がある。

個人で能力差はあっても、県民のためにどれだけ努力をするかという姿勢が大事。

議員はビジョンを持った政治家でなければいけない。

県民の皆さんの幸せのために無駄のない活動をする。議長はリーダーシップのある優秀な方になってもらい、いい議長なら任期が長くてもいいのでは。

弱い人の立場に立った活動をしなくてはならない。

議長は議会を代表する立場であり、議会をまとめながら執行部と対応し、全国との関係でのキーマンでもある。議員としては、志を高く持ち、三重県のためにやっていく必要がある。

(3) 議会改革が県民のためにつながったかの判断は難しい

議会改革が住民の利益につながったのかは、一番難しい問題。どんな議論を県議会がしたのか、住民への説明責任がある。まだ道半ばなので、チェンジするために必要な改革をしているのが正直なところ。

県にお金がなくなってきたので、できることが少なくなってきた。財政は他県に比べたらいいという議論ではなくて、事業をやめた将来の損失も出てくる。執行部はパイが減ったのでカットしなければならないが、県民の声を反映できるようにして、議会が全体の利益を考慮して、判断せざるをえない。そういうことが大切だという意識を高めることが必要。

条例の検証など、責任を持っていかなければならない自覚を議会が持ってきたことはよい。その改善が結果として県民のためにつながっている。

議員提案条例については県民の意見を考えてやっているし、条例の検証についてもそう考えているので、議会の姿勢としては、県民の目線の近いところでやっている。

(4) その他、議会の活性化方策など

議会改革の検証が必要

議会改革は、議員の満足感だけで、住民にはない。

全国トップになりたいというだけで中身が伴っていない。トップになる必要もない。

議会改革推進県といっても、議員の自己満足でしかない。

議会改革は、執行部職員への負担が大きい。

15年くらい議会改革をやって、いろんな手立てを講じてきたが、県民に理解されていない不安感がある。自己満足に終わっているのではないかと思っている。

大切なのは、県民の方にいかに興味を持ってもらえるか。多くの目で見てもらって改革が検証されるべき。

改革の目的を明確にすることが大事。そうでないと、何ら県民のためにならない改革となる恐れがある。

議会改革がどこまで進んでいて、どんな評価を受けているのかまったくわからない。諮問会議の評価に期待している。みんなと一緒にやってきた自負はあるが、自分では評価できない。

改革先進県と言われているが、どこまで掘り下げた議論の中で検証され、改革が行われているかが重要であり、後生や他から評価されることにもなる。

先へ進むことも大切だが、立ち止まって現状を検証し、県民と共に考えていく必要がある。国と市町の狭間で埋もれないようにしていきたい。

議長選で議長マニフェストが出てきたが、立ち止まって検証する時期と考えている。今まで二元代表制を求めてきたが、最近は一元化を目指しているところがある。議会の持つべき権能をもう一度考える必要がある。それぞれの役割がある中で、特化してやっていくべきだが、今までは知事から権限を奪うという発想になっている。議会が本来どうあるべきかを考える必要がある。

議会改革の推進と広がりをも！

議会改革をしなければ、二元代表制の一翼になっていないという気持ちから取り組んでおり、どんどん改革を行う県が増えれば制度の見直しにつながる。しかし、基本条例を制定する県は急速には増えていないため、全国的な広がりにならないと、県民から変わったことをやっていると思われる。

議会改革については自負もあり、波及効果もあった。ただ、もう少し仲間がほしいところで、走り過ぎてはギャップ出てしまう。取り組みやすいものするのも先頭を走るものの義務ではないか。

自己満足にならないように、また、机上の空論にならないように心がけたい。

議会改革はかなり進み、県民の思いを提言にする仕組みづくりはある程度できたと思うが、会期の見直しや議会基本条例などについて、県民の意識はない。我々がそれをどうとらえ、ギャップを埋めていくのが課題。

県民のため目標を定めていくことが、議会そのものの活性化につながる。

視察調査に市議会などがたくさん来ているのに、議会改革が広がっていないのはなぜか。

要望提案先は県議会よりも県行政や市町だが改善も必要

県は市町や地元と調整してから予算化してくる。途中経過の情報は、議会へは入らないし公開していない。今後は、執行部に情報公開をもっと求めていく。

請願や陳情はかなり数が多い。請願を採択したときの影響や実現性を考慮する中で、議会の果たす役割が高まってくるのでは。

県や市の窓口に行ってほしいが、うまく行かない時に議員に相談するというのがほとんどでは。

要望などはまず市へ行き、進まないときに議員に言う。

執行部の広聴部門は全部議会に移すすればいい。議会を通り越して、行政は直接、県民に意見を聞くべきでない。

議会基本条例について

議会基本条例が何か、何のためのものかわからない。

議会基本条例は議員になる前は知らなかった。

議会基本条例を知らない県民が 73.3%というのは悲しい数字だが、議会における憲法みたいなものであり、議員自身が行動・活動することが大事。

議会基本条例は、議員がどういう仕事をしているのかわからないため、責務や位置づけしたもの。県民に浸透するにはまだまだ。

少数会派の役割も大事な県議会

三重県議会のいいところは、2名の少数会派でも各会議に参加できること。

一人会派でも必要な情報は事務局などを通じて全て共有させてもらっている。

三重県議会及び議会改革にかかる職員アンケート

三重県議会の議会改革の取組を評価する一環として、三重県職員の考えを聞くアンケートを実施し、その結果を次のとおり取りまとめましたので、報告します。

平成 22 年 3 月 16 日

三重県議会議会改革諮問会議会長 江 藤 俊 昭

< アンケートの概要 >

1 実施期間

平成 22 年 2 月 3 日から 16 日

2 回答率

30.6% (対象者数4,929名、回答者数1,510名)

うち 本庁部局 33.3% (対象者数2,165名)

地域機関 28.5% (対象者数2,764名)

3 回答者属性 (項目ごとの回答者数及び構成比)

所 属

本庁部局 722名(47.8%)

地域機関 788名(52.2%)

役 職

部長級 7名(0.5%) 次長級 43名(2.9%)

課長級 207名(13.7%) 課長補佐級 453名(30.0%)

係長級 422名(27.9%) 主事、技師 378名(25.0%)

県議会関係業務の経験

現在、県議会に直接関係する業務を行っている者 100名(6.6%)

以前、県議会に直接関係する業務を行っていた者 224名(14.8%)

今まで、県議会に直接関係する業務を行ったことがない者 1,186名(78.6%)

この調査では「県議会関係業務」を、各部の議会事務担当が行う県議会との窓口・調整などの業務とし、議会の要請に基づく単発的な会議への出席や説明等は除いています。

【参考】

本調査は、三重県行政WANに接続されている利用者を対象に、県行政内部の意見収集を行うために運用されているアンケートシステムを活用して、実施しています。

調査対象者は、本庁及び地域機関の職員とし、病院及び学校の一般行政職を含み、警察及び派遣先の職員は除いています。

<アンケート結果>

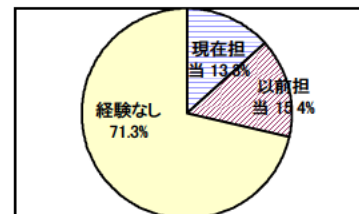
回答者属性と議会経験者との関係について

【所属別の議会経験者】

現在及び過去に議会関係業務に携わった職員は、本庁部局では28.7%であるのに対し、地域機関では14.8%と概ね2倍となっている。

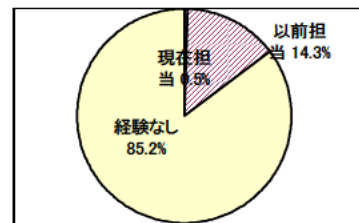
<本庁部局職員>

	該当者数	割合
現在、県議会に直接関係する業務を行っている	96	13.3%
以前、県議会に直接関係する業務を行ったことがある	111	15.4%
今まで、県議会に直接関係する業務を行ったことはない	515	71.3%
計	722	100.0%



<地域機関職員>

	該当者数	割合
現在、県議会に直接関係する業務を行っている	4	0.5%
以前、県議会に直接関係する業務を行ったことがある	113	14.3%
今まで、県議会に直接関係する業務を行ったことはない	671	85.2%
計	788	100.0%

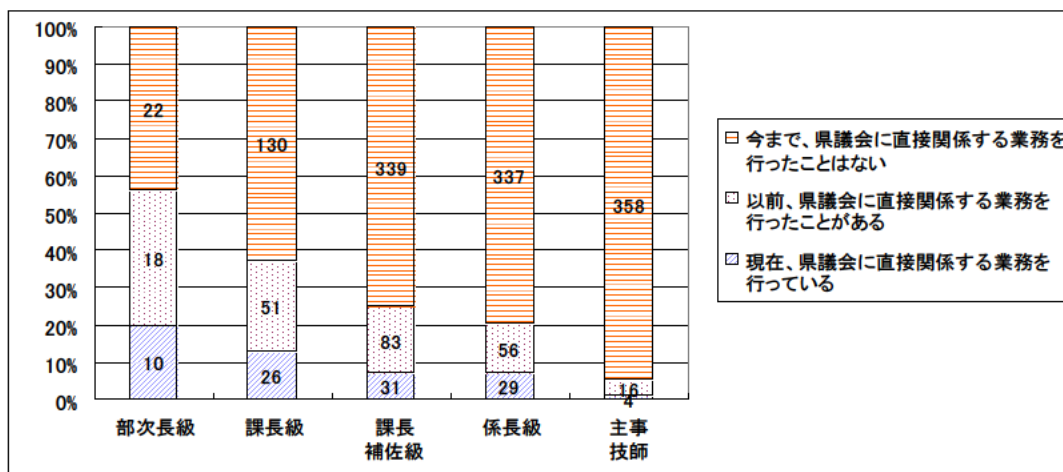


【役職別の議会経験者】

役職の階級が高い者ほど、議会関係業務の経験者の割合が高くなっている。(回答者数)

	部次長級	課長級	課長補佐級	係長級	主事技師
現在、県議会に直接関係する業務を行っている	10	26	31	29	4
以前、県議会に直接関係する業務を行ったことがある	18	51	83	56	16
今まで、県議会に直接関係する業務を行ったことはない	22	130	339	337	358
計	50	207	453	422	378

※部長級の回答者数が少ないため、次長級と合わせて整理。



設問に対する回答結果について

【二元代表制に関する認識度】

問1 あなたは、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという「二元代表制」を知っていますか。(該当すると思われるもの1つに○)

二元代表制の名称を知っている者は全体の79.4%であり、概要も含め内容を知っている者は63.7%となっています。

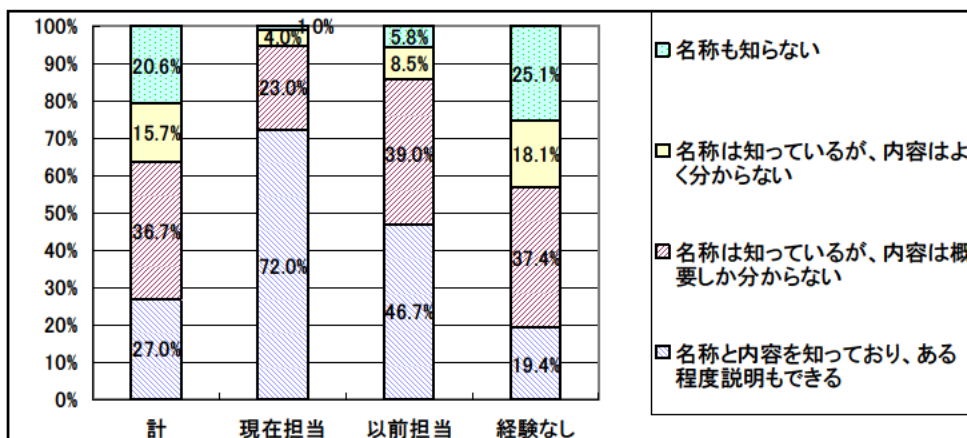
所属別では、本庁部局の方が地域機関に所属している者より名称及び内容を知っているとする割合が高くなっています。役職別では、高い役職の者ほど名称及び内容を知っているとする割合が高くなっています。議会業務経験者別では、現在担当している者の方が内容を説明できるとする割合が72.0%あり、名称を知っている者と合わせると、95.0%に達しています。

	回答数	割合%
名称と内容を知っており、ある程度説明もできる	405	27.0%
名称は知っているが、内容は概要しか分からない	550	36.7%
名称は知っているが、内容はよく分からない	236	15.7%
名称も知らない	309	20.6%
計	1,500	100.0%

<議会業務経験者別の集計結果>

	上段:回答者数	下段:割合%	計	現在担当	以前担当	経験なし
名称と内容を知っており、ある程度説明もできる	405	27.0%	405	72	104	229
名称は知っているが、内容は概要しか分からない	550	36.7%	550	23	87	440
名称は知っているが、内容はよく分からない	236	15.7%	236	4	19	213
名称も知らない	309	20.6%	309	1	13	295
計	1,500	100.0%	1,500	100	223	1,177

<注>現在担当:現在、県議会に直接関係する業務を行っている
 以前担当:以前、県議会に直接関係する業務を行ったことがある
 経験なし:今まで、県議会に直接関係する業務を行ったことはない



別途、諮問会議で実施した「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」(平成21年11月)では、議会の役割について「知っていた」及び「少し知っていた」と回答した者の割合が61.3%であることと比べると、さほど差がない結果となっています。

【議会基本条例に対する認知度】

問2 県議会では、これまでの議会改革の取組を後戻りさせることなく、さらなる改革に取り組むことを決意し、平成18年12月に「三重県議会基本条例」を制定していますが、あなたはこの条例を知っていますか。(該当すると思われるもの1つに○)

条例の存在を知っている者は全体の72.0%であり、これは別途実施した県民アンケート結果の26.7%（「条例を知っている」と回答した県民の割合）と比べると、かなり高くなっています。

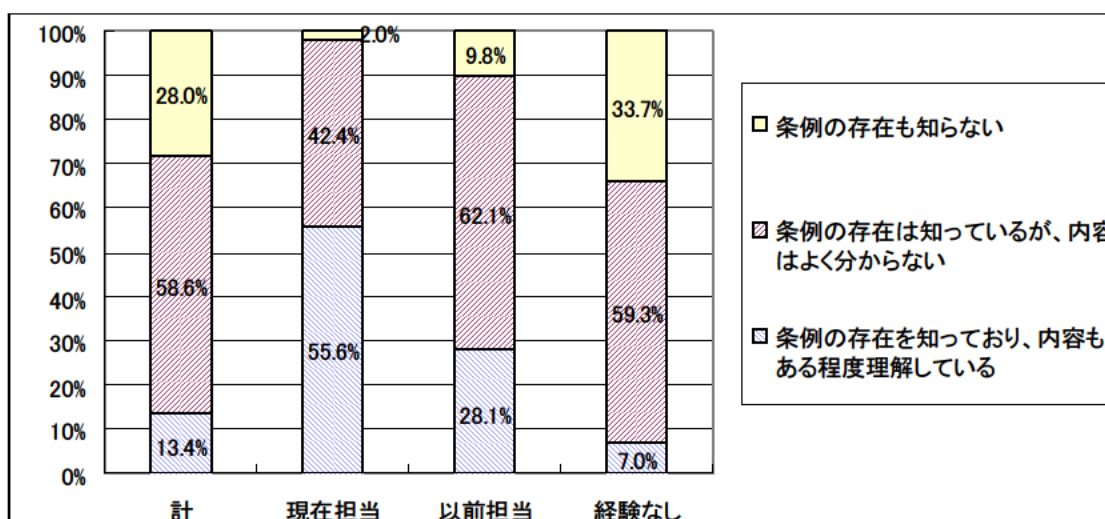
所属別では、本庁部局の方が地域機関に所属している者より名称及び内容を知っているとする割合が高くなっています。役職別では、高い役職の者ほど名称及び内容を知っているとする割合が高くなっています。これは、本庁部局の方が地域機関に所属している者よりも、また、役職の高い者ほど、議会業務の経験を有する割合が高いこととも関係していることが伺えます。

なお、現在、議会業務に携わっている者の98.0%は条例の存在を知っており、内容を理解しているとする者も55.6%います。

	回答数	割合%
条例の存在を知っており、内容もある程度理解している	200	13.4%
条例の存在は知っているが、内容はよく分からない	877	58.6%
条例の存在も知らない	420	28.0%
計	1,497	100.0%

<議会業務経験者別の集計結果>

	上段:回答者数 下段:割合%		計	現在担当	以前担当	経験なし
条例の存在を知っており、内容もある程度理解している	200	13.4%	55	63	82	
条例の存在は知っているが、内容はよく分からない	877	58.6%	42	139	696	
条例の存在も知らない	420	28.0%	2	22	396	
計	1,497	100.0%	99	224	1,174	
			100.0%	100.0%	100.0%	



【開かれた議会の取組に対する評価】

問3 県議会では、多様な県民等の意見を取り入れた議会運営を図るため、議会として参考人招致や公聴会を開催したり、議員や会派がそれぞれに民意を把握するための諸活動を行ったりしていますが、あなたはこのことについて、どのように思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

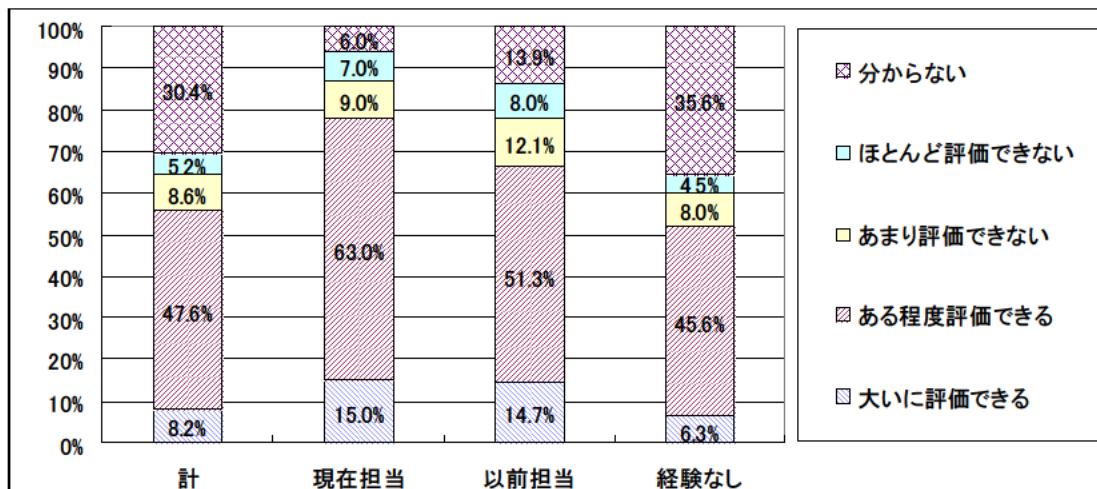
「大いに評価」及び「ある程度評価」を合わせると55.8%であり、これは別途実施した県民アンケート結果64.5%と比べると、やや低い評価となっています。

議会業務経験者別では、現経験者が「大いに評価」及び「ある程度評価」を合わせて78.0%と高い評価となっていますが、一方、未経験者では「分からない」が35.6%を占めています。これは、未経験者が多い地域機関職員及び役職が低いものほど「分からない」とする傾向があり、この結果、相対的に「大いに評価」及び「ある程度評価」する割合が低くなっていると考えられます。

	回答数	割合%
大いに評価できる	123	8.2%
ある程度評価できる	716	47.6%
あまり評価できない	130	8.6%
ほとんど評価できない	78	5.2%
分からない	457	30.4%
計	1,504	100.0%

<議会業務経験者別の集計結果>

上段:回答者数 下段:割合%	計	現在担当	以前担当	経験なし
大いに評価できる	123 8.2%	15 15.0%	33 14.7%	75 6.3%
ある程度評価できる	716 47.6%	63 63.0%	115 51.3%	538 45.6%
あまり評価できない	130 8.6%	9 9.0%	27 12.1%	94 8.0%
ほとんど評価できない	78 5.2%	7 7.0%	18 8.0%	53 4.5%
分からない	457 30.4%	6 6.0%	31 13.9%	420 35.6%
計	1,504 100.0%	100 100.0%	224 100.0%	1,180 100.0%



< 「開かれた議会」の取組に対する評価の理由 >

計659件のご意見をいただきました。その概要は次のとおりです。

- 1 「開かれた議会」は当然・必要とする意見(計222件)
県議会が広報活動を行うのは当然のこと 民意を把握するのは当然である
多様な県民等の意見を取り入れるのは重要 「開かれた議会」の活動は意義がある
- 2 「開かれた議会」の取組を評価する意見(計79件)
積極的な取組姿勢を評価したい 全国に先駆けた取組をしている
- 3 「開かれた議会」の取組は不十分とする意見(計75件)
民意が把握できているとは思えない 形式的なものに留まっている
活動内容はあまり周知されていない 活動の成果が見えない
- 4 一部の意見しか聞いていないとの意見(計54件)
地元や後援組織の意見しか反映していない サイレントマジョリティの声が聞けていない
多様な県民等の意見が反映されているか疑問
- 5 参考人招致や公聴会の開催にかかる意見(計64件)
肯定的な意見(26件)
幅広い意見や専門的な見識を聞くことは必要 公の場で民意を聞ける機会となる
否定的な意見(38件)
形式的でパフォーマンスに過ぎない 選任が恣意的で少数意見しか聞いていない
- 6 支援団体の要望聴取会にかかる意見(計4件)
支援団体の要望の場に執行部を同席させ回答させるのはいかがか
- 7 県議会の取組内容を知らない(計121件)
業務で議会と関わりがなくよく分からない 地域機関では県議会の実態が分からない
- 8 議員個人で民意を把握すればよい(計7件)
- 9 議会と執行機関とで取組が重複している(計8件)
- 10 その他(計25件)
実施にかかる業務量がかなり多いなど

【監視・評価機能に対する評価】

問4 県議会の役割の一つに県執行機関に対する監視・評価がありますが、あなたは、三重県議会がこの役割を果たしていると思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

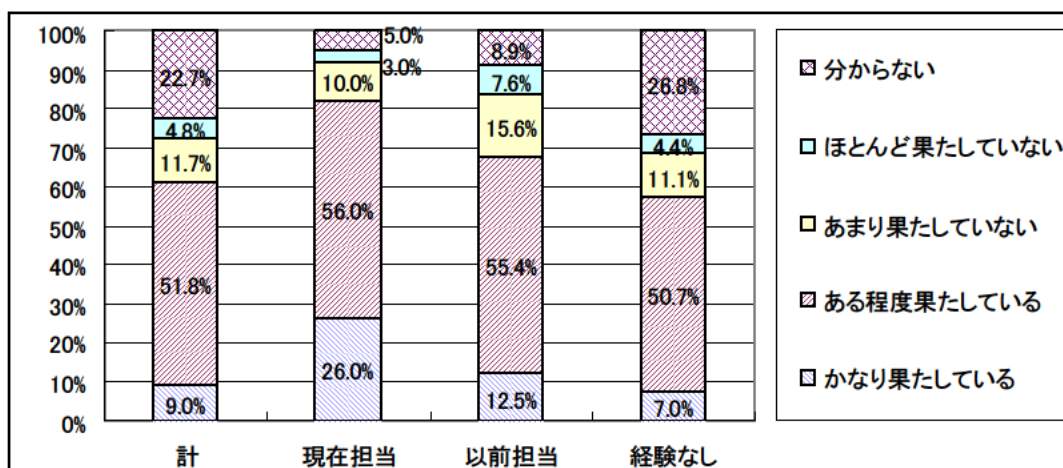
「かなり果たしている」及び「ある程度果たしている」を合わせると60.8%であり、これは別途実施した県民アンケート結果55.4%と比べると、やや高くなっています。

議会業務経験者別及び所属別、役職別で見ると、前問3(「開かれた議会」に対する評価)と同様の傾向が伺えます。

	回答数	割合%
かなり果たしている	136	9.0%
ある程度果たしている	777	51.8%
あまり果たしていない	176	11.7%
ほとんど果たしていない	72	4.8%
分からない	340	22.7%
計	1,501	100.0%

<議会業務経験者別の集計結果>

上段:回答者数 下段:割合%	計	現在担当	以前担当	経験なし
かなり果たしている	136 9.0%	26 26.0%	28 12.5%	82 7.0%
ある程度果たしている	777 51.8%	56 56.0%	124 55.4%	597 50.7%
あまり果たしていない	176 11.7%	10 10.0%	35 15.6%	131 11.1%
ほとんど果たしていない	72 4.8%	3 3.0%	17 7.6%	52 4.4%
分からない	340 22.7%	5 5.0%	20 8.9%	315 26.8%
計	1,501 100.0%	100 100.0%	224 100.0%	1,177 100.0%



< 「監視・評価」の取組に対する評価の理由 >

計510件のご意見をいただきました。その概要は次のとおりです。

【プラスの評価をする意見】 計272件

- 1 本会議や委員会等での質疑・議論が活発なため(計130件)
質問・意見により監視機能が働いている 会期日数の大幅な増加により強化された
- 2 執行機関の監視・評価は、議会の重要な役割だから(計99件)
議会の存在自体が重要となっている 常に議会を意識して執行している
- 3 議会の意見により執行内容の変更等が生じた(計17件)
執行内容の変更がこれまでにあった
- 4 その他(計26件)

【マイナスの評価をする意見】 計155件

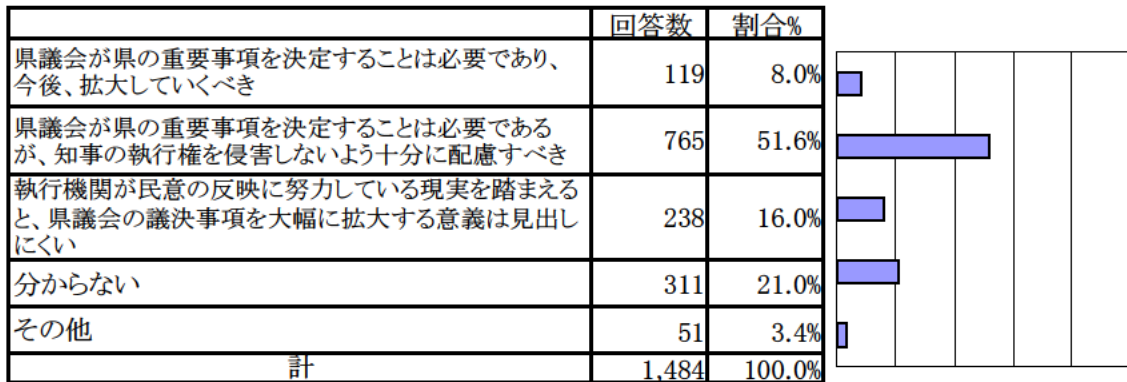
- 5 評価の質・内容に課題がある(計57件)
理念的、抽象的、形式的なものが多い 批判的で建設的な意見が少ない
課題の本質がつかめていない 県民への受け狙いが多い
 - 6 議員の資質が課題(計39件)
評価に必要な専門的知識が不足している 本質的な評価がされていない
 - 7 議員選出地域や後援団体等への利益誘導や要望活動となっている(計24件)
 - 8 監視・評価に際して民意の反映を(計7件)
 - 9 その他(計28件)
- 【その他の意見】 計83件
- 10 県議会の状況が分からない(計66件)
業務で議会と関わりがなくよく分からない 地域機関では県議会の実態が分からない
 - 11 その他(計17件)

【県の重要事項の決定に対する意向】

問5 平成12年4月に地方分権一括法が施行された以降、県行政の多くを占めていた機関委任事務が廃止され、地方自治体の責任において事務の執行・決定をする必要が生じ、二元代表制の一翼である地方議会の権能の強化が必要とされています。このため、地方自治法第96条第2項による議決事件の拡大が自治体独自にできるようになっていますが、このことについて、あなたはどのように思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

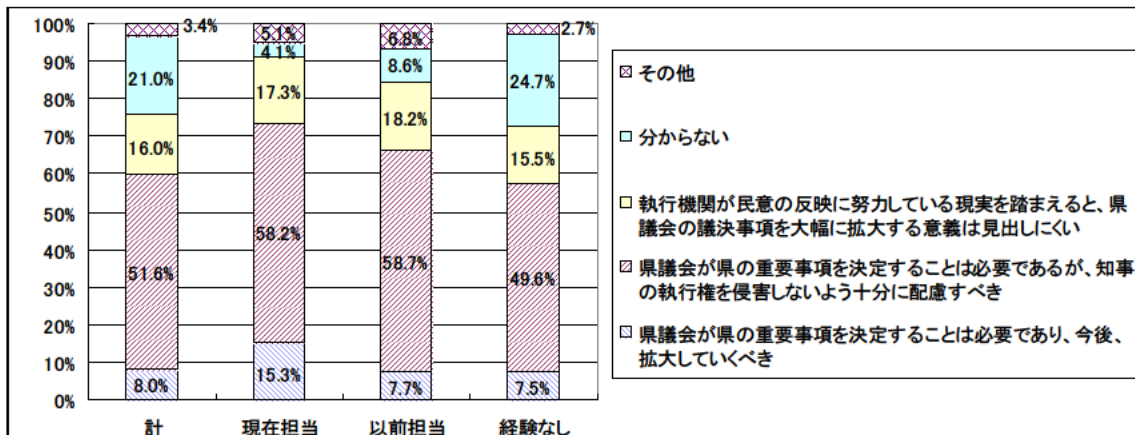
「知事の執行権を侵害しないよう十分に配慮すべき」とするものが51.6%と半数を超えています。議会業務経験者別では、現在担当しているものが県議会の議決事件拡大を求める(認める)意向が他の者より高くなっています。また、議会業務を経験していない者は、「分からない」とする者が約1/4を占めており、この結果、相対的に他の回答項目の割合を押し下げています。

役職別では、部次長級で県議会の議決事件拡大を容認する意向は無く、代わりに知事の執行権侵害に十分配慮すべきとする意向が3/4を占めています。また、役職の階層が低い者ほど「分からない」とする割合が高くなっており、この結果、相対的に他の回答項目の割合を押し下げています。



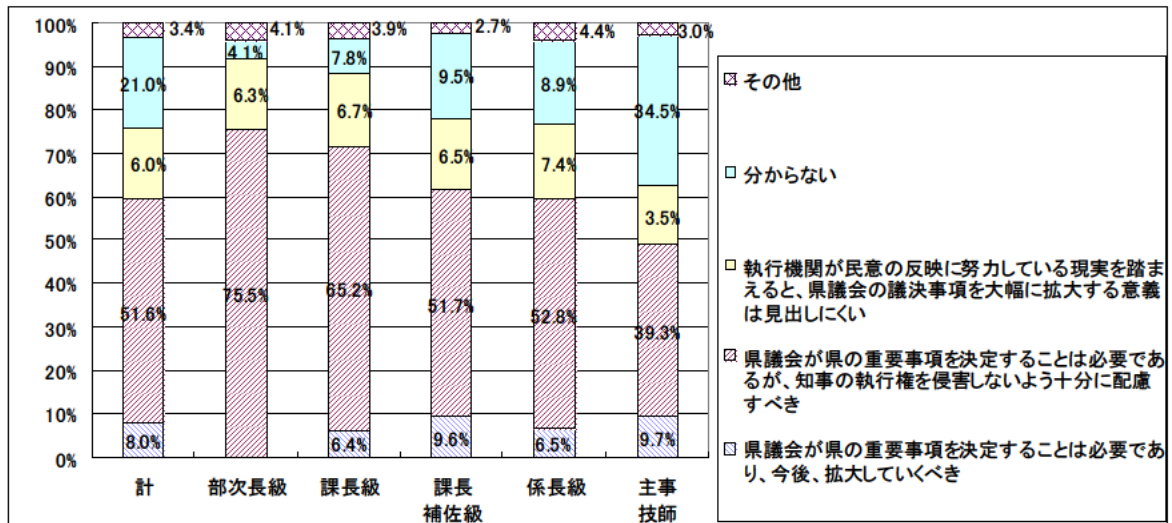
<議会業務経験者別の集計結果>

	上段:回答者数	下段:割合%	計	現在担当	以前担当	経験なし
県議会が県の重要事項を決定することは必要であり、今後、拡大していくべき	119	8.0%	119	15	17	87
県議会が県の重要事項を決定することは必要であるが、知事の執行権を侵害しないよう十分に配慮すべき	765	51.6%	765	57	129	579
執行機関が民意の反映に努力している現実を踏まえると、県議会の議決事項を大幅に拡大する意義は見出しにくい	238	16.0%	238	17	40	181
分からない	311	21.0%	311	4	19	288
その他	51	3.4%	51	5	15	31
計	1,484	100.0%	1,484	98	220	1,166



<役職別の集計結果>

上段:回答者数 下段:割合%	計	部次長級	課長級	課長補佐級	係長級	主事技師
県議会が県の重要事項を決定することは必要であり、今後、拡大していくべき	119		13	43	27	36
	8.0%		6.4%	9.6%	6.5%	9.7%
県議会が県の重要事項を決定することは必要であるが、知事の執行権を侵害しないよう十分に配慮すべき	765	37	133	231	218	146
	51.6%	75.5%	65.2%	51.7%	52.8%	39.3%
執行機関が民意の反映に努力している現実を踏まえると、県議会の議決事項を大幅に拡大する意義は見出しにくい	238	8	34	74	72	50
	16.0%	16.3%	16.7%	16.5%	17.4%	13.5%
分からない	311	2	16	87	78	128
	21.0%	4.1%	7.8%	19.5%	18.9%	34.5%
その他	51	2	8	12	18	11
	3.4%	4.1%	3.9%	2.7%	4.4%	3.0%
計	1,484	49	204	447	413	371
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



<その他>の意見内容

計46件のご意見をいただきました。

- 1 執行機関と協議・調整をしてほしい(計9件)
- 2 議会の権限を拡大するにしても民意の反映が必要(計5件)
- 3 議決責任を明確にすべき(計2件)
- 4 議員の資質向上が必要(計3件)
- 5 特定地域の利益誘導とならないようにすべき(計2件)
- 6 業務量増加等の負担とならないよう配慮してほしい(計2件)
- 7 その他(計16件)
- 8 議会業務に携わっておらず分からない(計7件)

【政策提言や政策立案の取組に対する評価】

問6 県議会が独自に自治体の政策課題を調査・検討し、議員提案条例を制定したり、知事等へ政策提言を行ったりすることについて、あなたはどのように思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

「議会と執行機関がそれぞれ独自に政策立案することは当然」とする回答が30.7%と一番多く、次いで「政策立案は基本的に執行機関に任せた方がよい」とするものが23.4%となっています。

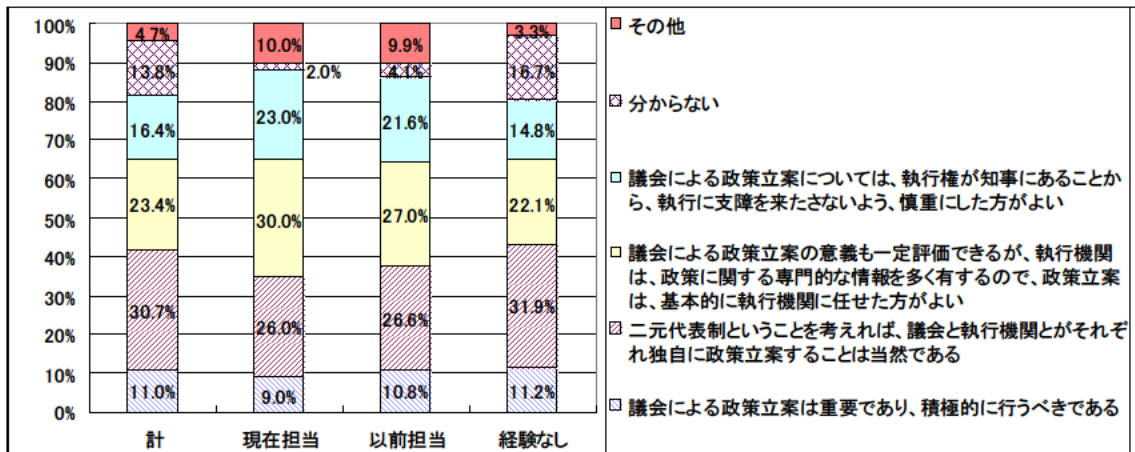
議会業務経験者別では、現在担当しているものが「政策立案は基本的に執行機関に任せた方がよい」とするものが30.0%と一番多く、議会業務を経験していないものでは「分からない」とする回答が16.7%と、そうでない者に比べて多くなっています。

役職別では、部次長級が「政策立案は基本的に執行機関に任せた方がよい」とするものが55.1%と半数を超えています。また、主事・技師では「分からない」とするものが27.0%と多くなっています。

	回答数	割合%
議会による政策立案は重要であり、積極的に行うべきである	164	11.0%
二元代表制ということを考えれば、議会と執行機関とがそれぞれ独自に政策立案することは当然である	457	30.7%
議会による政策立案の意義も一定評価できるが、執行機関は、政策に関する専門的な情報を多く有するので、政策立案は、基本的に執行機関に任せた方がよい	347	23.4%
議会による政策立案については、執行権が知事にあることから、執行に支障を来さないよう、慎重にした方がよい	244	16.4%
分からない	205	13.8%
その他	70	4.7%
計	1,487	100.0%

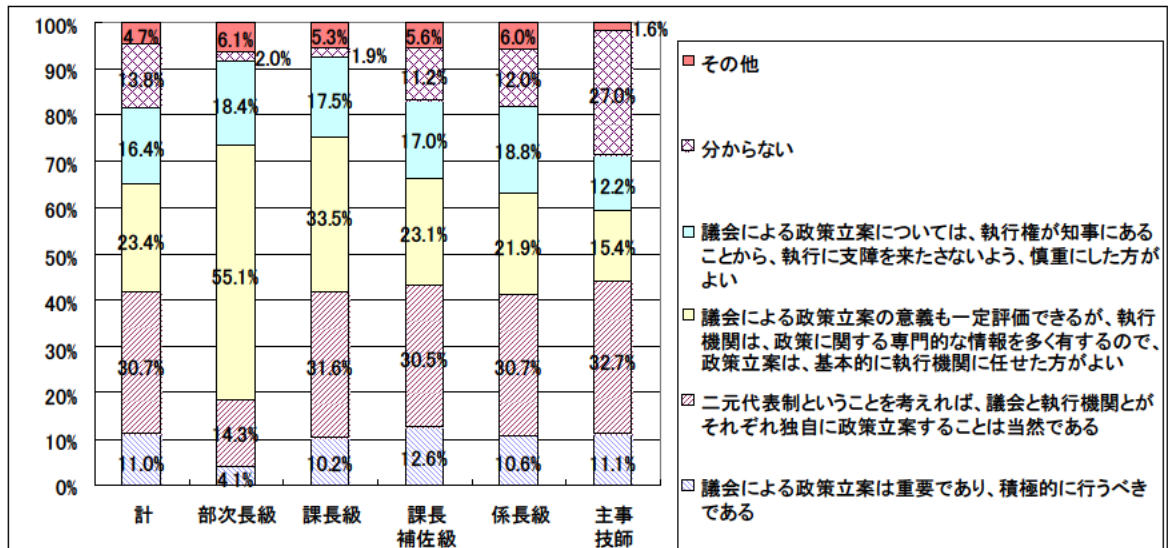
<議会業務経験者別の集計結果>

	上段:回答者数	下段:割合%	計	現在担当	以前担当	経験なし
議会による政策立案は重要であり、積極的に行うべきである	164	11.0%	164	9	24	131
二元代表制ということを考えれば、議会と執行機関とがそれぞれ独自に政策立案することは当然である	457	30.7%	457	26	59	372
議会による政策立案の意義も一定評価できるが、執行機関は、政策に関する専門的な情報を多く有するので、政策立案は、基本的に執行機関に任せた方がよい	347	23.4%	347	30	60	257
議会による政策立案については、執行権が知事にあることから、執行に支障を来さないよう、慎重にした方がよい	244	16.4%	244	23	48	173
分からない	205	13.8%	205	2	9	194
その他	70	4.7%	70	10	22	38
計	1,487	100.0%	1,487	100	222	1,165



<役職別の集計結果>

上段:回答者数 下段:割合%	計	部次長級	課長級	課長補佐級	係長級	主事技師
議会による政策立案は重要であり、積極的に行うべきである	164 11.0%	2 4.1%	21 10.2%	56 12.6%	44 10.6%	41 11.1%
二元代表制ということを考えれば、議会と執行機関とがそれぞれ独自に政策立案することは当然である	457 30.7%	7 14.3%	65 31.6%	136 30.5%	128 30.7%	121 32.7%
議会による政策立案の意義も一定評価できるが、執行機関は、政策に関する専門的な情報を多く有するので、政策立案は、基本的に執行機関に任せた方がよい	347 23.4%	27 55.1%	69 33.5%	103 23.1%	91 21.9%	57 15.4%
議会による政策立案については、執行権が知事にあることから、執行に支障を来たさないよう、慎重にした方がよい	244 16.4%	9 18.4%	36 17.5%	76 17.0%	78 18.8%	45 12.2%
分からない	205 13.8%	1 2.0%	4 1.9%	50 11.2%	50 12.0%	100 27.0%
その他	70 4.7%	3 6.1%	11 5.3%	25 5.6%	25 6.0%	6 1.6%
計	1,487 100.0%	49 100.0%	206 100.0%	446 100.0%	416 100.0%	370 100.0%



<その他>の意見内容

計71件のご意見をいただきました。

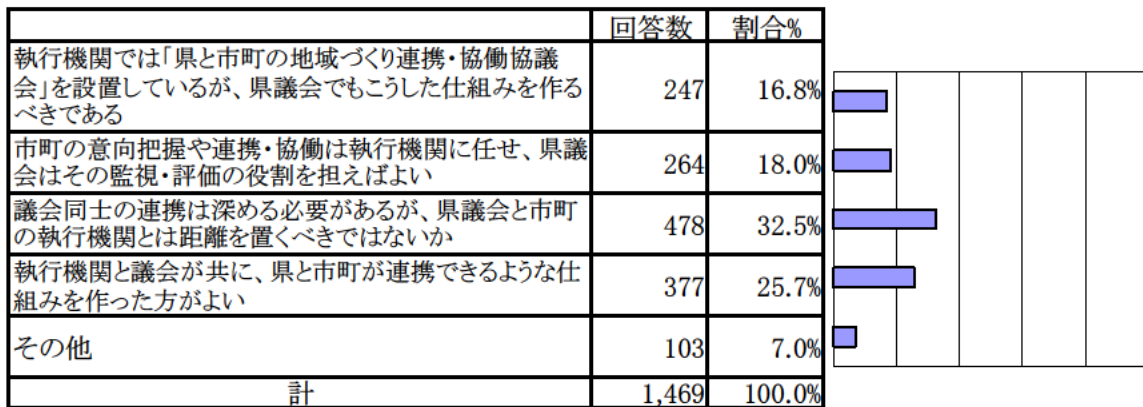
- 1 最終的な責任は執行機関側となり議会に責任が及ばないのはいかがなものか(計19件)
- 2 議会及び執行機関の双方が十分に協議すべき(計17件)
- 3 議会機能を発揮・強化するには体制の整備が課題(計5件)
- 4 その他(計30件)

【市町との連携にかかる意向】

問7 県議会の基本方針の1つに「他自治体との交流・連携」があり、県内市町(議会)との連携も重要とされていますが、あなたはこのことについてどう思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

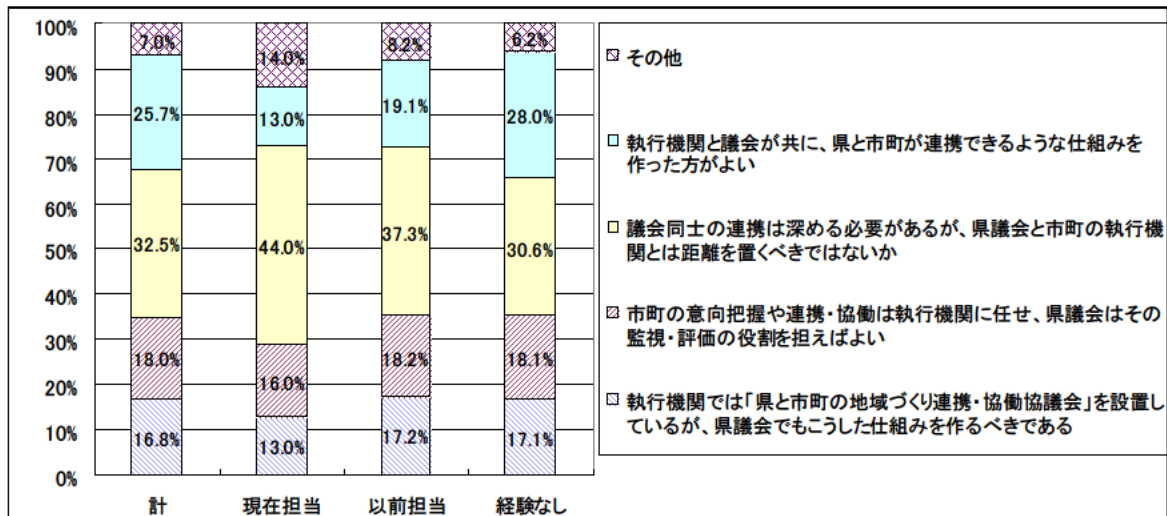
「県議会と市町の執行機関とは距離を置くべき」とするものが32.5%と一番多く、次いで「執行機関と議会が共同で県と市町の連携の仕組みを作る」とするものが25.7%となっています。

議会業務経験者別では、現在担当しているものが「県議会と市町の執行機関とは距離を置くべき」とする回答が44.0%と多くを占めているのに対し、議会業務を経験していない者では、「執行機関と議会が共同で県と市町の連携の仕組みを作る」とする回答が28.0%と、そうでない者に比べて多くなっています。

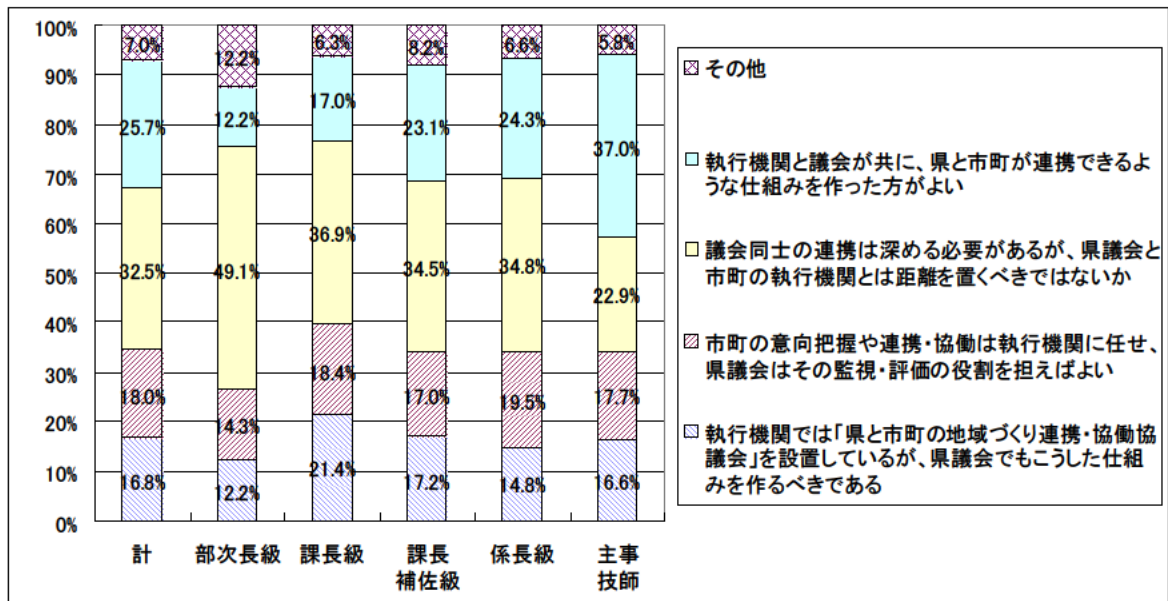


<議会業務経験者別の集計結果>

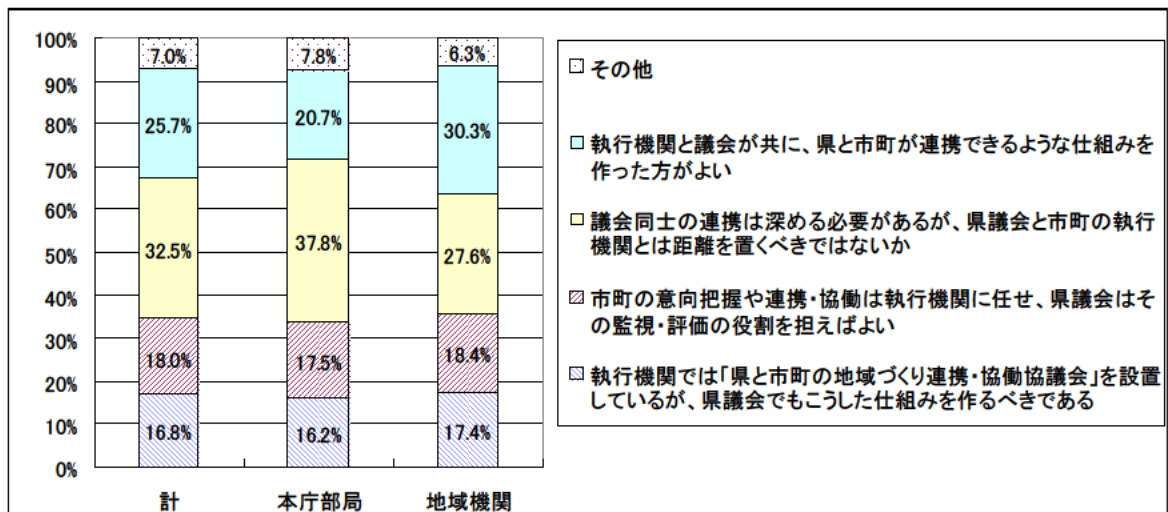
	上段:回答者数	下段:割合%	計	現在担当	以前担当	経験なし
執行機関では「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を設置しているが、県議会でもこうした仕組みを作るべきである	247	16.8%	247	13	38	196
市町の意向把握や連携・協働は執行機関に任せ、県議会はその監視・評価の役割を担えばよい	264	18.0%	264	16	40	208
議会同士の連携は深める必要があるが、県議会と市町の執行機関とは距離を置くべきではないか	478	32.5%	478	44	82	352
執行機関と議会が共に、県と市町が連携できるような仕組みを作った方がよい	377	25.7%	377	13	42	322
その他	103	7.0%	103	14	18	71
計			1,469	100	220	1,149
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



<役職別の集計結果>



<所属別の集計結果>



役職別では、部次長級が「県議会と市町の執行機関とは距離を置くべき」とする回答が49.1%を占めているのに対し、主事・技師では「執行機関と議会が共同で県と市町の連携の仕組みを作る」とする回答が37.0%と一番多くなっています。

所属別では、本庁部局に所属している者が「県議会と市町の執行機関とは距離を置くべき」とする回答が37.8%と一番多くなっているのに対し、地域機関に所属している者が「執行機関と議会が共同で県と市町の連携の仕組みを作る」とする回答が30.3%と一番多くなっています。

<その他>の意見内容

計79件のご意見をいただきました。

- 1 県議会と市町議会の交流・連携の趣旨が分からない(計45件)
- 2 県議会が必要と考えるのであれば実施すればよい(計9件)
- 3 しくみまで設けなくても必要に応じて連携すればよい(計9件)
- 4 その他(計16件)

【会期等の見直し結果にかかる現状認識】

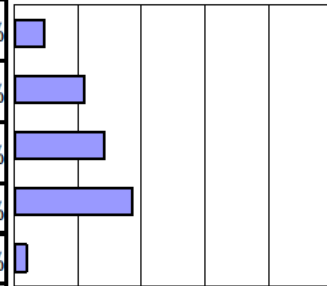
問8 平成20年から定例会の開催回数を年4回から年2回に変更し、年間の総会期日数を従来の倍となる年230日程度として約2年が経過しますが、あなたの業務への影響はありますか。(該当すると思われるもの1つに○)

「分からない」とするものが37.0%と一番多く、「業務量は以前と変わらない」が28.1%、「業務量が増加し県民へのサービス等に影響がある」が21.9%と続いています。

これを議会経験者別で見ると、現在担当している者では「業務量が増加し県民へのサービス等に影響がある」が44.0%と多くを占める一方、「業務量は増加したが趣旨は理解できるので仕方ない」が29.0%となっています。また、議会業務を担当したことがない者では「分からない」が42.7%と多くを占め、次いで「業務量は以前と変わらない」が31.1%となっています。

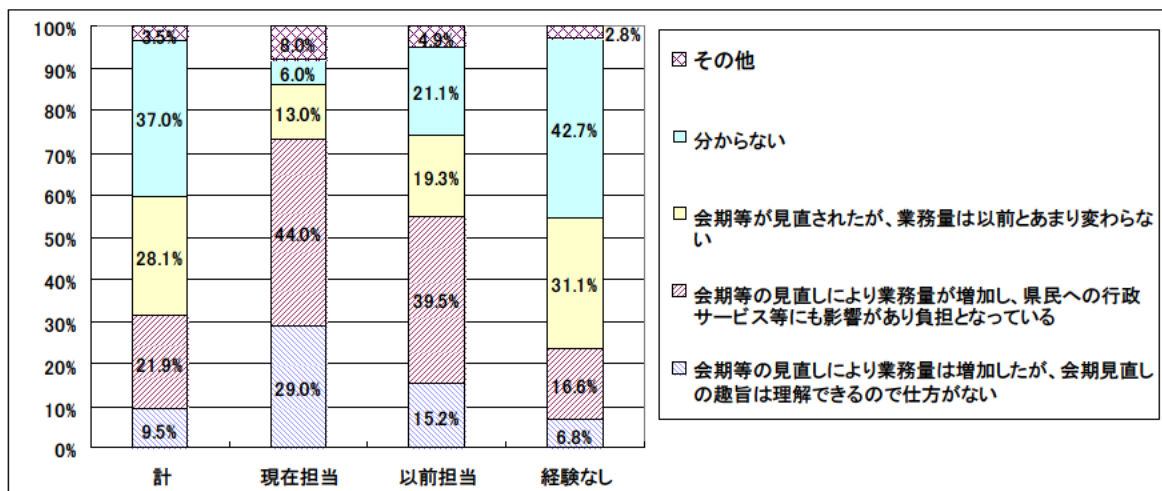
役職別や所属別でも、役職の階層が高いほど、また本庁部局の方が「業務量が増加し県民へのサービス等に影響がある」とする割合が高くなっています。

	回答数	割合%
会期等の見直しにより業務量は増加したが、会期見直しの趣旨は理解できるので仕方ない	142	9.5%
会期等の見直しにより業務量が増加し、県民への行政サービス等にも影響があり負担となっている	326	21.9%
会期等が見直されたが、業務量は以前とあまり変わらない	419	28.1%
分からない	552	37.0%
その他	52	3.5%
計	1,491	100.0%

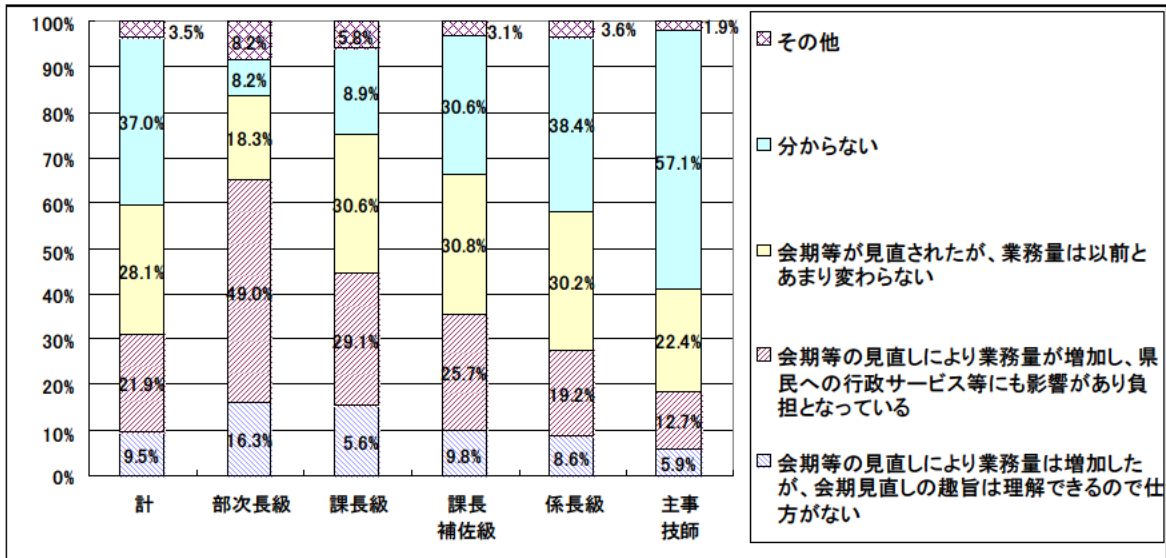


<議会業務経験者別の集計結果>

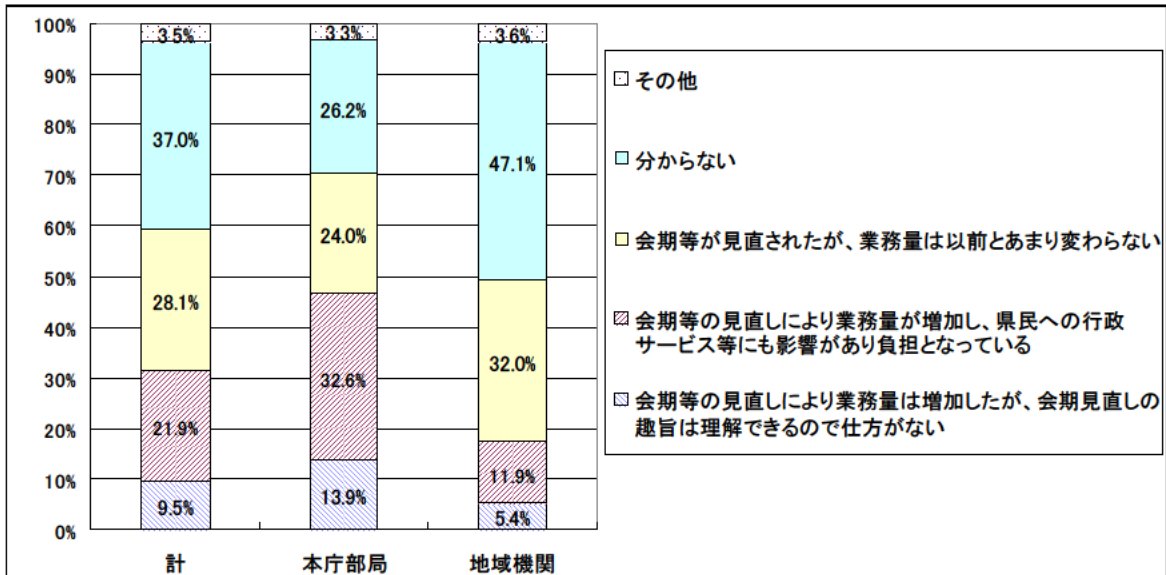
	計	現在担当	以前担当	経験なし
会期等の見直しにより業務量は増加したが、会期見直しの趣旨は理解できるので仕方ない	142 9.5%	29 29.0%	34 15.2%	79 6.8%
会期等の見直しにより業務量が増加し、県民への行政サービス等にも影響があり負担となっている	326 21.9%	44 44.0%	88 39.5%	194 16.6%
会期等が見直されたが、業務量は以前とあまり変わらない	419 28.1%	13 13.0%	43 19.3%	363 31.1%
分からない	552 37.0%	6 6.0%	47 21.1%	499 42.7%
その他	52 3.5%	8 8.0%	11 4.9%	33 2.8%
計	1,491 100.0%	100 100.0%	223 100.0%	1,168 100.0%



<役職別の集計結果>



<所属別の集計結果>



<その他>の意見内容

計58件のご意見をいただきました。

- 1 地域機関では業務への影響はない(計23件)
- 2 業務量が増大し県民サービス等にも影響する(計20件)
- 3 議会に直接関係する業務を行っていないので分からない(計6件)
- 4 その他(計9件)

【議会事務に対する意識】

問9 二元代表制の一翼を担う議会をサポートする事務局の役割は、議会の会議運営事務のほか、政策法務や政策立案に必要な各種調査、広聴広報など多岐にわたっています。あなたは、こうした議会事務をすることについてどう思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

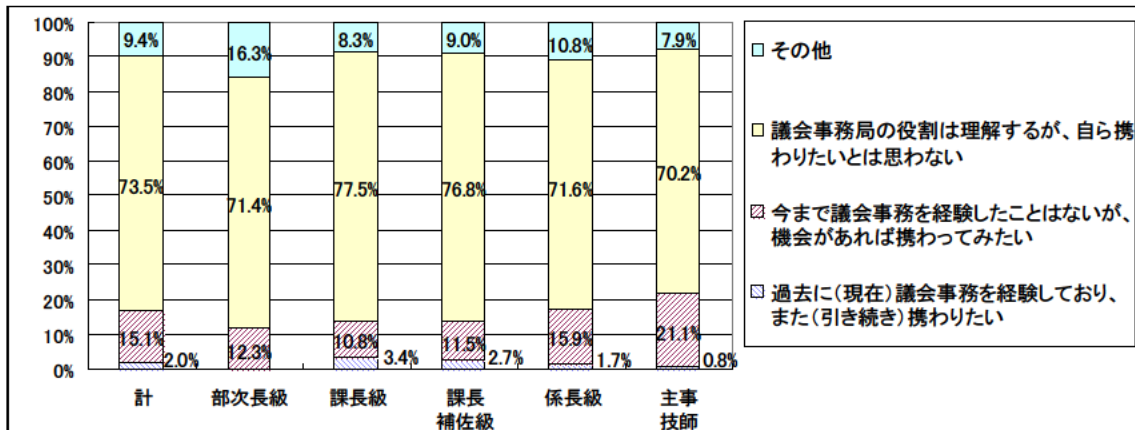
「議会事務局に自ら携わりたくない」とする者が73.5%と約3/4を占めていますが、「機会があれば議会事務に携わりたい」とする者も15.1%います。

「機会があれば議会事務に携わりたい」とする回答は、主事・技師で21.1%、係長級で15.9%と役職の階層が低い者で比較的多くなっています。

	回答数	割合%
過去に(現在)議会事務を経験しており、また(引き続き)携わりたい	29	2.0%
今まで議会事務を経験したことはないが、機会があれば携わってみたい	223	15.1%
議会事務局の役割は理解するが、自ら携わりたいとは思わない	1,089	73.5%
その他	139	9.4%
計	1,480	100.0%

<役職別の集計結果>

上段:回答者数 下段:割合%	計	部次長級	課長級	課長補佐級	係長級	主事技師
過去に(現在)議会事務を経験しており、また(引き続き)携わりたい	29		7	12	7	3
2.0%			3.4%	2.7%	1.7%	0.8%
今まで議会事務を経験したことはないが、機会があれば携わってみたい	223	6	22	51	66	78
15.1%	12.3%	10.8%	11.5%	15.9%	21.1%	
議会事務局の役割は理解するが、自ら携わりたいとは思わない	1,089	35	158	340	297	259
73.5%	71.4%	77.5%	76.8%	71.6%	70.2%	
その他	139	8	17	40	45	29
9.4%	16.3%	8.3%	9.0%	10.8%	7.9%	
計	1,480	49	204	443	415	369
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



<その他>の意見内容

計105件のご意見をいただきました。

- 1 具体的な業務内容を知らないで分からない(計29件)
- 2 事務局職員は議員をサポートし過ぎである(計17件)
- 3 事務局は執行機関とは独立させるべき(計7件)
- 4 議会事務局へ異動すれば職責を果たす(計8件)
- 5 魅力を感じず携わりたくない(計10件)
- 6 事務局にはきちんとした対応をしてほしい(計6件)
- 7 事務局への負担が大き過ぎる(計3件)
- 8 その他(計25件)

【その他、県議会の役割や議会改革の取組、本会議、委員会等の運営に関する主なご意見】
上記の設問のほか、計221件のご意見をいただきました。その主なものは次のとおりです。

< 議会の役割・取組に関するもの >

- 1 議会の役割を再検討する必要がある(計29件)
執行機関に対する影響力拡大に傾斜し過ぎ
- 2 議会は執行機関の監視・評価に専念すべき(計9件)
- 3 議会の責任について検討が必要ではないか(計13件)
- 4 「開かれた議会」の取組がさらに求められる(計11件)
- 5 議会機能の強化も費用対効果の観点から検証が必要(計8件)
- 6 行政への負担が増加しないように配慮してほしい(計15件)

< 議員に関するもの >

- 7 議員の資質向上が必要(計17件)
- 8 特定の地域や団体等の利益代弁ではなく全県的な視点を持ってほしい(計12件)
- 9 議員定数の削減や報酬を引下げる検討が必要ではないか(計22件)

< 会議の運営に関するもの > 計31件

予算決算については他の委員会と重複した審議が多い
特別委員会が必要に応じて設置し成果の出る調査・検討が必要ではないか
他者と類似した質問や過去と同様の質問が出されることが多い
議会全体や委員会全体で意見集約されず議員の意見が個別に出される
委員会委員が毎年交代するためチェックが十分に働くとは考えにくい
委員会での説明事項や議論内容が委員以外には共有されていないのではないか
委員会では毎年テーマが変更され継続した議論がなされていない

< その他 >

- 10 地域機関では議会のことがよく分からない(計15件)
- 11 その他(計30件)
- 12 今回のアンケートに関して(計9件)
行政側が議会を評価するのはおかしい

三重県議会との連携にかかる市町議会アンケート

議会改革諮問会議では、三重県議会の議会改革の取組を検証するにあたって、県議会との連携にかかる市町議会の意向を把握するアンケートを実施し、その結果を次のとおり取りまとめました。

平成 22 年 3 月 16 日

三重県議会議会改革諮問会議会長 江 藤 俊 昭

< アンケートの概要 >

1 実施期間

平成22年2月8日から19日

2 回答率

100.0%(対象者数:29市町議会58名、回答者数:29市町議会58名)

3 回答者属性

市町別

市 - 14市議会28名、町 - 15町議会30名

圏域別

北勢 - 10市町議会20名、伊賀 - 2市議会4名、中南勢 - 5市町議会10名

南勢志摩 - 7市町議会14名、東紀州 - 5市町議会10名

多様な意見を反映するには、本来、県内の市町議会議員約600名を対象にアンケートを実施すべきところですが、今回は限られた期間で状況を把握する必要があったため、29市町議会の正副議長のみを対象とさせていただきました。

また、アンケートの意見は、基本的に各議員個人のものとして回答いただいております。それぞれの市町議会で議論され一定の結論を出していただいたものではありません。

<アンケート結果>

県議会との連携の在り方について

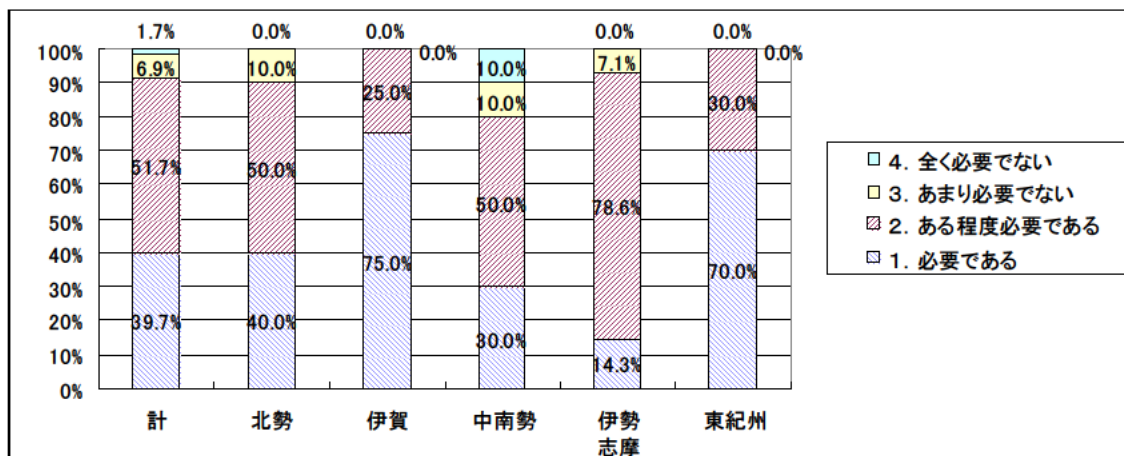
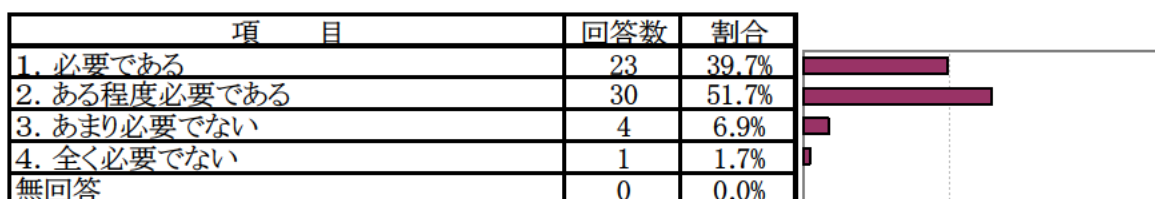
【県議会との交流・連携の必要性】

問1. 県議会と貴市町議会との交流・連携の必要性について、どう思いますか。

(該当すると思われるもの1つに○)

「必要」及び「ある程度必要」を合わせて91.4%と、かなり多くの方が県議会との交流・連携の必要性を感じています。

圏域別で見ると、伊賀と東紀州で「必要」との回答割合が他の圏域に比べて高くなっています。(伊賀 75.0%、東紀州 70.0%)



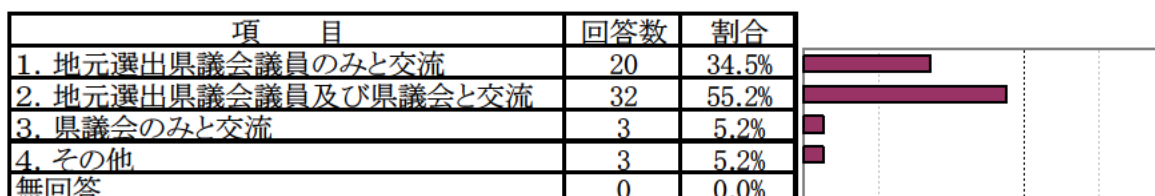
【交流・連携する場合の相手方(その1)】

問2. 県議会と交流・連携する場合、その対象範囲についてどのように考えますか。

(該当すると思われるもの1つに○)

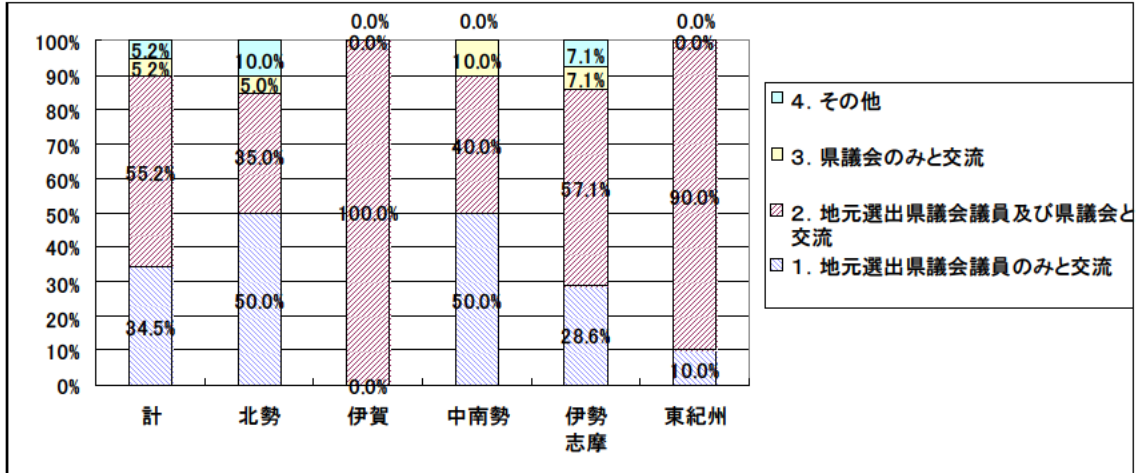
「地元選出県議会議員及び県議会と交流」が55.2%と半数を超え、次いで「地元選出県議会議員のみと交流」が34.5%となっています。

圏域別で見ると、伊賀と東紀州で「地元選出県議会議員及び県議会と交流」とする回答割合が他の圏域に比べて高くなっています。(伊賀 100%、東紀州 90.0%)



《「その他」の記載内容》

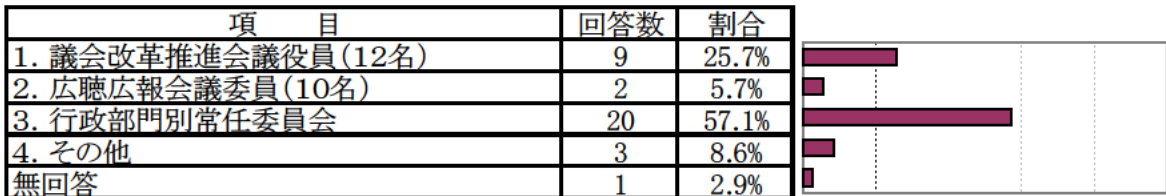
- 地元選出県議会議員+3名程度の他地区選出県議会議員+正副議長のいずれか
- 各圏域選出の県議会議員 など



【交流・連携する場合の相手方(その2)】

問3. 前問で、「地元選出県議会議員及び県議会と交流」及び「県議会のみと交流」と回答された場合、県議会のどのメンバーと交流・連携するのがよいと考えますか。(最も該当すると思われるもの1つに○)

交流・連携の相手方とすべき県議会は、「行政部門別常任委員会」が57.1%と半数を超え、次いで「議会改革推進会議役員」が25.7%となっています。



《「その他」の記載内容》

- 5圏域ごとに地域振興委員会を設置し当該委員会所属の議員と
- 地元選出県議会議員
- 各圏域選出の県議会議員

【交流・連携する場合の対象】

問4. 県議会と交流・連携する場合、参加する市町議会の範囲について、どう思いますか。

(該当すると思われるもの1つに○)

交流・連携に参加する市町議会としては、「近隣の市町議会と共に広域の圏域」が53.4%と半数を超え、次いで「単独の市町議会のみ」が32.8%となっています。

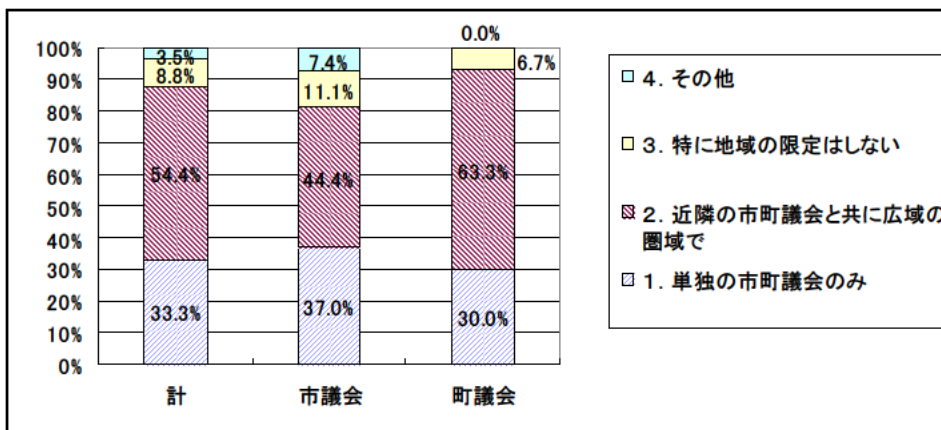
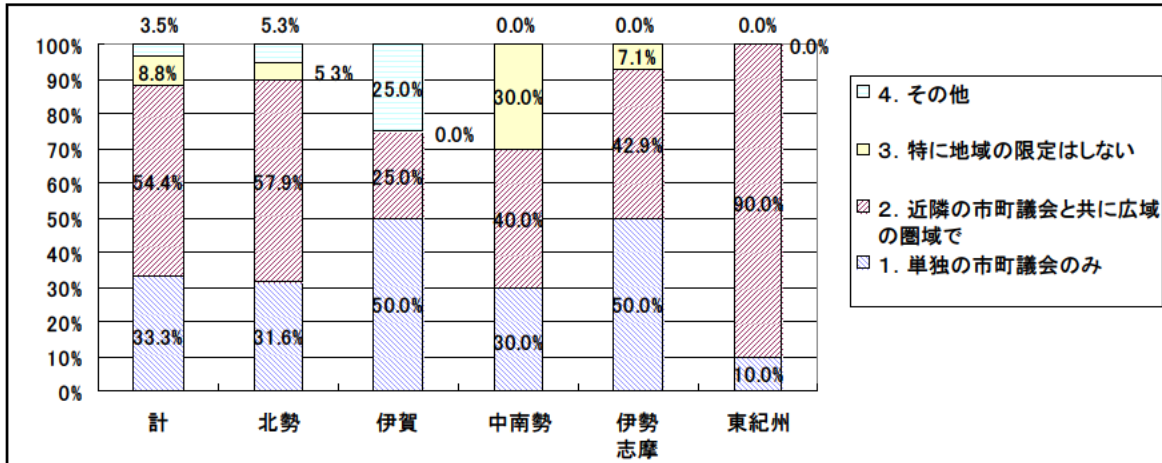
圏域別に見ると、東紀州では「近隣の市町議会と共に広域の圏域で」が90.0%と高く、伊賀と伊勢志摩では「単独の市町議会のみ」が50.0%と半数を占めています。

市町議会別では、町議会の方が市議会よりも「近隣の市町議会と共に広域の圏域で」実施することを望む傾向が伺えます。(18.9ポイントの差)



《「その他」の記載内容》

- 課題・事案によって異なる
- 案件によっては広域圏で



【県議会と交流・連携する場合の頻度】

問5. 県議会と交流・連携する場合、どの程度の回数が必要だと思いますか。

(該当すると思われるもの1つに○)

交流・連携の頻度としては、「毎年1回」が44.8%と最も多く、ついで「年2~3回」が32.8%となっています。

圏域別に見ると、中南勢と東紀州で「毎年1回」とする意向が強く(中南勢70.0%、東紀州60.0%)、伊賀で「2~3年に1回」とする回答割合が他の圏域に比べて高くなっています。(伊賀50.0%)

項目	回答数	割合
1. 2~3年に1回	7	12.1%
2. 毎年1回	26	44.8%
3. 年2~3回	19	32.8%
4. その他	6	10.3%
無回答	0	0.0%

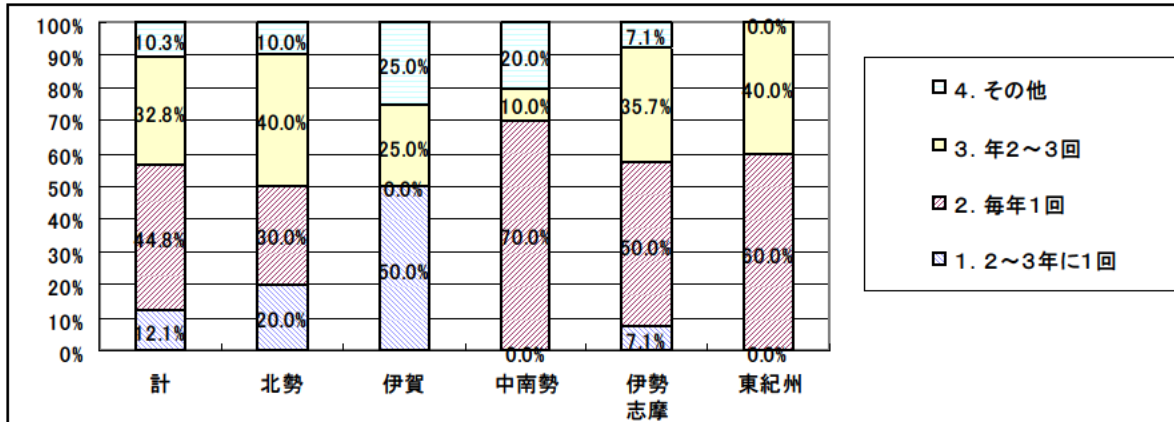
《「その他」の記載内容》

○課題・事案によって異なる

○必要と思われる案件ごとに実施

○年1回が望ましいが物理的には不可能と思われる

○年6回 など

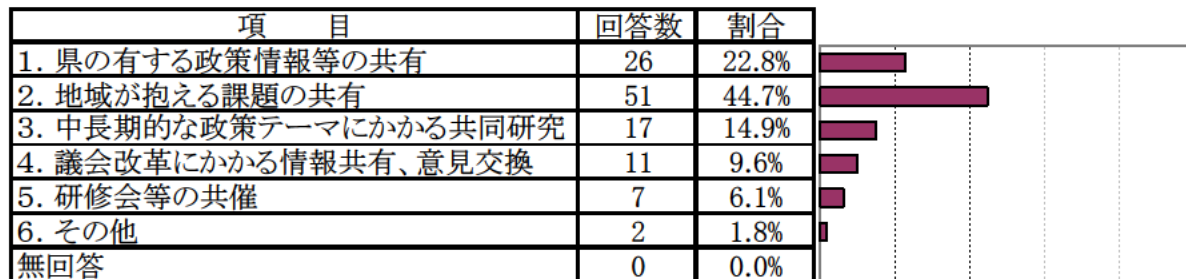


【県議会と交流・連携する場合の内容】

問6. 県議会と交流・連携する場合、どのような内容で実施すればよいと思いますか。

(該当すると思われるもの全てに○)

交流・連携の内容としては、「地域課題の共有」が44.7%と最も多く、次いで「県の政策情報の共有」が22.8%、「中長期的な政策テーマの共同研究」が14.9%、「議会改革の情報共有、意見交換」が9.6%となっています。



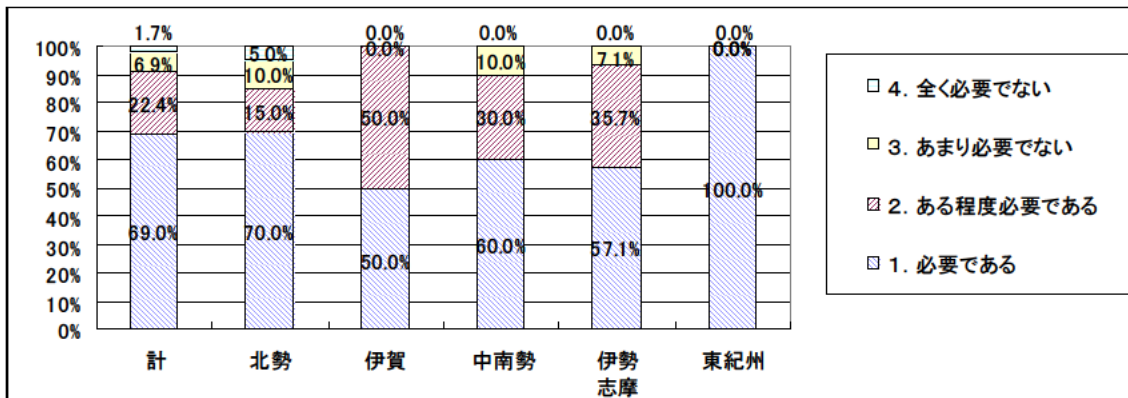
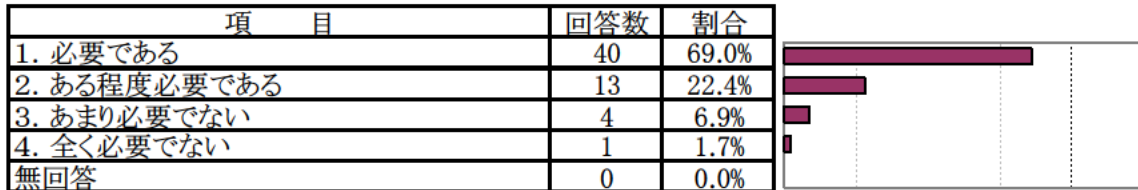
地元選出県議会議員との連携の在り方について

【地元選出県議会議員との交流・連携の必要性】

問7. 地元選出県議会議員と貴市町議会との交流・連携の必要性について、どう思いますか。(該当すると思われるもの1つに○)

地元選出県議会議員との交流については、「必要」及び「ある程度必要」を合わせて91.4%とかなり多くの方が必要性を認識しています。

圏域別に見ると、東紀州で「必要」が100%となっており、地元選出県議会議員との交流について強い意向が伺えます。

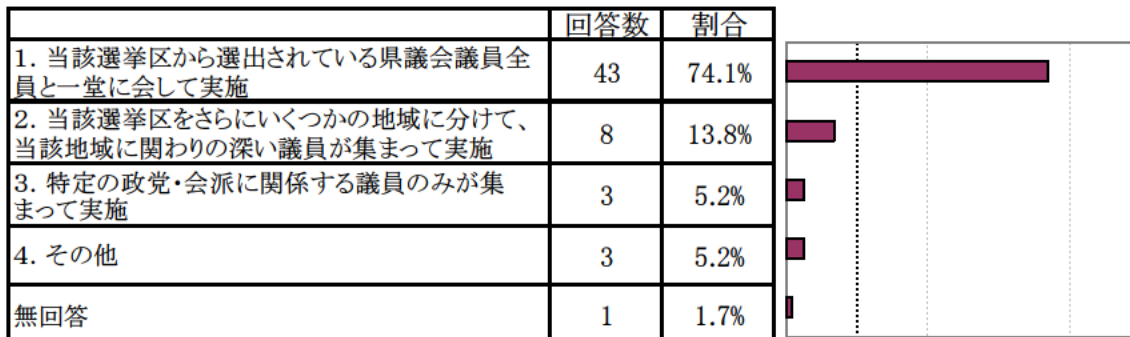


【地元選出県議会議員との交流・連携の対象者】

問8. 地元選出県議会議員と交流・連携する場合、どのような方法が良いと思いますか。

(該当すると思われるもの1つに○)

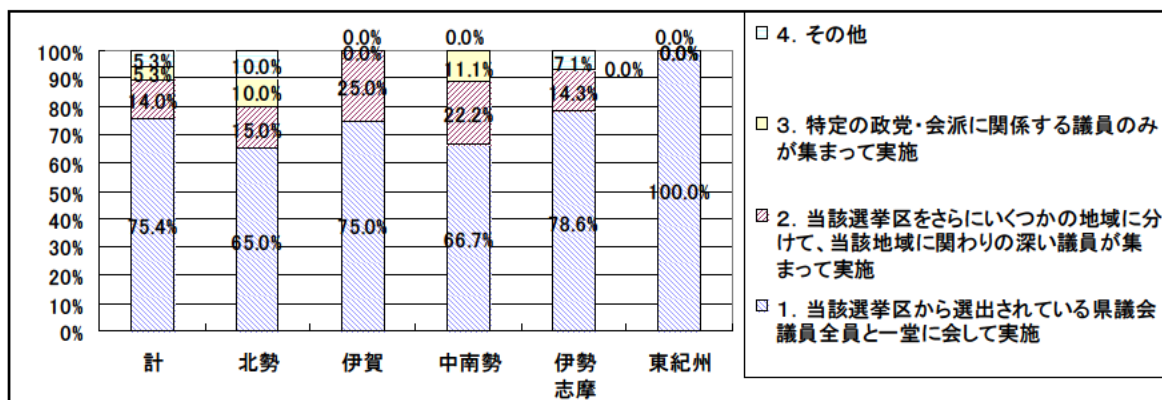
地元選出県議会議員との交流・連携については、「当該選挙区から選出されている県議会議員全員と一堂に会して実施」が74.1%と多くを占め、次いで「当該選挙区をいくつかの地域に分けて、当該地域に関わりの深い議員が集まって実施」が13.8%となっています。圏域別に見ると、東紀州で「当該選挙区から選出の県議会議員全員と」が100%となっています。



《「その他」の記載内容》

○近隣選挙区選出の県議会議員を含める

○テーマにより双方の希望者で



その他、県議会との交流・連携や議会改革の取組について

以上の設問のほか、いただいた主なご意見は次のとおりです。(要約)

1. 交流・連携は必要であり、実現に向けた検討を

- 過去に県及び市町の執行機関側も含めた連携をした経験から、その大切さを強く感じている。
- 地域課題の共有などさまざまな角度から交流・連携は必要であると思う。
- 県議会との交流は地域を守るし町議会として大事であり、真剣に取り組んでもらいたい。
- 広域的な地域課題について実態の共有化と今後の方向性検討に向けて連携していきたい。
- 情報の共有は年2回くらいは実施してほしい。
- 年1回の交流会は必要と思うので今後、検討してほしい。
- 県の施策等に関して県議会の考え方を知りたい。
- 県議会の議会改革の内容について知る機会があれば、市町議会の活性化にもつながるのでは。
- 県議会と連携して県民・市民との相互理解ができるしくみができれば。
- 交流するにあたっては、目的意識を持つ必要がある。
- 話し合いの場は、適度な人数構成のもと設営や進行の方法を工夫する必要がある。

2. 各地域で行われている交流の取組

- 三重郡議会議長会では、毎年8月に各町正副議長、地元選出県議会議員、県執行機関で地域課題についての意見交換を行っている。
- 尾鷲市議会と紀北町議会が共同で、平成22年2月12日に地元選出県議会議員との交流・連携を実施した。

県議会との連携にかかる市町議会ヒアリング

議会改革諮問会議では、三重県議会の議会改革の取組を検証する一環として、広域自治体議会の重要なパートナーである市町議会の意向を把握するため、諮問会議委員によりヒアリングを行い、その結果を次のとおり取りまとめました。

平成22年3月16日

三重県議会議会改革諮問会議

会長 江藤俊昭

1. 日時・場所・対象

月日	時間	会場	圏域	構成市町議会
1/20 水	16:00～17:30	名張市役所	伊賀	名張市
1/21 木	9:00～11:00	伊賀市役所		伊賀市
2/24 水	9:00～10:30	尾鷲市役所	東紀州	尾鷲市、紀北町
	12:45～14:00	奥伊勢広域 行政組合	伊勢志摩 中南勢	大紀町、南伊勢町、大台町
	14:30～15:30	玉城町役場		玉城町、度会町
	16:00～17:00	多気町役場	中南勢	多気町、明和町
2/25 木	9:00～10:30	桑名市役所	北勢	桑名市、木曾岬町

< 選定基準 > H20 に県議会と交流実績のある名張市議会と伊賀市議会を先行して調査
本来は全市町議会を対象とすべきであるが、今回は限られた期間で概略を把握
する調査とするため、県内5圏域ごとに1県議会議員選挙区を選定する
複数定員の選挙区でいろいろなパターン(市のみ、郡のみ、市と郡)を選定する
事前の日程調整により参加可能な市町議会を対象とする

2. 聴取委員

廣瀬克哉氏(法政大学教授)

3. 参加議員数

計39名

名張市4、伊賀市4、尾鷲市4、紀北町2、大紀町2、南伊勢町2、大台町2、玉城町5、
度会町5、多気町2、明和町1、桑名市3、木曾岬町3

各市町議会の正副議長を基本とし、それぞれの判断により各委員長等を追加

配付資料

- 三重県議会議会改革諮問会議の概要
- 三重県議会の議会改革にかかる各種調査の結果概要（その１）
- 三重県議会における広聴広報の取組概要
- 地方自治関係について県と市町が連携する組織の概要
- 三重県議会における議会改革の取組概要「分権時代を先導する議会を目指して」

ヒアリング項目

- 県議会と市町議会との連携についての意見
 - 県議会と市町議会との今後の連携のあり方に対する意見、要望
 - ・住民ニーズの把握、地域課題の共有など
 - ・県議会との交流会を開催する場合、公開あるいは県民の傍聴はどうか
 - 地元選出県議会議員と市町議会との連携のあり方に対する意見、要望
 - 地元選出県議会議員の地域での活動についての意見、要望
 - ・県議会での活動が忙しくなり地元選出県議会議員と地域の距離がひろがっているとの声もあるようだがどう捉えているか
 - 平成 20 年度に実施した三重県議会との意見交換についての評価（伊賀市議会と名張市議会のみ）
 - 三重県議会の議会改革についての認識
 - ・県議会改革の特徴をどうとらえているか
 - ・市町議会と比較して県議会改革の成果についてどう評価するか
 - ・県議会改革の取組の中で貴市町議会が参考にできる内容はるか
 - 上記の他、市町議会として今後の県議会に期待、要望すること
- < 補足項目 >
- 市町議会における開かれた議会の取組
 - ・どのような広聴広報活動によって住民ニーズの把握や議会への反映等を行っているか

ヒアリング結果の概要

39名の市町議会議員の方々からいただいたご意見を整理し、次の項目ごとにまとめました。

1 県議会と市町議会との連携の在り方について

- (1) 現状認識
- (2) 交流・連携の必要性
- (3) 交流・連携の対象範囲（県議会側）
- (4) 交流・連携の対象組織（県議会の組織）
- (5) 交流・連携の相手方の範囲（市町議会）
- (6) 交流・連携の頻度
- (7) 交流・連携すべき内容
- (8) 交流・連携の実施方法、結果反映

2 地元選出県議会議員と市町議会との連携の在り方について

- (1) 現状認識
- (2) 交流の必要性
- (3) 交流の相手方（県議会議員）
- (4) 交流内容
- (5) 交流方法

3 地元選出県議会議員の地域での活動について

- (1) 地域での活動は不十分である
- (2) 個人的なつながりはある
- (3) 政党によるつながりはある
- (4) 特定地域（旧市町村単位等）でのつながりはある

4 平成20年度に実施した県議会との交流についての評価

- (1) 県議会の自己満足ではないか
- (2) 議会改革を学ぶ良い機会となった

5 三重県議会の議会改革についての認識

- (1) 二元代表制を意識した内部の権限争いに過ぎない
- (2) 地域や住民との関わりは薄く成果も見えない
- (3) 県議会改革の内容を知らない
- (4) 参考となる取組もある
- (5) 県議会議員の定数や報酬を削減すべきではないか

6 上記のほか今後の県議会に期待、要望すること

- (1) 県（議会）は広域自治体としての役割を果たしてほしい
- (2) 議会の役割を住民に周知してほしい
- (3) 議会や議員の在り方について
- (4) 個別地域課題の要望に対しきちんと対応してほしい

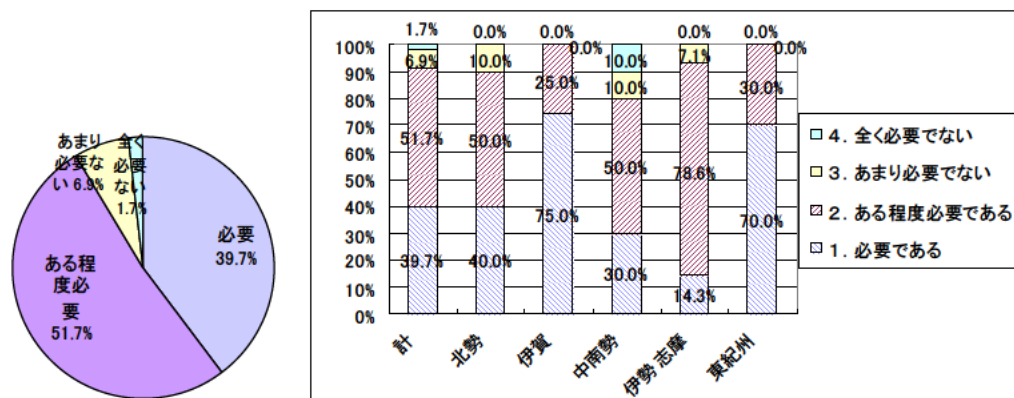
1. 県議会と市町議会との連携の在り方について

(1) 現状認識

- ・ 近隣市町議会との連携はあるが、県議会との関わりはない。
- ・ 県行政には市議会として予算要望もしているが、県議会にはしていない。
- ・ 政党のつながりで年1回、松阪市と多気郡から選出の県議会議員と交流がある。県事業の進捗状況の確認や地元要望を上げており、有効な場となっている。
- ・ 各地域で取りまとめた要望事項を町村議会議長会から県議会へ毎年出している。
- ・ 個々の議員同士はつながりがあっても、議会としてのつながりはない。
- ・ 今の県議は口利きがいけないとのことで、地元からの要求・要望が難しい。
- ・ 町議会と県議会議員との交流はない。
- ・ 以前は広域圏で県議会議員との交流機会があったが、今はない。
- ・ 県議会との交流はなく遠い存在。
- ・ それぞれの後援会とは話をするが、県議会との連携はまったくくない。
- ・ 県と市の情報交換の場は全くない状況であり、市行政が県の状況を調べている。

(2) 交流・連携の必要性

【参考】29 市町議会アンケート結果



< 交流が必要とする意見 >

- ・ まず、県業務と市業務との整理が必要であり、どう交流するかは難しさがあるものの、県議会との交流は必要である。
- ・ 交流を継続して住民にとってプラスとなるよう、成果を出していくことが大事。
- ・ 定期的に会合を持つべきであり、システム化が必要。
- ・ 県行政は、市行政に地域の意向を聞いて対応しようとしているが、市行政が地域ニーズを把握しているとは限らない。首長にだけ聞いていてもダメ。
- ・ 何回も相互に話し合う機会が必要。継続していかないと成果には結びつかない。
- ・ 意見書の採択は政党の縛りがあるため、定例会を開催する前に県議会と話し合いをし、情報共有しておく必要がある。
- ・ 議員個人や政党・会派の活動ではなく、県議会の組織として対応していかないと、政策論争にはつながらない。
- ・ 県議会の状況も知りたいと考えており、県議会との交流は必要。
- ・ 政党などに拘らず枠組みを外した議論が必要で、地元選出議員にも来てほしい。

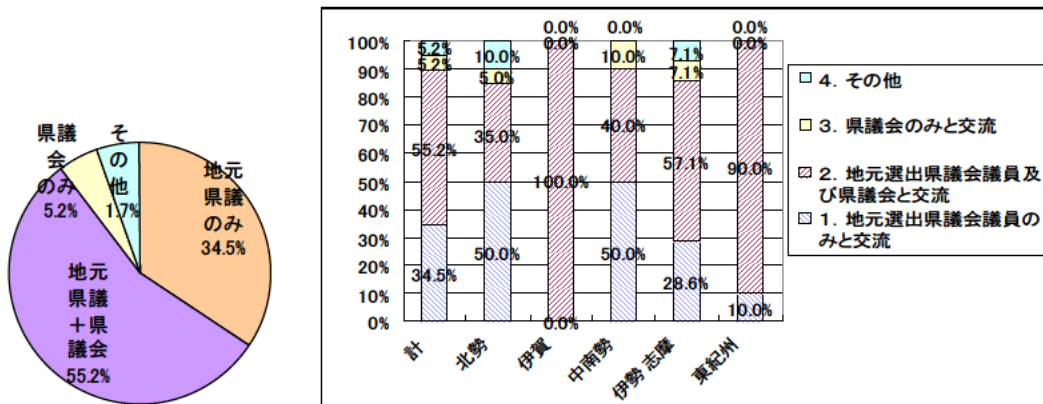
- ・ 政党(政権)をどうするかではなく、地域をどうするかという視点が大事ではないか。
- ・ 2/12のような交流会を何度か重ねていく必要がある。もう少し交流の機会はほしい。懇親会があればざっくばらんに意見交換できる。

<交流は不要とする意見>

- ・ 県内各圏域の実情に応じた施策を進めてこそ、県議会の意義がある。それもできないのに県議会と意見交換を行っても意味がない。
- ・ 町議会の役割は、上部組織に対して要望事項を出すことであり、これは既に町村議会議長会がその役割を果たしている。よって、さらに県議会と交流する意味はない。
- ・ 目的を明確にしないと交流しても意味がないし、何を議論するのか分からない。
- ・ 県議会の命令で津へ行っただけで交流する必要があるのか疑問である。
- ・ 自民党の政党間で十分な交流があり、県議会と交流する意義はない。
- ・ 県議会との交流がどのようなメリットがあるのか分からない。

(3) 交流・連携の対象範囲(県議会側)

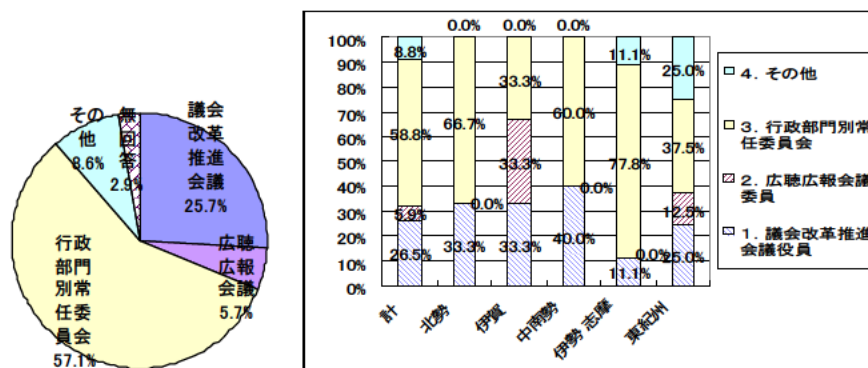
【参考】29 市町議会アンケート結果



- ・ 地域の抱えている課題に違いがあるため、県議会との交流よりは地元選出県議会議員との交流が重要と考える。
- ・ 全ての県議会議員と話をするのは難しい。
- ・ 特定政党以外の議員が入ると本音の話しができず、主義主張がかみ合わないため無駄である。国政に関係し政策の方向性が一致するもの同士で交流すべきである。

(4) 交流・連携の対象組織(県議会の組織)

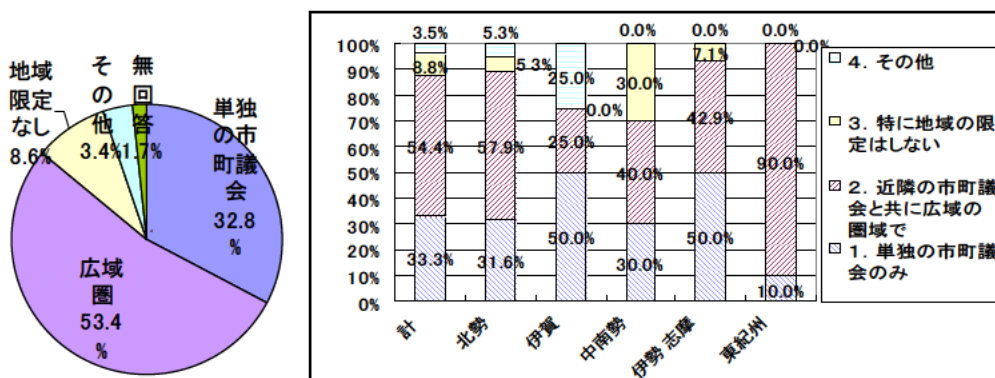
【参考】29 市町議会アンケート結果



- ・テーマ性のあるものについては、県議会常任委員会に対応してもらえると影響力がある。地域選出議員のみとの連携では対応に限界がある。
- ・テーマによっては、地域選出の県議会議員と市議会の常任委員会とで連携していくことも必要で、人数的にも議論しやすいのではないかと。

(5) 交流・連携の相手方の範囲(市町議会)

【参考】29 市町議会アンケート結果



<広域圏で>

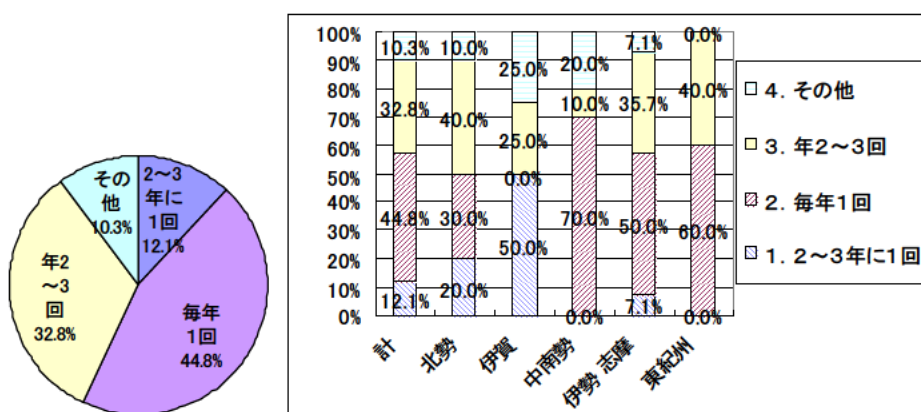
- ・広域エリアでの連携は現実的であり、関係する地域が寄って共通テーマで議論し共有することは大事。
- ・共通した課題を持った広域圏で交流するほうが良い。
- ・地元選出県議会議員だと言にくい場合もあり、他地域選出の県議会議員も含め広域圏で交流した方がよい。
- ・地元選出以外の県議会議員の意見も聞きたい。
- ・15 町単位でなく、もう少し広域圏で交流した方がよい。
- ・複数の市町議会の交流をして地域課題の整理しないと、個別でやりとりしては対応が難しくなる。むしろ整理するなかで県議会との議論がしやすくなる。
- ・県議会議員が地域選出であれば、地域のことに専念してほしいが、そうもいかないなので、せめて5ブロックごとの状況を把握して検討してほしい。

<29市町議会単位で>

- ・議員として住民と直に接するのは、政党による制約など限界があるため、29市町議会ごとに県議会と政策議論をしていくべきではないか。
- ・今後は、町議会に来てもらって県議会議員と話ができると良い。
- ・地元選出の議員に拘ると地域のことしか議論できなくなる。
- ・東紀州はモザイク社会。尾鷲や熊野、紀伊長島や海山ではそれぞれ独立した生活圏を形成しており、実態に応じた対応が必要。

(6) 交流・連携の頻度

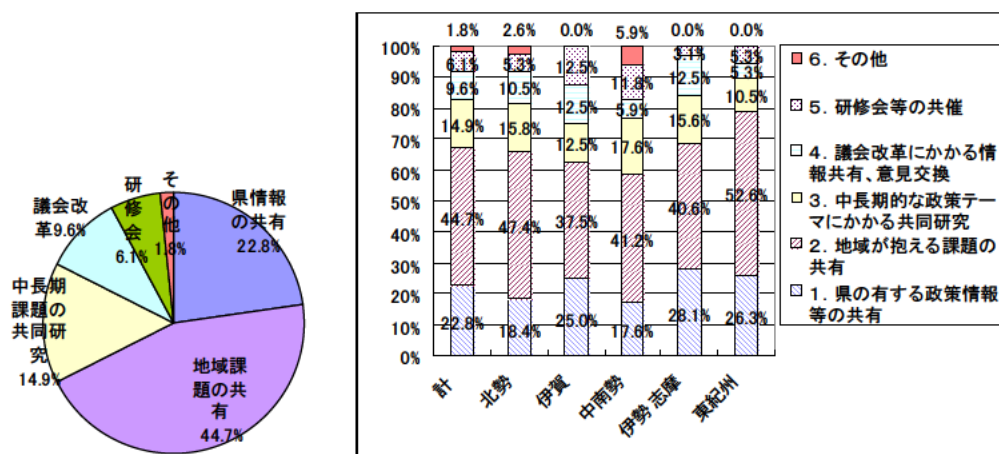
【参考】29市町議会アンケート結果



- ・年1回だけ交流しても意味がない。年4回くらいは必要ではないか。

(7) 交流・連携すべき内容

【参考】29市町議会アンケート結果



<地域課題や住民ニーズの共有>

- ・県議会議員は、地元のことだけでなく全県的な視点から考えて行動すべきだが、まずは地域の事情を知ってほしい。
- ・政党や会派の縛りをなくして、地域共通の課題について話し合っていく必要がある。

- ・まずは地域課題について共有したい。
- ・県議会で議論すべき地域の課題について定期的に話し合うべき。
- ・県立博物館について県政報告をされても、遠隔地の住民は利用しないので関係ない。
- ・県全体としてどんな課題があるのかを、(地域選出議員だけではなく)県議会としても把握する必要があるのではないか。
- ・生活に関わることの大半は市関係のため、市民との関係は市議会が窓口となり、県議会へ伝える役割が必要。

< 県政策情報・先進情報の共有 >

- ・圏域外の地域と共通した課題があれば、橋渡し役もしてほしい。
- ・情報の共有が必要であり、県議会議員が何を考えているのかも知りたい。
- ・県議会がどのように考えているかを知りたい。
- ・県議会から政策情報が入ってこない。例 - 県条例の改正など
- ・市行政は、県が言っているからと言いつけて逃げたが、県は各自治体が判断すべきことと言われる。事実を県議会を通じて確認する必要もある。
- ・先進的な取組情報の共有をしたい

< 中長期的なテーマの共同研究 >

- ・市町ごとに施策の特徴があるので、中長期的なテーマについて共同研究していくことも大事。例 - 中心市街地の空洞化
- ・短期的なことだけでなく、中長期的なことを取り上げる必要もある。
- ・県全体では地域課題が多様であるが、鳥獣害のように多くの地域に共通した課題を議論していったらどうか。

< 研修会 >

- ・研修会の共催は、テーマにより参考となることもあり得る。

(8) 交流・連携の実施方法、結果反映

- ・何度も寄る時間がなければ書面で対応し、詳しくは会合時にやり取りすればよい。
- ・交流した結果をどう政策として取り上げていくか、民意の汲み上げ方工夫し明らかにする必要がある。
- ・町議会から求めていかないと、県議会(議員)との交流は進まない。
- ・5圏域の地域振興委員会を設置して、圏域ごとの経済状況などの格差を把握し、振興策を検討していったらどうか。この検討を行う中で、市町議会が参加していけばよい。

(9) その他

- ・県職員による出前トークの方が地域などの制約もなく、有意義である。
- ・市町議会議員の代表が県議会議員になった方がよいのではないか。

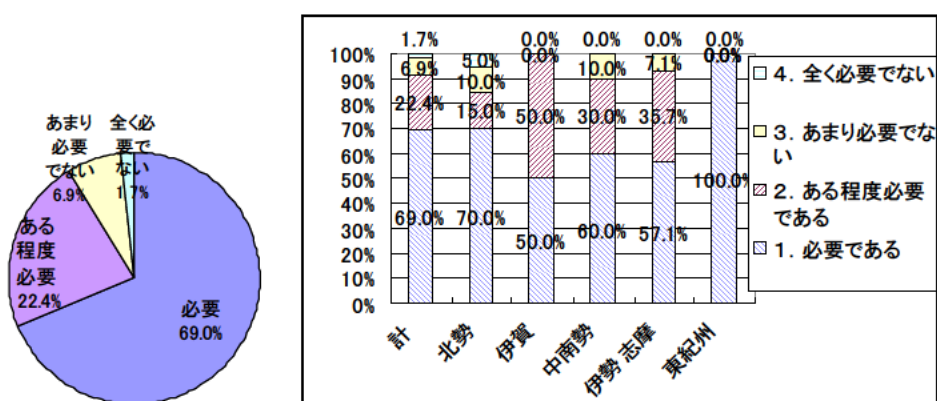
2. 地元選出県議会議員と市町議会との連携の在り方について

(1) 現状認識

- ・ 国会議員とは直接話をする機会が年数回あるが、県議会議員とはない。
- ・ 県議会へ要望を上げてても一方通行になることが多い。
- ・ 県議会議員に意見を言う機会もない。
- ・ 県の状況を直接聞きたいが、身近なところに県議会議員がいなくて遠い存在となる。
- ・ 投票した人には意見が言いやすいが、そうでない人には難しい。
- ・ 国政が変わったため、従来の自民系議員からの陳情・要望がどれだけ通用するか心配。

(2) 交流の必要性

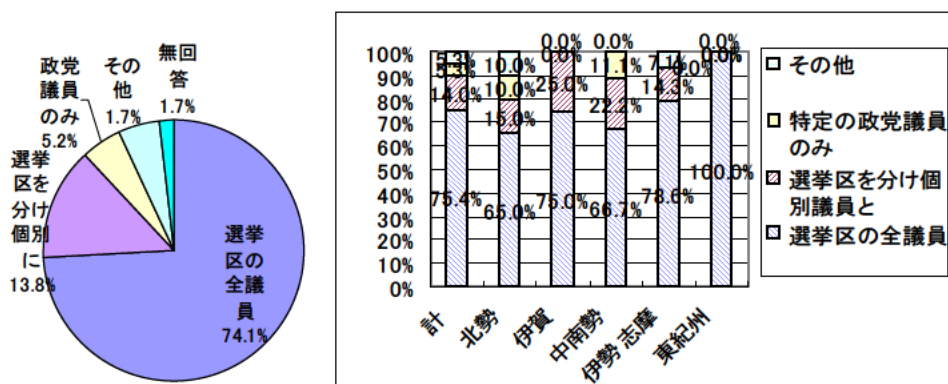
【参考】29市町議会アンケート結果



- ・ 県議会は小選挙区制なので、他地域の人では話が難しいと考える。このため、まずは地元選出の県議会議員と交流する必要があり、そこから広げていけばよい。
- ・ ぜひ、県議会議員との交流はしたい。
- ・ オープンな場で県議会議員の報告が聞ける機会があればよい。
- ・ 県議会議員は、全市町議会議員と意見交換してはどうか。
- ・ 定期的な交流の場が必要。これがないと地域課題の共有もできない。

(3) 交流の相手方(県議会議員)

【参考】29市町議会アンケート結果



< 政党の枠組みを超えた連携、選挙区全議員との交流を >

- ・ 政党の枠を超えて連携することが大事で、地域選出議員が一堂に会した方が良い。
- ・ 政党・会派を背負っていると、互いに活動が制約されてしまう。
- ・ 議員個人の連携では政党や会派の縛りがあり、制約されてしまう。
- ・ 政党・会派で分かれてしまうとだめで、全員での交流が必要。
- ・ 党派関係なく交流が必要。
- ・ 政党による色分けがされ、議員個人の対応となりがちだが、選挙区から選出されている議員全員と一緒に交流すべき。
- ・ 高速道路ができることにより、県議会の活動も東紀州全体で考えていく必要がある。

< 特定政党議員のみで交流を >

- ・ 某町議会議員の半数は自民系なので、政党の議員間で十分な関係が構築できている。
- ・ 町議会の段階では、政党色を出した活動はできないが、自民系無所属が多いため、超党派で交流できるわけではない。

(4) 交流内容

- ・ 地域の課題について地元選出の県議会議員は関わってほしい。ただし、どのような関わり方が良いかは検討が必要。
- ・ 県議会議員に県全体の話をしてもらっても地域には関係ない。地域に関わる事項での情報提供や検討をしてほしい。
- ・ 首長もどの県議会議員に言ってよいかわからない。
- ・ 県議会議員は地域の課題を理解しているのか疑問。
- ・ 本来は、地元の声を聞いて対応してほしい。机上の学習会だけではダメ。
- ・ 意見を言っても聞きっぱなしで、フィードバックは特定の人にしかされていない。理由を話してもらえれば地域へも説明できる。

(5) 交流方法

- ・ 地域選出の全県議会議員と公開討論会をしてもよい。
- ・ 市議会として県議会議員を招聘することも今まで無かった。
- ・ 38 地区の市議会報告会の中で、県議会議員に聞いてほしいことも多々ある。
- ・ 市議会報告会は、住民の意見や地域課題を把握する絶好の機会となる。
- ・ 市内 14 地区で地域づくり委員会と市長とが地区懇談会を実施しており、市民から地域課題が意見として出される。
- ・ 近隣市町議会が合同で地域選出県議会議員を招聘して交流を行ったが、自ら積極的に行っていないという感覚は無かった。
- ・ 県議会議員に町議会のビデオでも見てもらえれば、状況は把握できるのではないか。

(6) その他

- ・ 一方的な県政報告会をしてもらっても聞いているだけになる。
- ・ 地域の細かいことまで県議会議員がするのはなく、もう少し広域的なこと、全体的なことに取り組み、大所高所から助言してほしい。

3 . 地元選出県議会議員の地域での活動について

(1) 地域での活動は不十分である

< 国会議員は報告会をしている >

- ・ 国会議員は報告会を年 1 ~ 2 回しており、市議会議員は有志で参加している。しかし県議会議員はそのような活動をしていない。
- ・ 国会議員は地域の聞き取りをし、市町議会議員は地域の詳細な状況把握をしているが、県議会議員は何もしていない。

< 選挙のときだけ >

- ・ 顔をよく見るのは選挙のときだけ。
- ・ 選挙のときしか地域での活動をしていない。
- ・ 選挙の票取りでいい事ばかり言ってもだめ。
- ・ 県南部や一次産業の活性化を選挙時には言うものの、それっきり。

< 行事等で名前を P R するだけ >

- ・ 行事ではあいさつをするのみで、地域での活動はほとんど見られない。
- ・ 県議会議員は地元の行事には顔を出す、住民は県議会議員とは接していないと感じている。住民と県議会議員との馴染みは薄く乖離している。
- ・ 行事の際に祝電やメッセージを出して、自分の名前を売ることには熱心。
- ・ 市議会議員のブログを見て、地元への参加要請があるが、逆ではないか。
- ・ せいぜい地域のイベントに顔を出すだけ。
- ・ 以前は、県議会議員が地域との話し合いをしていたが、今は行事のときに顔を出すだけで地域との関わりは薄い。

< 意識が課題ではないか >

- ・ 地域の実情を認識して対応しているのか疑わしい面がある。
- ・ まず、県議会議員の意識改革が必要で、本来は地元を目を向けるべき。
- ・ 県議会議員は、上から目線の対応ではいけない。
- ・ 地域の実情を把握しようとする気がないとしか考えられない。
- ・ 県議会議員は住民と接しないと意識が変わらない。
- ・ 議員の質を高める必要があり、議員になってからの努力が必要。
- ・ 議員個々の資質も課題と考える。
- ・ 日常的な住民とのつきあいもなければ、責任追求されることもない。そのことが余計に地域との関わりを希薄にしている。

< その他 >

- ・ 市議会議員ですら、県議会議員が何をしているか分からないと言う。
- ・ 住民と県議会議員との関係は希薄と感じる。県議選の投票率も低く、住民の県議会への関心は薄い。
- ・ 地元から県議会議員が選出されていても、話をする機会はない。
- ・ 県議会議員と町議会議員が意見交換することはなく、要望を上げるだけ。
- ・ 県議会に予算決定の影響力があつたときは地域とのつながりがあつたが、それがなくなつたので遠退いた。
- ・ 県議会議員は地域の事情を把握しているとは思えない。

- ・ 県議会議員が地域へ出向いて地域の話聞くべき。
- ・ 県議会議員が地域から選出されておらず、意見を言える機会がない。
- ・ 地元選出県議会議員からは議長が選出されておらず、力不足を感じている。

(2) 個人的なつながりはある

- ・ 議員の個人的な交流は年数回ある。
- ・ 議員個人としてのつながりは一部である。
- ・ 元市議会議員の県議会議員とは意思疎通がとれている。
- ・ 利害関係のある人は県議会議員を利用してつながっている。

(3) 政党によるつながりはある

- ・ 政党所属議員の間では十分な交流がある。
- ・ 党県議会議員には、できるだけ報告会をしてもらっており、よい勉強の場にもなるし身近に感じている。
- ・ 議員には日頃お世話になっている。

(4) 特定地域(旧市町村単位等)でのつながりはある

- ・ 何かあったら 議員を呼んで話を聞いてもらっている。
- ・ 議員には県執行機関とのつなぎ役をもらっている。
- ・ 議員は自分で広報紙を手渡しており、直下に話をできる機会がある。
- ・ 2人の県議会議員が選挙区をエリア分けしているが、せめて選挙区全体のことを考えて行動してほしい。

(5) その他

- ・ 住民が関心を持つのは市町議会。
- ・ 県議会議員でも個人差があり、選挙区外の方でも熱心に取り組んでくれる人もいる。

4. 平成 20 年度に実施した県議会との交流についての評価

< 平成 20 年度の交流概要 >

「三重県自治体議会交流連携会議」

日時：平成 20 年 8 月 26 日 14 時～ 場所：伊賀市

参加：伊賀市議会 8 名、名張市議会 7 名、県議会 8 名、計 23 名

内容： 県政にかかる意見交換「地域医療」

議会改革にかかる情報交換

(1) 県議会の自己満足ではないか

- ・伊賀地域の課題について意見を聞いてもらえただけで、それに対する回答がなく、交流をしたという県議会の自己満足で終わってしまっている。
- ・交流会で、いろんな意見を出したが、その後どう考えているのか分からない。
- ・地元要望のガス抜きに来ているという印象を持った。

(2) 議会改革を学ぶ良い機会となった

- ・県議会の議会運営のしくみや議会改革について、学ぶ機会にはなった。

(3) その他

- ・2市合同で実施したため、伊賀広域の課題がテーマとなった。

5 . 三重県議会の議会改革についての認識

(1) 二元代表制を意識した内部の権限争いに過ぎない

- ・ 執行機関と権限争いをするのが二元代表制ではない。
- ・ 内部改革をどれだけ進めても、実態が伴わなければ住民や地域への実感がわからない。
- ・ 同じ議会基本条例でも、市議会は市民の方を向いた内容だが、県議会は議員の身分を確保し、二元代表制を意識している。
- ・ 市議会では、議会が市民に見えて、市民が参画できる議会を目指しており、市長と同等の権限がほしいわけではない。
- ・ 北川前知事による行政改革の強い影響を受けて取り組まれたものと認識している。
- ・ 県議会は二元代表制を意識した活動に力点が置かれている。
- ・ 県議会改革の二元代表制には感銘を受けたが、あくまで国政のまねであり、市議会には参考にならない。
- ・ 形だけで仕組みを作っても実態を伴っておらず、県民のための議会改革ではない。知事に注文をつけているに過ぎない。
- ・ 県議会は知事が大きな権力を握っているので、県議会は二元代表性を意識しているのだろう。

(2) 地域や住民との関わりは薄く成果も見えない

- ・ 県議会改革が地域や住民には見えてこない。
- ・ 県議会の改革は、地域での活動がない。
- ・ 県議会だけ改革をしても、市町への恩恵はない。
- ・ 県民にとってメリットのある議会改革であるべきで、議員だけよくなってもいけない。
- ・ 議会基本条例の成果を県民に報告しないと、自己満足で終わってしまう。
- ・ 県の細かい事業にだけ目を向けるのではなく地域の実情を踏まえた活動が必要である。
- ・ 行政への政策提言や議会での議論には、県民との関係で議論できる場を確保する必要がある。
- ・ 議会での会議ばかりでなく、現場で県事業の実施状況も把握すべきではないか。
- ・ 政策立案の当初の段階から議論をオープンにしてほしい。

(3) 県議会改革の内容を知らない

- ・ 県議会の議会改革の内容が市議会では分からない。まず知らせてもらえる機会が必要。
- ・ 議会基本条例によって何が変わったのか、民意を反映した条例検討であったのかが疑問。
- ・ 県議会の議会改革の内容はあまり知らない。制度改革（会期の見直し等）していることは知っていても、その効果までは分からない。
- ・ 改革の成果は市議会議員には伝わってこない。せめて、議会事務局には情報を流してほしい。
- ・ 町議会として議会改革について勉強する機会がない。
- ・ 県議会の改革といっても内容を聞く機会はいまだない。
- ・ 県議会での活動状況が地域では分からない。インターネットが発達しても状況は伝わってこない。

(4) 参考となる取組もある

- ・ 附属機関を設置し、第三者による評価をしていることは評価できる。
- ・ 第三者評価のしくみは評価できる。
- ・ 会期等を見直したことも評価できる。
- ・ 情報公開が進んだと評価している。市議会ではインターネット配信や委員会の中継をしたくても財政面の課題があり実施が困難。
- ・ 予算決算常任委員会の取組については参考になっている。

(5) 県議会議員の定数や報酬を削減すべきではないか

- ・ 定数削減や政務調査費も減らしておらず、議会費の使途の成果も見えてこない。
- ・ 県議会は議員定数を削減せず、報酬も下げていない。
- ・ 町議会は定数削減や報酬引下げもしている。
- ・ 合併で市町村議会議員は定数を削減したのに、県議会がしていないのはおかしい。
- ・ 合併してエリアの広い町議会としては議員数を減らす代わりに歳費を減らしている。
- ・ 県議会議員が51名も必要なのか。削減すべきではないか。
- ・ 市民にとっての議会改革は定数削減や報酬削減だが、県議会では検討していない。
- ・ 道州制になれば県議会は不要であり、議員数ももっと少なくてよい。
- ・ 県議会議員選挙のあり方（選挙区や定数）も自分たちで勝手に決めているが、生活実態に応じた検討をすべきではないか。

(6) その他

< 市町議会の方が取組が進んでいる >

- ・ 市議会の方が進んでいる部分もある。旧態依然としていたところが改革して評価されただけではないか。
- ・ 市議会では、県議会のように質問や口述書を作ってもらうようなことはしていない。
- ・ 市議会議員の方が県議会議員よりもよほど活動している。
- ・ 市町議会では首長と対峙した活動を以前からしている。
- ・ 町議会では本会議で活発な議論をしており、県議会よりも進んだ取組をしている。
- ・ 市議会では議会基本条例も検討していく予定だが、理念だけでなく中身の伴うものにしていく。

< もっと活発な議論を県議会ですべきではないか >

- ・ 県議会の一般質問は、答弁の読み上げで終わってしまっている。もっと活発な議論をしてほしい。
- ・ 一般質問をしても執行機関の対応は変わっていないのではないか。

< 議員活動に制約のある改革はいかなものか >

- ・ 会期の見直しによって、議員を拘束してしまうのが良いのか。市議会議員は兼業者が多いため、このようなことはできない。
- ・ 会期の見直しをした結果、地域活動に制約が出ているというのはいかなものか。

< その他 >

- ・ 県議会だよりを読んでも内容が難しくて分からない。一般県民はなおさら理解していないのではないか。字も小さいし、地元のことはあまり掲載されていない。
- ・ 県議会の広報のあり方を検討すべきではないか。
- ・ 県の行政抜きには何もできないが、県議会は無くても何も困らない。だから町議会としても感心が薄い。
- ・ 議会活動が活発になれば議会経費が増加しているのではないか。
- ・ 議員間討議の充実というが、議論し過ぎると少数意見が潰されるのではないか。

6．上記のほか今後の県議会に期待、要望すること

(1) 県(議会)は広域自治体としての役割を果たしてほしい

<各圏域のバランスある発展を>

- ・5圏域の特性を生かした検討を県議会としても進めてほしい。
- ・県は北勢中心に目が向いており、過疎地域への配慮や地域振興は進まない。過疎地域が抱える課題を直接聞いてもらえる機会がほしい。
- ・県は津を中心に物事を見ており、県南部のことなど理解していない。地理的感覚がないとしか思えない。

<暮らしのセーフティネットの構築を>

- ・県は、生活のセーフティネット(医療、福祉、教育など)を構築できるよう配慮してほしい。
- ・市町ができないことを県が補完すべきだが、県はセーフティネットの役割も果たしていない。県の役割を検討すべきではないか。
- ・市民病院と民間病院との合併が破綻したのは、県の地域医療再生交付金が不十分なため、県に対する不信感がある。地域医療の確保は県の業務のはずだが何もしておらず、県立病院の議論しかしていない。まず県の役割が何なのかを認識してもらう必要がある。
- ・若年人口が愛知県へどんどん流出しているが、これは児童福祉や医療など住民への行政サービスの格差によるもの。隣接県の病院へ毎年多額の協力金を支出しているが、圏域ごとの医療サービスについては県が確保すべきもの。とくに県境を跨ぐような問題は、県による調整が必要である。
- ・高等学校の再編が進むと、生活圏のエリアでは通えなくなる。費用対効果だけで学校再編をしてはいけない。
- ・病院問題については、県立のものだけでなく町立のものも含めて検討すべき。
- ・県立病院のことだけを考えるのではなく、県全体の医療圏について考えるべきではないか。
- ・知事も病院問題については関心が薄い。県立病院で医師確保が困難というが、全国的な問題。各生活圏の状況を踏まえた対応が必要。

<市町の補完の役割を>

- ・小規模自治体で対応できることは限界があり、県は広域自治体としての役割を認識してほしい。
- ・地域のことは市町議会に任せてほしい。

<地域事情や民意を反映した取組を>

- ・県が地域の実情を把握する中で、県が先行して地域課題に対応すべきではないか。
- ・県の政策が大事で、県議会で議論する中で市町議会の意向も聞き取ってほしい。
- ・住民が何を望んでいるかを把握した県議会の活動をしてほしい。

<その他>

- ・中二階の県はいろんなことに関与してくるが、県が何かをしてくれるわけではなく、単に取りまとめているだけ。
- ・県はトンネル事業が多く、事業への責任がない。
- ・RDF問題も県は説明するだけで、責任がない。住民の意見も聞くべき。
- ・県合併を進め、県の財源や人材を市町へ移管すべき。
- ・県のトップダウンで物事を進めており、市町は県の下部組織との目線。

(2) 議会の役割を住民に周知してほしい

- ・ 県と市の両方が、市民に議会のことを知ってもらう取組をする必要がある。
- ・ 議員の存在を否定するような傾向があるが、地方分権時代だからこそ議会の役割は重要であり、それをどう市民に理解してもらうかが大きな課題。
- ・ 議会改革をPRしても、市民には理解されていない。議会の内容までは市民にはわからない。

(3) 議会や議員の在り方について

< 議員選挙の在り方 >

- ・ 県議会議員の選出は市や郡で区切るのではなく、生活圏で選出すべき。
- ・ 県議会は小選挙区制であり、これが邪魔をして特定地域のことしか考えていない。もっと全県的な視点が必要ではないか。
- ・ 地方議会議員は、自由な活動ができるよう無所属で立候補してほしい。

< 議員の身分や報酬の在り方 >

- ・ 市議会議員は、報酬が低いため（県議会議員の半分以下）、専業ではやっていけない。これでは若い議員が出て育たない。
- ・ 通年型にして議員が働くのなら、議員待遇の改善が必要となる。
- ・ 議員報酬は、活動の実績を積み重ねながら、市民に理解を得て上げればよい。
- ・ 地方分権時代では、プロの政治家が育たないと対応できない。新人議員が多くを占めると、議会での議論や運営に課題が多いと感じる。

< 議会事務局職員の課題 >

- ・ 議会事務局の人事は重要。特に事務局長は10年間くらい居て、専門的な判断ができるようでないとい議会運営はやっていけない。
- ・ 議会事務局の人事は市長（執行機関）とも相談して決められるようにしたい。

< その他 >

- ・ 県議会議員は都市経営感覚を持って携わってほしい。企業集積エリアの設定などがバラバラで、アクセス整備が不十分なところでは渋滞も発生している。
- ・ 議会の決定に対し責任が及ばないと、総花的で現実的な対応ができない。
- ・ 県民のための議員であってほしい。自分のためであってはならない。
- ・ 県議会議員のおかげを感じたことはない。
- ・ 農協理事は10年間の責任を負わされるが、議員にはこうした責任がないことが意識を希薄化させているのではないか。

(4) 個別地域課題の要望に対しきちんと対応してほしい

- ・ 市議会や住民からの意見が、県政への政策提言に結びついているのか疑問。
- ・ 県や県議会にも意見書を出したが対応はなく、意識の乖離を感じる。
- ・ 知事や県議会へ要望を出しても、対応結果の内容や考え方が分からず、毎年、出しっぱなしで今後の計画が分からない。
- ・ 15町の課題・要望について、町議会議長会でも県議会に出しているが、要望事項を絞り込

んでいるので町独自のものは限定されている。また、要望事項はなかなか改善されておらず、毎年同じ事項を出している。

- ・ 要望事項については、予算審議の前に実施する必要がある。
- ・ これからは市議会から県議会へ意見や要望を出していく必要がある。例えば病院問題など。
- ・ 特定地域に影響を及ぼす県有施設の立地については、意思決定のあり方が上から目線で問題がある。
- ・ 特定地域プロジェクトについて、工事進捗に遅れがあっても、地域への説明がない。
- ・ 病院問題については、広域組合や市立のものも課題を抱えており、各圏域の状況にもっと関心を持って取り組んでほしい。
- ・ 過疎地域対策のため、漁業等の産業振興を図ってほしい。

(5)その他

< 県議会の報告会について >

- ・ 会派や政党の枠組みを超えて班編成した方が良い。その方が忌憚のない意見を言いやすいと考える。
- ・ まずやってみることが大事で、回数を重ねていくうちに成果が出てくる。

< その他 >

- ・ 事前に会議資料を配布し、議会で議論してから意見を述べたかった。
- ・ 米作の生産調整を国策として実施しているが、県議会はどう考えているのか。国に対して物を申していく必要がある。
- ・ 国防が甘く、拉致問題や竹島問題をどう考えているのか。県議会として取り上げて、国へ働きかけていくべきである。

参考資料

- 1．市町議会における広聴広報等の取組状況
 - (1) 今回調査対象の市町議会の状況
 - (2) 伊賀市議会における取組事例
 - (3) 四日市市議会における取組事例

- 2．三重県議会における広聴広報の取組状況

- 3．地方自治関係について県と市町が連携する組織の概要
 - (1) 三重県自治体代表者会議
 - (2) 三重県地方分権推進連盟
 - (3) 北勢地域自治体議員協議会
 - (4) 県と市町の地域づくり連携・協働協議会

- 4．県議会と市町議会の交流・連携の取組事例

1. 市町議会における広聴広報等の状況

(1) 今回調査対象の市町議会の状況

今回、調査を実施した市町議会の状況については、次のとおりです。

市町名	人口(人)	面積	議員定数(人)		広聴広報			
	国勢調査 H17		法定 上限値	条例 定数	議会 中継	広報紙 の発行	ホーム・ページ	議会報告会等
桑名市	138,963	137	34	30	CATV	市広報	本会議録	
木曾岬町	6,965	16	18	8		議会単独		
伊賀市	100,623	558	34	28	CATV	議会単独	本会議録	議会報告会 (全議員) 出前講座
名張市	82,156	130	30	20		議会単独	本会議録	議会報告会 (有志)
多気町	15,793	103	22	18	CATV	議会単独		
明和町	22,618	41	26	14	CATV	議会単独		
大台町	11,099	363	22	16	CATV		本会議録	
玉城町	14,888	41	22	14	CATV	町広報	本会議録	
度会町	9,057	135	18	12	CATV			
大紀町	10,788	234	22	16	CATV	町広報		
南伊勢町	16,687	243	22	18	CATV	議会単独		議会報告会 (有志)
尾鷲市	22,103	193	26	16		議会単独	本会議録	地域懇談会 (有志、会派)
紀北町	19,963	257	22	22	CATV	町広報		

(2) 伊賀市議会における取組事例

今回のヒアリングに合わせて調査した伊賀市議会の議会改革の主な取組状況は、次のとおりです。

< 議会改革にかかる取組経緯 >

伊賀市議会で「議会のあり方検討委員会」を設置（平成 18 年 5 月）

- ・ 市民と「議会のあり方」について意見交換会を開催。56 会場、83 団体、約 500 名が参加
（平成 18 年 6～8 月）
- ・ 議会基本条例案の検討（平成 18 年 9～10 月）
- ・ 住民説明会の開催（平成 18 年 11 月、6 会場）
- ・ パブリックコメントの実施 計 85 件（9 名）（平成 18 年 12 月）
- ・ 議員全員懇談会を計 7 回開催し、議論・修正。（平成 18 年 12 月～平成 19 年 1 月）

議会基本条例を制定（平成 19 年 2 月）

市議会としては全国初

< 条例制定後の主な取組（広聴広報関係） >

議会報告会の実施（条例第 7 条）

38 地区（住民自治協議会の単位） 詳細は次ページ参照

出前講座の実施（条例第 13 条）

商工団体、市民団体、地域団体などを対象。

テーマに関する常任委員会が対応し、意見交換も行う。

政策討論会の開催（条例第 12 条）

「幼・保の統合及び民営化」「駅前再開発」「新庁舎建設」

「新型インフルエンザ」「救急医療問題」 など

一問一答方式の導入、反問権の付与（条例第 8 条）

当局の政策に対する論点形成の明確化の要請（条例第 9 条）

議員の表決態度の公表（条例第 18 条）

< 議会報告会の概要 >

制度導入の背景

- ・都市内分権の仕組みとして、276 自治会から 38 ブロックの住民自治協議会へ身近なまちづくりの場が移行し、行政への民意反映システムができた。
この結果、議会は地域から解消され、これまでの地域の利益代表という役割から、市全体で議会として活動する必要が生じたため、議会報告会を開催している。
 - ・議員は一部団体及び地域の代表でなく、市民全体の代表であるとの自覚と市民の意識の
変革、さらに市民への情報提供、説明責任を積極的に推し進める必要がある。
 - ・議員は市民から白紙委任されているわけではないため、常に市民の声を聞く必要がある。
- 制度の根拠、位置付け

伊賀市議会基本条例第 7 条

市民との情報共有及び意見交換の場	市民の議会・市政への参画の場
市政への民意反映の場	意思決定機関としての説明責任の場
二元代表制の一翼である議会を再認識してもらう場	

実施方法

実施地域 住民自治協議会の 38 地区（概ね小学校単位）

実施時期 定例会後、概ね 1 ヶ月以内に開催し、1 協議会につき年 1 回、2 時間程度

報告内容 議会の活動状況、予算等の審議状況 など

報告体制 議員 4～5 名×6 班（期別に配慮し会派代表者会議で決定）

地区ごとに検討する課題テーマは、班ごとの議論で整理する。

実施報告 各班の代表者が終了後に議長へ文書により報告し、ホームページに掲載

意見の取扱 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長で取りまとめ、市長へ
文書等で報告。後日、市長から議長へ報告(回答)し ホームページに掲載

留意点等 申合せで個人的な見解はできるだけ差し控えるようにしている。

参加住民が意見を述べるフリートークを求める傾向がある。

成 果

- ・3 年目を経過し計 100 回を超えた。当初は行政への要求・要望が多かったが、今では民意を把握できる絶好の機会になっている。
- ・議会の役割も徐々に理解してもらえ、報告会は市民の評価を受けていると感じられる。
- ・議会報告会の取組により、議会と住民との距離が近くなった。
- ・住民の意識が、議会は市全体のことをするものだと認識するようになった。より良い議員を選出する必要性を感じているようである。

課 題

- ・参加する市民が、各地域の役員などに固定化されるところも多くある。
- ・班編成や訪問地区が変わるため、以前出された議論などの情報を引継ぐ必要がある。

(3) 四日市市議会における取組事例

平成 22 年 1 月に県議会事務局が調査した四日市市議会の主な議会改革の取組状況は、次のとおりです。

< 議会改革にかかる取組経緯 >

- 「市政活性化推進等議員懇談会」を設置（平成 12 年 8 月、全議員で構成）
 - ・議会のチェック機能の強化・見直しについて協議（平成 12 年 10 月～平成 13 年 2 月）
 - ・自治基本条例について協議（平成 15 年 11 月～平成 16 年 2 月） など
- 自治基本条例を制定（平成 17 年 1 月） 議員提出条例

< 市議会モニター >

議長からの提案を議会で協議し、平成 16 年 11 月 1 日から施行。

定員は 50 人程度で、選考方法は以下のとおり。任期 1 年、再任 1 回のみ可。

24 地区の地区市民センターの館長(市の次課長級職員)の推薦により、18 歳以上の市民から人口に応じ、1 万人未満の場合は 1 名、1 万人以上の場合は 2 名(男女各 1 人)

四日市大学学生 5 名程度

- ・平成 21 年度 - 男性 25 名、女性 17 名、計 42 名
- ・前年度からの継続者は 23 人

市議会広報広聴委員会の委員と年間 1 ～ 3 回、意見交換会を実施。

H19～20 は 3 グループに分けて 4 常任委員会委員と意見交換を実施。

モニターからの提案が議会改革に繋がった事例

- ・インターネット録画配信の実施、本会議場の配席図の改善、傍聴者への資料配付など

< シティ・ミーティング >

議長からの提案により平成 18 年 11 月、市民の意見を聴く場として開催。

平成 18 年度 - 共通テーマ「防災対策」、休日に開催。

- ・北部 - 「子どもたちの安全安心」、市民 90 人、議員 10 人
- ・中部 - 「中核市への移行」、市民 30 人、議員 11 人
- ・南部 - 「高齢社会とまちづくり」、市民 36 人、議員 17 人

平成 19 年度 - 「議会・市政に関して思うこと」、四日市大学等の学生 40 人を対象。

参加議員 16 人（広報広聴委員、正副議長、常任委員長等）

平成 20 年度 - 2 部制で実施。参加議員 17 人。

- ・第 1 部 - 「高校生にとって四日市市はどんな街ですか」、「夢～四日市市をこんな街にしていきたい」、専門高等学校生徒 23 人を対象。
- ・第 2 部 - 「産業の活性化に向けて」、商工会議所会員 12 人を対象。

平成 21 年度 - 2 部制で実施。参加議員 18 人。

- ・第 1 部 - 「議員・市議会に対して期待すること」、青年会議所会員 24 人を対象。
- ・第 2 部 - 「高校生にとって四日市はどのようなまちですか、将来どのようなまちにしていきたいですか」、普通科高校の生徒 22 人を対象。

2 . 三重県議会における広聴広報の取組状況

検討組織

広聴広報会議（全5会派10議員により構成、座長：副議長）

広報関係

(1) みえ県議会だより（全戸配付）

年6回発行（4頁2回・8頁4回）

(2) テレビ広報（地上波：三重テレビ放送）

代表・一般質問の実況中継 予算決算常任委員会総括質疑の実況中継 議会ハイライト

(3) インターネット中継（<http://www.pref.mie.jp/GIKAI/>）

議事堂内のすべての本会議 委員会（正副委員長互選を除く）、全員協議会を生・録画中継

(4) ホームページ（<http://www.pref.mie.jp/KENGIKAI/>）

本会議・委員会の会議録、委員会資料、議会改革の取組など様々な情報を掲載

(5) 新聞広報

（1）定例会日程等広告「広報みえ」（9月中旬）...6紙5段

（2）三重県議会特集（8月、1月）...伊勢新聞4頁別冊

(6) 議会出前講座

県内学校で議員(2名)が議会のしくみや役割について講義(H19-11校、H20-5校)

(7) その他

議長定例記者会見（インターネットで中継）...毎月1回

冊子、パンフ等の作成（児童向け、議会概要、議会改革など）

いってみよう県議会(A3判チラシ)...2か月分の議会会議予定を公的施設等に掲示

「編集アドバイザー制度」の導入...情報伝達コンサルタントの専門性を活用

広聴関係

(1) 政策提案の募集...三重県議会ホームページで随時受付(H19-1件、H20-1件)

(2) 「みえ県議会だより(7月号)」による提案・意見募集(返信ハガキを刷込み)

特別委員会で議論されているテーマなどで意見を募集...H19-152通、H20-161通

3. 地方自治関係について県と市町が連携する組織の概要

(1) 三重県自治体代表者会議（平成16年11月9日設置）

目的 地方自治に関する諸課題に一致対応し、機動的かつ速やかに行動する。

構成 県知事、県議会議長、市長会会長、市議会議長会会長
町長会会長、町議会議長会会長 議長 議長代行

事務局 県政策部企画室

実績 H16 - 三位一体改革に関する緊急決議

H17 - 真の地方分権改革の実現に向けた緊急声明
国庫補助負担金等の改革についての緊急声明

H18 - 今後の地方分権改革についての緊急提言
今後の地方分権改革の推進についての共同声明

(2) 三重県地方分権推進連盟（平成16年11月25日設置）

目的 当面する三位一体改革を実現し、地方分権を推進するため、臨時に結成。

構成 県議会議長、市議会議長会会長、町議会議長会会長
県知事、市長会会長、町長会会長 会長 副会長

事務局 県議会事務局

実績 H17 - 真の地方分権改革の実現に向けた緊急声明

国庫補助負担金等の改革についての緊急声明

H18 - 今後の地方分権改革についての緊急提言
今後の地方分権改革の推進についての共同声明

(3) 北勢地域自治体議員協議会

組織

設立 平成17年2月4日

構成 北勢地域から選出されている県議会議員及び市町議会議員

役員 代表1（県議会議員）、幹事長1（県議会議員）、幹事10（市町議会議員）
事務局（県議会議員）

総会

平成17年2月4日 設立総会

平成21年11月16日 *講演会「道州制の今後の展望と課題」を兼ねる

幹事会

第1回 平成17年8月25日 講演会「北勢地域のモノづくり」

第2回 平成18年6月13日 会運営を協議

第3回 平成21年6月9日 会運営を協議

研修会

第1回 平成17年8月3日 「モノづくり講演」

第2回 平成18年3月27日 「ヨーロッパの環境対策の現状と課題」

第3回 平成20年7月3日 「EM技術による地域づくり・環境保全活動」

(4) 県と市町の地域づくり連携・協働協議会（平成15年度設置）

目 的 県と市町が連携を強化し、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現を目指す。

構 成 県知事、市長会会長、町長会会長、県副知事
14 市長、15 町長、県部局長・センター所長等 会長 副会長

会 議 1. 全体会議

1) 総会（県二役、市町長、各部局長）

- ・ 連携・協働、役割分担のあり方対応策の承認
- ・ 地域主権社会の実現に向けた連携・協働に関する意見交換
- ・ 検討会議での検討指示

2) 調整会議（県各部局主管室長、市町企画担当課長、県民センター室長）

- ・ 地域づくりに関する各種協議
- ・ 検討会議の設置決定、協議内容にかかる意見調整

3) 検討会議（県関係室、市町関係課）

- ・ 全県的な課題に関する取組

2. 地域会議

1) トップ会議（知事、関係県民センター所長、関係市町長）

- ・ パートナーシップの構築や相互理解の促進
- ・ 地域における連携・協働に関する意見交換

2) 調整会議（県民センター所長・担当室長、市町関係部課長）

- ・ 県民センター単位等での地域づくりに関する各種協議
- ・ 検討会議の設置決定、協議内容にかかる意見調整

3) 検討会議（関係県民センター担当室等、関係市町関係課）

- ・ 9 県民センターにおける地域課題への取組

事務局 県政策部市町行財政室、市長会、町長会

実 績 H15～年 2 回総会

これまでに、権限移譲の協議や個別テーマの共同調査研究などを多数実施。

4. 県議会と市町議会の交流・連携の取組事例

今回の調査を通じて把握した、県議会と市町議会の交流・連携の取組事例は、次のとおりです。

(1) 北勢地域

三重郡議会議長会 - 毎年 8 月、各町議会正副議長、地元選出県議会議員、県執行機関が集まり、地域課題について意見交換を実施。

(2) 伊賀地域

過去に市民団体主催による「県議会議員と語る会」が 3 回開催（H11、H12、H15）され、伊賀地域の広域的な課題について、地元選出県議会議員と市町村議会議員及び市民が意見交換を実施。現在、定例的なものはなし。

(3) 伊勢志摩地域

伊勢志摩の広域圏（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町）で、市町議会議長と地元選出県議会議員が、年 1 回懇談会を実施。

(4) 東紀州地域

紀北地区議会交流会 - 平成 22 年 2 月 12 日、尾鷲市議会と紀北町議会が地元選出県議会議員を交えて交流会を実施。今後、それぞれの市町議会でテーマを協議し、年数回開く方針。

県議会にかかるNPO、大学等ヒアリング

議会改革諮問会議では、三重県議会の議会改革の取組を検証する一環として、アドボカシー（政策提言）機能を有し、新たな公共領域の担い手の一つであるNPOや知の拠点である大学等が、県議会についてどのような認識を持っているかを把握するため、諮問会議委員によりヒアリングを行い、その結果を次のとおり取りまとめました。

平成22年4月29日

三重県議会議会改革諮問会議会長 江藤 俊 昭

1. 日時・対象団体等

月日	時間	対象団体等	人数	会場
3/9 火	13:30～14:30	(特非)みえNPOセンター・ワーカーズコープ (特非)三重県子どもNPOサポートセンター (特非)いせコンビニネット	4	アスト津
4/6 火	10:00～11:40	三重大学 (特非)地域開発研究機構	2	三重大学
	13:00～14:30	四日市大学研究機構公共政策研究所 (特非)市民社会研究所	3	四日市大学
	15:15～16:25	(株)日本開発研究所三重	2	対象団体
	17:00～18:30	(特非)コミュニティシンクタンク評価みえ	2	アスト津
4/7 水	9:30～11:00	(株)百五経済研究所	2	対象団体
	13:00～14:10	(特非)海山ITフォーラム	1	県議会

(特活) - 特定非営利活動法人の略

< 選定基準 >

(1) 大学、シンクタンク

公共政策関係の研究、業務を行っているところ。

(2) NPO

3/9 調査 - 当日の中間支援組織担当者ネットワーク交流会に参加したNPO。

4/6,7 調査 - 県NPO室が把握している県内NPO支援組織37団体へ調査協力依頼文を送付し、当日参加の得られたNPO。

2. 聴取委員

相川康子氏（神戸大学准教授）

3/9については議会事務局職員のみで聴取

調査対象団体への提供情報と質問項目

配付資料

- 三重県議会議会改革諮問会議の概要
- 三重県議会の議会改革にかかる各種調査の結果概要
- 三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケートの結果概要

ヒアリング項目

- 1 県民アンケート結果についての感想
 - 県議会への関心度
 - 県議会の役割の認識度
 - 開かれた議会の取組に対する評価 など
- 2 県議会の政策立案や政策決定について
 - 議員提出条例の制定に関して
 - 県総合計画の戦略計画が議会の議決を要することになったことに関して
- 3 県議会との連携の可能性及び必要性について
 - 必要とする場合の具体的な内容
 - どのような条件が整えば連携しやすくなるかの提案
- 4 県議会に対する期待・要望事項等について

ヒアリング結果の概要

計 11 団体 16 名の方々からいただいたご意見を整理し、次の項目ごとにまとめました。

1 県議会の議会改革についての評価

(1) 開かれた議会について

- 県民アンケートの結果には厳しいものがある
- 議会改革の意義が、あまり理解されていない
- 「県(県政・県議会)」という単位の難しさ
- 県民意見の吸い上げと、双方向の意見交換の場が必要
- 情報発信の仕方に課題がある
- 県議会の情報は十分に伝わっている

(2) 政策決定、監視・評価について

- 執行機関との関係について
- 監視・評価機能について
- 総合計画・戦略計画の議決対象化について
 - 県議会による決定を懸念する意見
 - 県民の意見を十分に反映することを望む意見
- 会期等の見直しについて

(3) 政策立案について

- 議員提出条例について
- 委員会等について
- 県民参加による議論をもっと

(4) 県議会議員について

- 特定の地域や団体等の利益代表となっている
- 住民の意見をもっと聞いてほしい
- 資質の向上を求める、議員の質は比較的高い

(5) その他

2 今後の県議会の政策立案について

- (1) これまでの県議会との連携について
 - 連携するという視点が双方なかった
 - 具体的な連携の機会・方法
 - 市町議会との関わりはある
 - 執行機関側との連携はある
- (2) 県議会との具体的な連携方策
 - 連携の必要性に対する認識
 - 勉強会を開催してはどうか
 - 民意把握や事例収集、調査等の支援
 - 特定テーマで専門性を生かした議論ならば参加
- (3) 県議会と連携する際の課題
 - 特定の議員や政党との関わりは敬遠する傾向
 - 議会全体で連携の受け皿を
 - ボランティアでの関わりでは限界がある
 - NPO や大学等の側の課題
- (4) 県議会議員への期待
 - 県民への問いかけや意見交換の実施を
 - 議員の資質向上を
- (5) 政務調査費の有効な活用
- (6) 県議会による調査について
- (7) 県議会の政策立案の強化に向けて

3 県議会に対する期待・要望事項等について

- (1) 県議会の機能や取り上げてほしい分野など
- (2) 議会の自立性について
- (3) NPO について
 - NPO を推進する根拠条例の必要性
 - NPO に対する県議会議員の関心の低さ
 - 県議会議員と接する機会がない
 - 県議会との連携等は必要とは思っていない
- (4) 「新たな公共」について
- (5) 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組について

1 県議会の議会改革についての評価

(1) 開かれた議会について

県民アンケートの結果には厳しいものがある

県民アンケートはE-モニターという県政に関心を持っている人が対象であることを考えると、県議会に対する関心が低いという結果は厳しいものと感じる。とくに、県議会の役割を知らないという無関心層が多いのが、気になるところ。

E-モニターという県政に関心の高い人たちによるアンケートなので、県議会への関心度が高く出ている。現実はまだ低いのではないか。

議会改革の意義が、あまり理解されていない

県民が県議会の役割を知らないという、アンケート結果については「そうだろうな」と思う。議会の会期日数が長くなるなど改革が進んだといわれるが、それでどう変わったのかが見えない。大学人のように議会改革について、ある程度知っている立場の人間から見ても、よく分からない。

今の改革は「玄人受け」はするだろうが、議会のしくみすら知らない住民は多くいる。

議会改革先進県と言われても中身は何も知らない。まずは説明する必要がある。

県議会が一生懸命に改革しようとしても、県民が県議会に関心がないと、何をしても評価されない。いかに県民を巻き込んでいくかが重要となる。

県議会の役割が県民には分からない。県知事に対するチェック機関と認識している人が多いのではないか。

県議会は、基本的に行政のチェック機関であるという県民の見解であれば、県議会への関心が薄いのは仕方がない面はある。

県議会が決定することの影響が県民には分からない。

議会が条例を定めるといっても、県民生活との関わりについては理解しづらい。

「県(県政・県議会)」という単位の難しさ

国会や市町議会に比べて、県議会は遠い存在となっているのではないか。

議員の顔が見えず、議会が何をしているのか分からない。身近ではない。

市町議会と異なり、県議会は県民とは距離があるし、県の役割も分からないのではないか。

市会議員については、属している組織の中に議員がいるなど、身近な存在と感じている。

また、国会議員は活動量が多く、それが県民にもある程度見えている。

県政の役割がつかみきれなければ、議会の役割も理解されない。

県北部の県民には、そもそも「県」に対する認識に乏しく、まして県議会や個別の県会議員が何をしているか分からない。「たくさん給料をもらっている」という感覚は持っているだろうが...

県北部と南部とでは県との関わりが異なっている。南部は県への期待が強いが、北部が自立型である。

県は県民生活と密着した業務を行っているわけではないので、県民が関心を持つような話題にも乏しくなる。病院のように県民の関心が高いテーマだと知っているが、そうで

なければ分からない。

日常的な生活とのつながりがないと、県民は県政には関心がない。

社会問題や県政に対して無関心の県民はいても、何かは感じている。

医療問題など、県が動かないと基礎自治体が動けないテーマもあり、県の役割はある。

県民は市町議会だから関心がある、というわけではない。

県民意見の吸い上げと、双方向の意見交換の場が必要

県民アンケートで民意の反映に関する満足度が低いことを、深刻に受け止めるべき。

県民へ積極的に伝えていかないと、会議や委員会を公開しているだけは、開かれているとは言えないのではないか。

議員は、自分たちが県民の代表という意識なので、自分たちで全てを決定してしまう。

このことが県民と議員とを遠ざけているのではないか。住民とのきめ細かな意思疎通について、議員の意識レベルを高くしてもらわないといけない。

議員による報告会をしても、耳を傾けるのは議員の支持者に限られる。一方的な報告会ではなく、議員と県民が双方向で意見交換できる場が必要である。

どうやって民意を把握するかは、大きな課題である。住民の意見を吸い上げる仕組みが必要であり、NPOなどの団体との意見交換も有効な方策ではないか。

地域ニーズの把握は、知事だけでは限界があるので、議会も行う必要がある。

情報発信の仕方に課題がある

執行機関に対するチェックと県議会独自の政策立案の両面があるが、県民へどのように伝えていくかが課題ではないか。

政策課題に対する議会なりの分析や意見を取りまとめ、積極的・戦略的な情報提供を行った方が良い。課題を整理し、どう見せるかは、議会の果たすべき機能。

議員自身が、県民にどう見てほしいのかが分からない。どういうところをPRしたいのだろう。

議員は個人活動が基本となるので、どうしても個人差が生じてしまう。例えば、メルマガを発信している人だと活動が分かるが、そうでないと分からない。

個人議員による情報提供では、後援者には伝わっていても広がりが無い。議会として、幅広く県民に対して分かりやすい情報提供が必要である。

市町議会だと様々なアプローチ方法があるが、県議会だと限りがある。

県民が、県議会の情報を得られるよう、広報ルートを多様化してはどうか。

県議会には芸能界のようなハデさやパフォーマンスはないので、情報発信力は落ちざるを得ない。

県議会だよりは充実してきているが、新聞など一般のメディアで県議会のことが取り上げられることは少ない。

マスメディアが三重県全域として成立していないため、県（県議会）の情報発信力が弱くなってしまう。また、メディアは、議会と執行部とのバトルには関心があるが、課題（内容）にはあまり関心がないように感じる。

伊勢新聞を読んでいなければ、県議会の活動は分からない。

伊勢新聞では県議会で争点となっている新県立博物館や県立病院改革のことは取り上げているが、日常なことまでは取り上げられない。また、県内での発行部数が少ないため、情報が行き渡りにくい。

県議会の情報は十分に伝わっている

県議会だよりはよく読んでおり、インターネット中継も見ている。地元選出の県議会議員が常に情報提供してくれており、議員が身近になった。インターネットやテレビでの放映で議会情報が十分に提供されている。

(2) 政策決定、監視・評価について

執行機関との関係について

改革以降、執行部との緊張感が高まっているようだ。幹部職員から議会のハードルが高いとの声を聞いた。

執行部は、基本的に二元代表制を良しと思っておらず、本音は無視したいのではないかと。議会も知事に反発しているが、かといって両者の関係がひどいわけではなく微妙なところ。構図が分かりにくい。

知事が提出している議案の内容で対立しているのではなく、議論の進め方や議案の出し方、あるいは存在そのものへの反発から対立しているように見える。これでは切磋琢磨できず、良いものは生まれてこない。

執行部は議会対応に困ると特定議員を巻き込む傾向があるが、それが密室で行われるのがいけない。

議員は、執行部側の提案に対しては意見を言えるが、現状では一から政策を作ることは難しい。

議会側に政策がなければ、執行機関の提案に対して是々非々で臨めない。そうになると自治体議会は口利きが主な役割になってしまう。

これまで議会はバラバラで、全体として何かをする機能はなかった。基本的には執行機関に対するチェックをしていけばよかった。

野呂知事はリーダーシップがあって県民の信頼もあるので、議会がリーダーシップをとらなくても、チェック機能だけで良いのではないかと。

知事に対する県民の信頼が議会の評価にもつながっているのではないかと。

監視・評価機能について

評価については三重県が先進的にやってきたが、県民にとっては分からない。トータルで評価が回っているのか理解しづらい。

県議会の本来の役割を考えたとき、県政の監視・評価に、どこまで力を注ぐのだろうか。能力の問題もあるし、そもそも「評価」は、ほかの人や機関でもできる機能ではないのか？

行政監視員のように、計画の評価を議会が行うやり方もある。行政が内部評価したものを議員が評価する、あるいは県議会の評価を県民に説明するとか。

総合計画・戦略計画の議決対象化について

< 県議会による決定を懸念する意見 >

議会が議決に関する責任を取れるのか、疑問である。今までは、予算審議により計画をチェックしていた。

自治体のしくみについて、議員はどう考えているのか。戦略計画を議決対象にするのであれば、議員内閣制にすればよい。

県議会が総合計画の戦略計画を議決対象にしたことについては、ここまでののか？という印象を持っている。行政は県民の意見を吸い上げる努力をしているが、議会はそうではないため、議会が戦略計画を決めるのは危険だと思う。

戦略計画を議決対象にしてしまうと、行政運営の機動性が弱まるのではないか。計画の修正には議会の議決が必要となり、4年間で固定されてしまう恐れがある。行政側からすると萎縮してしまう。

戦略計画を議決対象にすると、状況の変化に対する対応が難しくなる。

施策まで議決対象にすると、議会事務局は議員と執行部との間の調整が大きな負担になるであろう。また、議員個人や会派の意見調整も大変ではないか。

県議会が戦略計画を議決対象にすることは良いことだが、議員に判断能力が備わっているかが心配される。

議会で、果たして施策の数値目標の立て方の検証までできるのか怪しい。

総合計画を題材に、県民と議会が共に議論する場は大事だが、行政と議会が異なるチャンネルでバラバラに議論してしまうのは良くない。

計画を行政だけでなく議会も提案することについては、県民からすると二重投資で無駄なこと、という感覚はあるかもしれない。

一般県民には、計画の議決対象化の意味が分からないし、関心もない。

< 県民の意見を十分に反映することを望む意見 >

何を持って(どういう立場や見識で)計画案を修正するのが、問題である。議員個人の見解ではなく、幅広く県民の意見を聞いてからにして欲しい。

県議会が県政の重要事項を決める際、住民やNPOの意見を聞かずに、議員だけで議論して決めてしまうことに危惧を感じる。「選挙で選ばれたから全権委任されている」と思わず、それぞれの意思形成過程で民意を聞いていく必要がある。

県議会は、県民の生活など状況や地域課題を把握し、整理した上で議論すべきではないか。

< その他 >

市町議会では、総合計画の審議会に議員が入る場合もあるが、行政が主催する議論の場に参画してしまうと、中身をその場で了承することになるので、最近は審議会から議員を引き上げる傾向にある。

市町議会では基本構想が議決対象だが、基本計画も全員協議会で説明しており、修正が必要な場合もある。その意味では、議会は計画の策定過程で重要な役割を果たしていると思うが、その分、調整に時間もかかる。

会期等の見直しについて

会期等を見直して通年で活動しているというが、それは何のためなのか。
会期を長くしても、暮らしの中で何がどう変わったのか県民には分からない。

(3) 政策立案について

議員提出条例について

議決された条例が議員提出のものかどうかの意味の違いが、県民には分からない。
従来の議員提出条例は理念条例ばかりで、具体的に何か変わったのか見えない。
議会が政策立案をしようとしても、方向性を示すに留まらざるを得ない。細かいものを作ろうとすれば、かなりの情報量と事務スタッフが必要となる。
議会としては、理念条例と施策の方向性を示すくらいが、役割の限度ではないか。
大きな県政の方向性を示す条例なら作る必要性はある。但し、実行に移していくことも想定した検討をしようとするれば相当のスタッフが必要となる。
議会で議論する場合、なぜそれを争点とするのかについての情報提供はない。例えば、議員提出条例を検討する場合、なぜその条例を作るのかなどを伝える必要がある。
議員提出条例を作っても、なお残された課題があるはずであり、こうしたことも課題も伝えていかないと、執行段階での具体的な対応が難しくなる。
議員立法を一方的に作られても、行政が困ってしまうのではないか。
議員提出条例も他の条例等との整合性を図っていく必要があるのではないか。

委員会等について

各種委員会を設置しているが、メンバーが毎年交代しており、議論の蓄積や発展がないように感じる。
委員会で議論をして報告書を出しているが、形式的なものという印象がある。
特別委員会はいつも単発的なもので終わっているという印象がある。

県民参加による議論をもっと

平成 17 年度に実施した県民ミーティング(テーマ:少子化)の場合、参加するには議員の紹介・推薦が必要だった。何を言うか分からない人は排除しようというのでは、到底、県民参加とはいえず、パフォーマンスでしかない。
政策提言・政策立案をするには、県民をもっと巻き込んでいく方向が必要ではないか。

その他

他県議会と比べれば、三重県議会の改革の取組、特に政策立案の機能などは変化があると感じている。
議会だけで議論を掘り下げても、政策の実現は難しいと感じる。
県議会議員は秘書がないので、政策立案も難しいだろう。
NPO の中には政策立案能力を持つ団体もあるが、議員側はどうか。

(4) 県議会議員について

特定の地域や団体等の利益代表となっている

議員は、地域代表で選出されているので、全県的な視点で考えにくいようだ。
議員は地域代表あるいは特定分野の利益代表だと感じざるを得ない場面がある。
本会議での議員の質問を聞いていると、地域代表の面を強く感じる。
議員は、後援会関係者の意見しか聞いていないのではないか。
県議会議員を地域から選出できるよう、定数を確保してほしい。
県議会議員は、全県一区で選出すべきである。選挙区があると、議員は地域代表の活動に留まってしまう。

住民の意見をもっと聞いてほしい

議員の中には、選挙で選ばれて自分が全権委任されているのだから、住民参加は不要だと思っている人がいる。代表制を行使するには、もっと多様な住民と結びついてほしい。
議会が住民ニーズをどこまで汲み上げているのか分からない。市町議会議員は NPO 活動の場に参加しているが、県議会議員は全く来ない。
県議会議員は地域や現場に降りて来てくれないので、顔が見えず、話をする機会もない。
何をしているのか分からない。
県議会議員は、行事には顔を出すのが、県民との意見交換まではしない。
県議会議員が県民の代表という感覚は NPO 側にはない。議員はもっと勉強して多様な意見を聞いてほしい。

資質の向上を求める、議員の質は比較的高い

三重県議会の議員の質は、全国的には比較的高いと感じる。
欧米では NPO が政策立案しているが、こうした人たちが議員になるとよい。
地方議会論の講義のゲスト講師として議員に来てもらっているが、県議会議員の話は上手だと感じる。
議員は専門性を本来持っているはずなので、それを生かした委員会活動をしてほしい。
議員は高額報酬をもらっているのだから、議員でないといけないようなところに力点を置いてはどうか。
議員の勉強会をしていくことも大事ではないか。
議員個人の情報誌やブログによる発信は、人によって行われている。

その他

(一般に)90年代は、議員について「無関心」ではあっても批判的ではなかったが、2000年ぐらいから、議員に対して「あいつらは特権階級だ」などと反感を持つ傾向が強まった。
多選が続き、無風状態になると、政策で勝負しようという緊張感が足りなくなるのではないか。
議員定数を減らすのはパフォーマンスでしかなく、その必要はない。議員活動にかかる相当の対価がないと議員になる人がいなくなる。
議員が議会で質問しても、それがどのように反映されたかの不明。

県民の意見を集約し過ぎると全体に薄まって、論点が不明になる場合もあるので、議員がトータルで考えられるようにした方が良い。

会派での議論がオープンにならない限り、透明化とはいえない。会派は不要ではないか。

(5) その他

議員個人や会派でできることには限界がある。

議会改革への評価だけでなく、改革の質についても聞くべきではないか。

市町議会との連携の必要性についても、県民には分からない。

市町議会の改革の状況は、県民には分からない。県議会の改革の及ぼす影響も地域には根付いていない。

条例制定や執行機関のチェック以外に、議会がどういう役割を果たせるのか分からない。

2 今後の県議会の政策立案について

(1) これまでの県議会との連携について

<連携するという視点が双方なかった>

NPO 側が、議会に関わるという認識や、議員を巻き込んでという視点はこれまでなかった。ロビイングもしていない。

民間のコンサルタントは中立でなければならず、これまで議会との連携は視野に入っていなかった。

個人レベルでの議員との付き合いはあるが、業務上となるとそれを超えるのは難しい。平成 20 年度に特別委員会で NPO やソーシャルビジネスのことを検討されたが、その後、何の連携もない。何のための議論だったのか。

<具体的な連携の機会・方法>

企業や大学のトップと、県議会との懇談会はある。

会派からの勉強会に呼ばれることはあった。

大学の地方議会に関する講義では、県議会議員に講師を依頼した。

大学生のインターンシップとして、県議会議員のところへ行っている。

平成 20 年度に県議会や市議会の議員を招聘して、半年間で 7 ~ 8 回意見交換したが、担当教員が忙しく立ち消えになっている。

過去 2 ~ 3 年で 2 件ほど、議会事務局から、委員会の資料作成や議論の取りまとめについて依頼があった。

平成 12 年の男女共同参画条例づくりで、議員にアンケートを実施し県に対して提言したことがある。

平成 17 年度に県議会が実施した県民ミーティングでは、企画運営や当日のコーディネートを行った。

平成 12 年に NPO 助成に関する検討の場があり、県議会議員の参加もあったが、議員は既存補助金の整理としか認識していなかった。最終的に NPO 側はファンドのしくみを提案した。

<市町議会との関わりはある>

NPO のロビイング活動は、特定の市議会議員に対してはある。

四日市市民自治基本条例の見直しを希望する NPO が、検討に向けて動いている。議員提出条例なので、NPO の議論に議員が入ることによって、検討の動きが進みやすい。

NPO の活動エリアが市町単位なので、県との結びつきはあまりない。

<執行機関側との連携はある>

大学は執行部側と個別問題について、各種調査や審議会等の委員として関わっているが、形式的なものが多い。

政治的に何かを働きかけるならば行政当局に対してで、議会には何かを提案しても仕方がないと考え関わってこなかった。

(2) 県議会との具体的な連携方策

< 連携の必要性に対する認識 >

NPO はこれまでは議会に対する関心が低かったが、最近は政治主導の流れがあるので、政策目的の達成のため、議員に働きかけると早いと感じ始めている。

国の政権交代を見た場合、行政側にだけアプローチしていてもいけないのが分かる。政策に反映されていくプロセスの中で議会は無視できなくなっている。

民間シンクタンクとして、地域のコーディネートと大学とともにやっていく必要性があると感じており、その際には、行政だけでなく議会も含めた連携が必要。

県の戦略計画づくりを議会と NPO とが共に勉強しながら、一緒に進めていくことが重要ではないか。

< 勉強会を開催してはどうか >

議員と学識者との勉強会のようなものが定期的であればよい。テーマごとに、10 人くらいの人数で自由に議論し、発想を整理していく方式のほうが実りがある。講義形式のような受身の勉強会では政策形成はできない。

国会議員行っている朝飯会のような場があればよい。

議会の意思決定の場での議論で、医療問題などについて議員側に勉強したいという意欲があれば、大学等の専門機関が関わることは有り得る。

テーマや課題によっては、そのテーマに関係する NPO と勉強会してもよいのではないか。

議員と NPO との勉強会がもっとあっても良い。

勉強会の手伝いはできる。行政職員とは以前からしている。

< 民意把握や事例収集、調査等の支援 >

NPO 等に委託すれば、さまざまなチャンネルで民意を拾うことや、政策提案もできる。特別委員会での調査検討を試行的に外部委託して、より有効な調査検討方法を提言していく可能性がある。

事例収集であれば、政党や会派の影響が及びにくいいため、業務として受けやすい。(アンケートだとバイアスがかかるため、業務として受けるには難しい)

知事に対案を出す場合、誰にサポートしてもらうかが課題。政務調査費を活用して、成功事例の収集などを外部調査してはどうか。

< 特定テーマで専門性を生かした議論ならば参加 >

特別委員会など、特定テーマで、全会派の議員と同時に議論する場があれば、参画しやすい。

特別委員会などテーマ性のある調査検討の場では連携しやすいのではないか。

NPO が有する専門性を生かした取組で連携できる可能性はある。

子どもなどテーマ性のある NPO であれば、議会との関わりもあり得るが、中間支援 NPO の場合は、県議会と連携するニーズがない。

県議会の方から、公募で特定テーマに関心がある人を集め、議論する場を設定すれば、

出かけていきやすい。

テーマ性のある条例づくりなど、ゴールが見えていれば連携しやすい。

<その他>

NPO 側が全県的な課題に取り組むのであれば、県議会と一緒にやるメリットがある（現時点では県政自体に関心がなく、県議会と連携するニーズもあまり出てこない）。今の状態では、人を集めてもすぐに何かの政策が生まれる、というものではないが、一見とんでもない意見の中から、練れば採用できるものが出てくる可能性もある。国の政権が変わったことにより、NPO 支援について議論しやすくなった。

(3) 県議会と連携する際の課題

<特定の議員や政党との関わりは敬遠する傾向>

議会全体でまとまってくれれば連携しやすいが、議員が個々バラバラでは連携しづらい。個々の議員と関わって「色」を付けたくない、という意識がある。また、行政との関係も考慮する必要がある。

基本的に NPO は政党との関わりや特定議員と結びつくことで批判されるのを避ける面がある。政治のパワーゲームに慣れていないため、不用意に近寄りたがらない。

行政からの依頼であれば首長の意向を踏まえた調査等ができるが、議会だと特定会派に関わる調査をするのは難しい。

会派からの調査依頼だと「色」がついてしまうので、特別委員会などで調査委託すればよい。

政党の縛りがあると、調査にも影響があるため、結果の整合性を図るのが難しいことも予想される。

<議会全体で連携の受け皿を>

オープンで意見交換ができるしくみが要る。

NPO は特定の会派や政党ではなく、議会全体としてなら連携が可能。

(議員個人や特定会派でなく)議会の総意として、調査や助言の依頼があれば、民間としても対応は可能である。

議員個人や政党との付き合いは、民間会社としては難しい。県議会としてオールの受け皿があれば対応できる。

議員から個別に専門情報の提供等を求められても対応に困るので、必要な場合は議会事務局を通じてほしい。

<ボランティアでの関わりでは限界がある>

NPO や研究者が持つ「知識・人脈」や「研究成果」について敬意を払い、提供を求める場合は対価を支払う、という意識をもつべき。講師を招聘しても報償費も払わず、呼べば来て当然という感じがある。

参考人で NPO を招聘することがあるが、県議会が呼べば来るという感覚は理解しがた

い。

NPOが無報酬で、議員たちの勉強に付き合わされるのは辛いものがある。
民間との連携については、ボランティア(無償)での対応は難しい。

< NPO や大学等の側の課題 >

議会と大学との連携は必要と思うが、大学教授でも議員のトレーニングや政策形成ができる人材が不足している。また、事務局機能も必要となる。

大学側が議員に参加を呼びかけるにしても、働きかけが十分にはできない。
NPOの側にも、全県的な政策提言ネットワークがない(市レベルではある)
NPO側にロビー活動を行う時間的、資金的な余裕がない。

< その他 >

条例制定など、意見を反映できるゴールが見えていれば、連携する甲斐がある。
専門家の関わりは、成功事例を有しているかどうか次第と考える。

(4) 県議会議員への期待

< 県民への問いかけや意見交換の実施を >

議員は住民意見のまとめ役となるべきであり、議論しながら一緒に政策をつくるという意識を持つ必要がある。また、住民側も政策能力をつけていく力を持つことが重要。
今のところ、住民は陳情・要望者でしかないかもしれないが、議員が県政の課題を可視化して「あなた方には何ができるのですか」と有権者に問うことも大切。

議員が生き生きすれば地方政治は良くなる。議員には自由時間がかかなりあるはずで、地域に根ざした活動ができる。社会問題に関心が持てるよう、住民に火をつけることができる議員を増やしていければよい。

議員が地域へ出て行って、多様な住民の意見を聞く必要がある。

県民との意見交換会があってもよい。分野ごとに話し合えば、議員の勉強にもなる。

県民と議員と一緒に議論できる「県民議会」のような場を設けてはどうか。テーマごとに部会を設けて、20人くらいの規模(グループ)で議論するのがよい。

県民が議論に参加できる「一般会議」などの開催が必要ではないか。

< 議員の資質向上を >

専門的な議論になればなるほど、住民に説明できるよう一般化する政策能力が求められるが、これは学識者でも難しい。トレーニングが必要。

議員の1/3はやる気があるがどうしていいかわからない人、1/3は普通、残り1/3はやる気がないように見える。やる気がある人と一緒に勉強会など始めていけば、何かが変わるかもしれない。

議会は監視と政策立案のどちらを向いているのか。政策立案の方向であれば、そのためのトレーニングを積んでいく必要がある。

議員の力量を高めていく必要がある。

<その他>

シンクタンクが実施している調査結果などにも関心を持ってもらいたい。
個別の議員に政策意見を述べても議会での活動には結びついていない。
議員は地域の変革に無関心と感じる。

(5) 政務調査費の有効な活用

議員が自腹を切って学ぶ意欲がほしい。そのために政務調査費がある。今の視察中心の使い方がよいとは思わない。

せっかく政務調査費があるのに、自分に対してしか使わない。会派や有志の政策勉強会にもっと使ってほしい。

(6) 県議会による調査について

執行機関側は数多くの調査をしているので、まずはこれを利用すればよい。但し、調査結果を議員がきちんと読み解きができるかどうかは課題である。

総合的な調査は県と重複するが、特定テーマであれば県議会が独自に実施する意義はある。この部分について民間機関がサポートすることは可能。

事務局職員を削減して調査費を捻出し、調査業務を外部委託する方法はあり得るのではないか。

何かを調査する場合、予め出口を想定しておかないと、手法やプロセスが異なるため、異なる結果や無駄な労力を費やしてしまいかねない。

(7) 県議会の政策立案の強化に向けて

政策議論をする場合には、外部の有識者だけでは実現性が難しいため、地域住民も含めて検討する必要がある。

県議会が政策立案をしていくには、議会事務局に政策形成能力のある職員を配置する必要がある。

委員間討議を活性化するには、委員長のリーダーシップが重要ではないか。

行政から提案が出されない事項について、議会が情報を集めて提案することは良いのかもしれない。

3 県議会に対する期待・要望事項等について

(1) 県議会の機能や取り上げてほしい分野など

議会のチェック機能をしっかりと果たしてほしい。

決算や施策評価などをしっかりとした方がよい。

南北格差、過疎化などに対する対策をしてほしい。

コミュニティビジネスやニート問題について、もっと関心を持ち支援してほしい。

(2) 議会の自立性について

議会費の用途を自分たちで決められれば、いろんなことができるはず。

事務局職員は人事異動があるので、議会事務局のプロパーで雇用できればよい。

県内市町議会事務局と交流ができれば、理事者側と異なる視点で業務ができるし、専門性が蓄積される。

(3) NPO について

< NPO を推進する根拠条例の必要性 >

NPO 法制定以降、三重県には協働などに関する条例がないので、NPO 施策の推進が図られないのではないかと感じる。

三重県では、NPO 推進施策の予算は何も無く、理念だけで留まっている。

条例があることによって政策課題としての認識ができ、施策が推進されるが、こうしたことに気づいている NPO はあまり多くない。

< NPO に対する県議会議員の関心の低さ >

NPO がどういうものか、議員にも知ってもらいたい。特殊な団体と見られている傾向があり、NPO の意見も聞いてほしい。地縁団体は地域住民の代表と認識して行政は接しているが、NPO は好きなものの集合としか理解されていない。

NPO は集票にはつながりにくいので議員の関心は低いと捉えている。

NPO 関係のテーマについて関心のある議員は極めて少ないと思う。

県議会議員が NPO に対する正しい認識を持っているか分からない。

< 県議会議員と接する機会がない >

NPO が議員に直接、あるいは議会にじかに意見を言う機会はない。しかし、市町村議会に言えば、県議会に伝えてくれると思っている。

議員へ NPO 関係の情報を提供する手段や機会がない。

< 県議会との連携等は必要とは思っていない >

NPO として県議会へ陳情・要望をすることはなく、必要性を感じていない。ミッションの実現に向け自力で努力するだけ。

NPO は県議会議員の支援を必要としていない。

議会に期待はしていない。行政との連携により事業等として実現できるよう交渉するのみ。

<その他>

条例化が必要なものについては、議会との連携が必要。

NPO 側も議会と共に政策立案していく力量をつけないといけない。

議員の研修を NPO がしてはどうか。

(4) 「新たな公共」について

1990 年半ばまでは、住民要望の実現ができていたが、バブル崩壊によって困難となり、特に 2005 年くらいからは厳しい状況にある。住民には責任感がないため、一種の消費者モデル（有権者は神様です...的な）が政治に入ってきている。「公」の分野が崩壊しつつあり、行政は「共」の領域からも引き上げて、NPO に担ってもらうことを期待しているが、専従職員も確保できず、自立できるしくみもない。

(5) 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組について

「美し国おこし・三重」のしくみは、継続性を考慮していない。